

第百五十三回
国会

参議院厚生労働委員会會議録第十二号

平成十三年十二月六日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 阿部 正俊君
理事 田浦 直君
中島 眞人君
朝日 俊弘君
柳田 稔君
松 あきら君

委員

久野 恒一君
佐藤 泰三君
斎藤 十朗君
伊達 忠一君
鶴保 庸介君
中原 爽君
南野知恵子君
藤井 基之君
宮崎 秀樹君
今井 澄君
今泉 昭君
川橋 幸子君
辻 泰弘君
沢 たまき君
井上 美代君
小池 晃君
大脇 雅子君
森 ゆうこ君
西川きよし君

委員以外の議員
議長 櫻井 充君
議員 福山 哲郎君
衆議院議員

議長 熊代 昭彦君
厚生労働大臣 坂口 力君

副大臣 榎屋 敬悟君
厚生労働副大臣 南野知恵子君

大臣政務官 西川太一郎君
経済産業大臣政務官

事務局側 川邊 新君
常任委員会専門員

政府参考人 内閣府大臣官房
審議官 薦田 隆成君
内閣府政策統括官 岩田 一政君
総務省自治行政局公務員部長 板倉 敏和君
文部科学省初等中等教育局長 矢野 重典君
厚生労働省健康局長 下田 智久君
厚生労働省医薬局長 宮島 彰君
厚生労働省労働基準局長 日比 徹君
厚生労働省職業安定局長 澤田陽太郎君
厚生労働省職業能力開発局長 酒井 英幸君
厚生労働省老健局長 堤 修三君
厚生労働省政策統括官 坂本 哲也君
農林水産省生産局長 永村 武美君
畜産部長

説明員

会計検査院事務 増田 峯明君
総局第二局長

本日の会議に付した案件

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 建築物における衛生的環境の確保に關する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 建築物における衛生的環境の確保に關する法律の一部を改正する法律案(櫻井充君外四名發議)
- 男性助産婦導入反対に關する請願(第二号外一件)
- 開業助産婦の存続に關する請願(第三号外一件)
- 子育て支援に關する緊急対策に關する請願(第四号外二〇件)
- 公費負担の拡充による医療制度の改革等に關する請願(第六号外一三件)
- 保険料に關するの特例措置の復活等介護保険の緊急改善に關する請願(第一号)
- 乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に關する請願(第一四号外四五件)
- 介護保険、医療保険及び年金制度の改善に關する請願(第一五号外四一一件)
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に關する法律第十九条の改正に關する請願(第二六号外七八件)
- 安心して掛かりやすい医療に反する患者負担の再引上げ反対等に關する請願(第二九号)
- 十五歳未満の子供による臓器提供を可能とするための臓器移植法の改正に關する請願(第五四号外一三件)
- 介護保険、医療保険及び年金制度の緊急な改善に關する請願(第五六号外二六件)
- 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法による救済対象者の拡大に關する請願(第五七号外二件)
- 介護保険の緊急改善に關する請願(第六九号外二四件)
- 安心して暮らせる老後を保障するための年金制度の改善に關する請願(第二〇〇号外一三件)
- 医療費に對する国民負担の引上げ反対等に關する請願(第二四八号外四二件)
- 医療費に對する患者負担の引上げ中止等に關する請願(第二四九号外二六件)
- 医療制度、国民健康保険及び介護保険の緊急改善に關する請願(第三二三号外二二件)
- 年金・医療・福祉等の制度改革に關する請願(第三八〇号外三件)
- 医療費に對する患者負担の引上げ反対等に關する請願(第三八五号外一件)
- 食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に關する請願(第三八七号外一八二件)
- 助産婦の名称変更反対及び出産環境の改善に關する請願(第四〇〇号)
- 労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に關する請願(第四〇四号外二二一件)
- 賃金を始めとする女性労働者の労働条件の改善に關する請願(第四〇五号外一件)
- 国庫負担率の引上げによる医療保険制度の拡充に關する請願(第四〇六号)
- 遺族年金の併給に關する請願(第四四〇号)
- 安心して掛かりやすい医療保険制度に關する請願(第四七二号外六七件)
- 男性助産士導入反対、開業助産婦の存続等に關する請願(第五九四号外一件)

- 最低保障年金制度の創設等に関する請願(第六一九号外一九件)
- 保育・学童保育予算の大幅増額等に関する請願(第六五四号外三件)
- 病院薬剤師の人員配置基準の改善等に関する請願(第七六六号外三件)
- 保育制度の改善及び充実に係る請願(第七七九号)
- 介護保険制度の改善及び医療費負担増の中止に関する請願(第七八〇号外一九件)
- パート労働者の時間給引上げ等労働者のためのルールの確立に関する請願(第八〇〇号外一九件)
- 雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第八七〇号外一七件)
- 新業の早期承認に関する請願(第九五三号外二件)
- 小規模通所授産施設の運営費の改善等成人期障害者施策の拡充に関する請願(第九七四号外二件)
- 国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願(第九七五号外一件)
- 待機児童解消施策の緊急な強化等保育制度の改善に関する請願(第九七六号)
- 看護制度の一本化等に関する請願(第一一六九号外一件)
- 地域一般医療機関としての国立大蔵病院の存続に関する請願(第一二二九号)
- 安全で行き届いた看護の実現、医療事故対策のための第三者機関設置等に関する請願(第一二五〇号外一件)
- 児童扶養手当制度の見直し反対に関する請願(第一二五二号外二件)
- 将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願(第一二五三号外一件)
- 年金、医療保険及び介護保険などの諸制度の安定的運営に関する請願(第一三三八号)
- 継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

○委員長(阿部正俊君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

まず、政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省職業安定局長澤田陽太郎君外九名の政府参考人の出席を、また建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第一百五十一回国会衆第一七号)の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省健康局長下田智久君外一名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○西川きよし君 おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。

外は雨で大変寒くて、どうぞ皆さん方、風邪を引かないようにお気をつけたいと思います。外は雨ですが、中はさわやかにしっかりと実のある委員会にしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、きょうトップバッターということで御配慮いただいております。まず、新緊急地域雇用特別交付金についてお伺

いをいたしたいと思っております。

この事業につきましては、衆議院での審議、そして先日の当委員会の審議の際にもかなり議論になったところでありますけれども、非失業者の割合が極めて多い自治体がある、そういう事実等々の指摘もたくさんございました。そうした中で、今回はさらに事業の継続をしていくということになるわけですが、こうした問題について、まずどのような対応をおとりになったのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

大臣 よろしくお願いたします。

○国務大臣(坂口力君) おはようございます。

今、西川委員から御指摘をいただきましたとおり、現在行っております交付金の場合に、非常にいろいろの地域を、あるいはまたいろいろの試行を重ねていただいて、そして立派な事業をやっていたいただいているところもあるわけでございますが、中には、やはり失業者の採用ということに対して余り関心がなかったと申しますか、雇用対策としてこれが行われているという認識が非常に薄かったようなケースもなきにしもあらずでございます。

今回は、新しい交付金制度を創設するに当たりましては、やはり今回のこの事業が失業対策として行われている、これからの新しく失業者を採用していただいて、そしてこの人たちが将来の恒久的な雇用につなげていくような対策というものをそれぞれの地域において知恵を絞ってもらいたいということが総論としてお願をしております。

そうしたことをお願をする上におきまして、一つは、全体として事業費に占めます人件費の割合を八割以上に、少なくとも八割、それ以上にしても、それから失業者の受け入れ割合を四分の三以上に、こうしたことを一つの条件といたしまして、そしていろいろの計画を立てていただいた場合に、それを実行してもらった場合に、どういうふうな計画を立てたかということの後でこれを公表していただく、オープンに

していただくことにいたしました。社会的な責任というものが果たしていただこうとしているわけでございます。

また、余り具体的にあれもこれもいろいろなことを言いますと規制が多くて使いにくいという話があることも事実でございます。最近、あれはいけない、これはいけない、こういうふうにして、ああいうふうにして、これでは使いにくいじゃないかというような御意見も出てくるというふう聞いておりますけれども、しかしそこはひとつ御理解をいただいて、国全体で、地方も含めて雇用対策としてこれを行っていくんだということを御理解いただきたと思っています。

○西川きよし君 御丁寧に御説明いただきましてありがとうございます。

私もこの委員会ではたびたびこれまでに障害者の皆さん方の雇用の問題について大臣にも、皆さん方にも御質問をさせていただきました。そして、お答えももちろんいろいろと聞かせていただきました。

そこで、現在の障害者の雇用状況をぜひお伺いしたいと思っております。御答弁、政府参考人、よろしくお願いたします。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 雇用情勢につきましては、もう全体が大変厳しい状況が続いておりますが、そうした中で障害者の方について見ますと、平成十二年度におきます実雇用率、これは一・四九%と前年十一年度と同じ水準でございます。そうした意味では、実雇用率では横ばいという形になっておりますが、今年度に入りまして、上半期におきます障害者の解雇の届け出者数、これが千五百二十九人ございまして、前年度の上半期に比べて三三・九%増と大変ふえております。そして、この七月以降でございますが、障害者の就職率、職業安定所経由の就職率ですが、対前年同期比でマイナスがついているという大変厳しい状況でございます。

私どもも、雇用率の達成指導をさらに厳正にや

るとか、障害者求人開拓推進員によります新規求人の開拓、障害者向けの就職面接会、さらには十三年度予算、十四年度予算では障害者のトライアル雇用等々の措置もやっておりますし、厳しい状況で少しでも障害者の方が解雇されることなく就職が進むように努力していきたい、こう思っております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

こういう本当に世の中、不景気な状況、時代の背景でもありますが、今、局長さんが御答弁いただいたように、大変こういう方々の働く場が失われてきております。障害者の雇用状況についてもさらに厳しくこれからはなっていく、そうした中でこの事業においてはどれぐらいの障害者の方が就業されているのかと私自身もいろいろと調べてみたり聞いてみたりいたしました。

例えば地元の大阪ですけれども、大阪府では、就職困難層の雇用促進方針といたしまして、特に雇用環境の厳しい障害者については、すべての事業を精査し、雇用就業の促進に努めるとともに、委託企業等の理解を深めるための啓発活動を実施していくということで、十一年度、そして十二年度で五百四十七名の障害者の方が就業されているということでございます。資料ももちろんいただいたんですけれども、大変に配慮されているなという感じが率直な気持ちでございます。

こうした対応のあり方について、まず厚生労働省の御答弁をいただきたいと思っております。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 緊急地域交付金事業でございますが、地方公共団体がそれぞれ創意工夫を凝らして幅広く失業者等に雇用就業の機会を提供するというところでやっております。御指摘の大阪府におきましては、まさに障害者の方々が交付金事業から排除されないようにということも言って、かつこの事業で実際どれぐらい雇用されたかを把握されておられるということで、評価すると言々と大変口幅ったいんですが、頭の下がる思いをしております。

私どもも、地方公共団体がこうした形で自主的

に取り組まれている中で、いい事例、推奨すべき事例について今後とも他の自治体等々にも紹介をしていきたい、こう思っております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

局長様からも評価ができる、口幅ったいようでも僕もまさしくそのとおりだと思います。口幅ったいことではないというふうに思います。大臣は今までも例えば具体的には都道府県なり市町村に任せをするとの御答弁をされてきましたけれども、私自身は、そうした中でも都道府県なり市町村においてやはり障害者の就業についてはできるだけの配慮を持って取り組んでいただきたい、こういうふうにも思うわけでございます。改めてこの答弁は大臣にお願いしたいと思っております。

○国務大臣(坂口力君) 今回の制度を活用していただきまず場合に、ややもいたしますと失業者ということが中心になりますために障害者の皆さん方のことが忘れられがちになる可能性があると思っております。

しかし、今、委員が御指摘をいただきましたように、失業者の中には障害者の皆さん方もかなり含まれておみえになるわけでございます。いたしますから、やはりいろいろの雇用の場を創造していただく、そうした地域の取り組みの中で、やはり障害者向けのと申しますか、障害者もともに働いていただける、そうしたところもつくり出していく、創造していくという、そういう努力がやっぱり必要だろうというふうに思います。

今御指摘いただきましたことは、全国の市町村に對しましてそうした必要性があるということをお願いする意味で大変いい御指摘をいただいたというふうに思っております。

○西川きよし君 ありがとうございます。

そこで、この事業によります就業者に對する今度は雇用保険の適用についてぜひお伺いをしておきたいと思っております。この場合、雇用期間は原則六カ月未満となっているわけですが、こうした方々の雇用保険の適用について、まず政府参考

人に御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 新たな交付金事業によりまして雇用される労働者については、雇用期間原則六カ月とっておりますが、その事業につき通常の労働者と同じ労働時間で就業するとすから、その事業につき労働者のうち四分の三以上が失業者という条件をつけておりますが、そのケースで考えますと、四分の三の方々が普通の労働時間で一日働くというケースであれば雇用期間に関係なく雇用保険の適用はあるということになります。

ただ、その交付金事業につき場合に一日の労働時間が短いと。具体的に申しますと、一日といいますが、週で計算いたしますが、週の労働時間が例えば二十時間に満たないとか、二十時間を超えていても三十時間未満であつて一年以上継続して雇用される見込みがないというケースが多分この交付金事業では多いと思いますので、原則ですから、そうした場合には適用がないということになります。

○西川きよし君 そこでお伺いしたいんですが、この適用基準についてですけれども、この短時間就労者、いわゆるパートタイム労働者の適用基準については、一週間の所定労働時間が二十時間以上であること、そして一年以上引き続き雇用されることが見込まれることとなっているわけですが、けれども、一方、通常の労働者と同じ所定労働時間により就業する労働者については期間に関係なく雇用保険の一般被保険者となると。この部分について、非常にこれが複雑でわかりにくいと思うんですが、この今申し上げました二つの規定の趣旨について改めて御答弁をいただきたいと思っております。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 雇用保険制度は、基本的な性格として、自分の労働で賃金を得て生計を維持している労働者について、失業した場合に必要な給付を行う、そして生活の安定を図りながら求職活動等を支援していくという性格があるわけでありまして。

通常の労働者より短い時間で就業するパートタイム労働者につきましては、申しましたみずからの労働により賃金を得て生計を維持している労働者であるかどうかということにかかわってくるわけでございます。みずからの労働で賃金を得て生計を維持しているというラインがどこかということも考えた結果、週の所定労働時間が二十時間以上、そして一年以上引き続き雇用される見込みのあるというラインをつくって、この四月からこの基準で適用しておるわけであります。

一方、普通の労働時間を働く人については雇用期間の長短を問わないというのはなぜかということになりますと、今フルタイムとして通常の労働時間働いている人は、議論を細かくするまでもなく、みずからの労働で賃金を得て生計を維持している人という蓋然性が非常に高いということ、こういうことになっております。

○西川きよし君 そこで、会計検査院にお伺いをしたいと思っております。

平成十一年度の決算報告でこのあたりの検査内容が報告をされておりますが、ぜひその検査内容について御説明をお願いいたします。

○説明員(増田肇明君) ただいま御指摘のございました十一年度の検査報告事項の内容につきましては、ごくかいつまんでお答え申し上げます。

近年、企業におきましてはいわゆるパートタイム、アルバイト等の労働者がふえておりますし、また国あるいは地方公共団体に就いては非常に勤職員の数が多くなっております。こういう状況が踏まえまして、私ども、昨年北京道労働基準局ほか十六労働基準局等におきまして、これらの労働者の方々を使用している割合の高い事業主、それから国あるいは地方公共団体など、八百九十一の事業主を選定いたしました。労働保険料の徴収が適正に行われているかどうか検査いたしました。

その結果、事業主が、今御議論がございましたが、適用基準等の制度を十分理解していないといったようなことの原因で雇用保険の加入要件を

満たしているパートタイマー、アルバイト等、あるいは非常勤職員を保険加入させていない、そういった事態がありますのに、これに対する当局の調査確認が十分でなかったということで、保険料の徴収が三百九十八の事業主分として計二億四千八百七十七万九千九百三十六万九千九百九十九円が過大になってしまったものが百七十六事業主分におさまって計五千九百三十六万九千九百九十九円になりました。そういったことが内容のものでございます。

以上でございます。

○西川きよし君 今の御報告には、雇用保険の加入要件を満たすパートタイマーやアルバイト等、非常勤職員を保険加入させていなかった、そしてその背景の一つに制度を十分理解していないという説明をいただきました。また、都道府県の労働基準局においてこれに対する調査確認が十分でなかったと。

そうした指摘に対して、今度お伺いしたいのは、労働省がとられた当時の措置について政府参考人より御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人 澤田陽太郎君 平成十二年十一月に会計検査院から指摘をいただきました。それを踏まえまして、厚生労働省になる前の旧労働省、それから統合後の厚生労働省として、それぞれ昨年の十二月、あるいはことしの三月に二つのことを当時の労働基準局、現在の都道府県労働局に指示をいたしております。

一つは、事業主説明会などあらゆる機会を通じて短時間労働者の雇用保険の適用基準、これを含みます労働保険関係法令等の周知徹底を図ること、もう一点は、労働保険料の申告書の審査に当たりまして、短時間労働者に該当する者がいるかいないか十分な確認を行うというようなことを指示しております。それにあわせて、労働保険の適用徴収を担当する職員のいわば研修をしっかりとやるのが大事でございますので、それを実施しております。

その結果だけではないと思ひますが、その結果もありますし、十三年の四月から先ほど申しまし

た新しい適用基準でやっておりますので、この十月現在、短時間被保険者の数が百三十二万人となっておりまして、昨年の十二月と比較しますと約三十五万人増加しているという状況でございます。

○西川きよし君 そこで、今回の会計検査院の検査対象は国または地方公共団体も含まれておりまして、その周知度の状況に疑問を感じざるを得ないわけですが。それと、地方公共団体の場合は、地方公務員法二十二条の二項及び五項の規定によりまして、六月を超えない期間での緊急の場合または臨時の場合の職員の任用を認めているものであって、六カ月未満ということではいわゆる失業給付の対象となりません。

ですから、雇用保険の加入義務を知っていないがらも掛け捨てという認識から加入させていないというところもこれは事実でありますし、例えば一回の更新ができるのか、その後の就業状況によっては合算の対象にもなるということも理解をしておりますけれども、この掛け捨てという認識についてはどのようにお考えでございますか。

○政府参考人 澤田陽太郎君 雇用保険の失業給付は、どういう目的といたしまして、どういうケースを想定して給付するかどうかという点であります。経済活動が変動する中で常に失業等の、私どもの用語で言います保険事故というものは発生が避けられないということがまずベースにございます。それで、雇用者であればおよそその失業という保険事故に遭う可能性があるわけでございますので、すべての被保険者、それからすべての事業主に広く薄く負担していただくという思想でこの雇用保険ができております。

したがって、保険財政を健全に運営していくというためにはその被保険者が一定の期間保険料を納めていただくということがいわばある程度前提になるわけでありまして、一人の方が短期間で頻繁に失業給付を受ける、保険給付を受けるというところは、みんな広く薄く負担してお互いに助け合うという観点からしますとささか問題が

あるわけがあります。そういうことで過去一年間に通算して被保険者であった期間が六カ月以上を要するという条件をつけているところであります。

○西川きよし君 その場合、お伺いしたいのは、規定どおり加入している事業所に對して加入をさせていない事業所もあるわけですね。やはりこれは不公平であると思うわけですが、もうこうした事業所には指導の徹底等々必要ではないかなというふうに思うわけですが、この点に對してはいかがお考えでございますか。

○政府参考人 澤田陽太郎君 先ほどの御質問で掛け捨てについての認識ということでございましたので、ちょっとその点を申し上げますと、先ほども申しましたような考え方では仕組みができておりますので、この雇用保険制度は掛ける人から見ますと積立制度ではなくていわば掛け捨て制度になつていくわけがあります。

そういう制度の仕組みであることを保険料を負担する事業主、労働者の方に十分理解していただくよう努力しておりますが、なかなか掛け捨てであるということについては、これは制度の事実であるから、一つの選択として給付の見込みがない場合には入らないという逆選択みたいなものが出てくる可能性がありまして私も困っているわけですから、御指摘のとおり、まさに制度の上から考えますと、加入する人しな人しな人が出て、それを見逃すことは大変な不公平、正義に反するわけでありまして、私も都道府県労働局、それから実際の公共職業安定所の方で事業主に対して説明会とか労働保険徴収料を年一度にまとめていただくとかいうときに周知徹底にこれ努めております。周知徹底だけではなくて、実際に労働保険の徴収事務をお手伝いいたしたいと思ひます労働保険事務組合の方にもよくお願いしておりますし、ぎりぎりのケースでいけば事業所に出向いてしっかりと調査をするということも必要に応じてやっておりますので、そうした努力をきっちり積み重ねて不公平がないように十分気をつけていきたいと、こう思っております。

○西川きよし君 ぜひ細やかに、今御答弁いただいたとおり、よろしくお願ひを申し上げます。

そして、今回のこの緊急地域雇用特別交付金事業についても原則六月未満ということでございますが、六カ月以上が対象となる失業給付を受けることができないわけですが、このあたりは六カ月未満という部分で柔軟な対応をとっていくといった配慮が私自身は必要ではないかなというふうに思ひますけれども、こちらのお答えはぜひ大臣にお願いしたいと思います。

○国務大臣 坂口力君 今、ずっとお聞きをいたしておりますが、やはり雇用保険というのは六カ月という一つの期限が切つてあるものですから、今回のように六カ月以内という雇用形態を提示いたしますと、そうしますとその部分だけではなかなか当てはまらないわけですね、この雇用保険が。しかし、その前に勤めになつていた人があればそれはプラスされるわけでございますし、そしてこれから後、新しくまた雇用になればその分というのはプラスされるわけですから、生きていくことは間違いがない、単なる掛け捨てというわけではないというふうには思ひますが、その特別交付金の期間だけをとりまして、この期間での雇用保険というのが生きてこないとというのは御指摘のとおりだと思ひます。

今回、六カ月ではなくても少し、もう半年引き続いてお願ひをした方がよいというふうな判断をされる部分につきましては延長していただくことも可能にはなっておりますけれども、それにいたしましたとしても多くの方は半年間ということでございますから、この問題、いろいろの問題を残すことになるのは私もよくわかつていますが、しかしそれは、先ほど申しましたように、その半年間ということだけでそれがすべて終わりになるわけではありせんから、すべてそれが掛け捨てになつてしまふというわけではない、生きることもあり得るというところは言えるんだらうと思ひます。その辺のところを少しこれから議論をまたしてい

たいと思います。

○西川きよし君 お一人お一人にとっては本当に大変な問題だというふうに思いますので、どうぞ、今、大臣が御答弁いただきましたように、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に移りたいと思います。

雇用の受け皿整備に関連をして、介護サービス基盤の整備についてぜひ伺いをしたいと思えます。

この介護サービスの基盤整備については、平成十六年度までに特別養護老人ホーム三十六万人分、介護老人保健施設二十九万七千人分、そしてケアハウス十万人分、このように見込まれていくわけですが、こうした整備によって雇用の受け皿として、この雇用の受け皿の効果についてですけれども、大臣といたしましてはどのように現段階ではお考えでしょうか。ぜひ御答弁をよろしく願います。

○国務大臣(坂口力君) とりわけ社会福祉の面でのケアハウスの面をこれから充実させていくということになれば、ここで新しく雇用が生まれることは間違いがございません。非常に期待をされているところでもあるわけでございます。

それで、平成十一年度のゴールドプラン21における平成十六年度のサービス提供量の見込みを考えました場合に、高齢者介護分野におきまます労働者の需要につきましては平成十一年度は約六十六万人だったわけですね。それで、平成十六年度にはこれが百万人になる予定でございます。増加する予定でございます。そういったしますと、五年の間に四十万人ふえることになるわけでございますから、これを単純に割りますと年間八万ということになるわけでございますから、少なくともこの八万人前後の雇用の拡大には結びつくであろうというふうに思っております。

○西川きよし君 そこで、その中でPFI、この制度を活用したケアハウスの整備の促進、今、大臣の御答弁の中にもありましたけれども、この整備促進ということでこのケアハウスは目玉の一つ

にもなっておりますわけですが、今後、具体的にどのような方法で整備をしていくお考えであるのか、このあたりの考えを聞かせていただきたいと思えますし、まず冒頭で、会計検査院の平成十二年度の報告の中でケアハウスの事業が効果的に実施されていない国庫補助金相当額が二十三億円を超えるという指摘もございします。

この問題について、まず指摘の内容を会計検査院にお伺いしたいことと、またその後の対応について厚生労働省に御答弁をいただきたいと思えます。

○説明員(増田肇明君) お答えいたします。

ケアハウスにつきましては、ただいまもお話がございますけれども、ゴールドプランにおきましては平成二年度から十一年度までの十年間で十万人分を整備するということになっておったわけでございますが、その実績は四万四千程度になっているというところであります。その後のゴールドプラン21におきましては十六年度末で十万人分を整備するということですので、十六年度までの五年間でこれまで施設整備をしてきた実績以上の整備をするということになっているわけでございます。

私どもといたしましては、ケアハウスの整備がこのような状況にあるということ踏まえまして、今回、これまでの整備事業が補助金交付の点から効果が十分上がっているかという点を中心にいたしまして、施設開設後二年以上を経過している八百十四のケアハウスを対象にいたしまして検査を行いました。

その結果でございますけれども、全体としての平均の入居率は九三％程度になっておりまして、中には入居率が七〇％に満たないということとで補助金交付の効果が十分上がっているとは認められないものがございます。こうした施設は全部で二十六あったわけでございますけれども、これら二十六施設の入居率の平均は五一・九％になっておりました。それから、これらの施設における空き部屋に係る補助金相当額、これが今お話

がございましたように二十三億二千五百十五万余円になっていったというものでございます。

そして、このように補助金交付の効果が十分発現していないケアハウスが発生する原因といたしまして、私どもといたしましては、ケアハウス整備計画の策定時に病院あるいは商店街からの距離など入居者が生活する上での利便性あるいは快適性などに関しまして立地条件の検討が十分でなかったのではないかと、あるいは管理費の支払い方式に例えば分割方式を取り入れていないといったようなものがございます。管理費を準備することができない方々の入居を困難にしているといったようなこと、そういう意味で施設の管理運営に問題があるということでございますが、そういった点に原因があるのではないかとこのことを含めまして厚生労働省に對しまして指摘を申し上げたものでございます。

以上でございます。

○副大臣(榎屋敬悟君) 西川先生お尋ねのケアハウスでございますが、今、会計検査院の方から御説明がございましたとおり、私ども厚生労働省、ケアハウスの利用実態といえますか、補助金の効果という観点で御指摘、是正要求をいただいているところでございます。

それに対してどういう対応をしているかということですが、ケアハウスは御案内のとおり食とそれから住のサービスを提供するというものでありまして、端的に言いますと、食事の用意といたしますか、なかなか難しいお年寄りの方にお住まいと食の提供をするという、言ってみればこれからの高齢化社会における高齢者福祉の基盤整備として私どもゴールドプランに沿って整備を進めてきているわけですが、ただいま御指摘をいただいたような状況もあるのも確かでありまして、今御説明がございましたように、二十六施設の状況を御説明いただきました。入居率が比較的低い事例を御指摘いただいたわけですが、そういう自治体はそんなに多くはありませんので、全体としては九三％まで利用されているというこ

ともあるわけでありまして、入居率が低いという具体的に指摘をされました施設を所管する自治体に対しまして、速やかに空き部屋解消のための努力をしていただくということで、個別に指導させていただいたというところでございます。

それから、今も御説明がありましたように、施設整備計画をつくることの際にはやはり整備計画の内容、立地条件や施設の立地等について十分審査をする必要があるということもありますので、すべての都道府県に對してそうしたことについても指導させていただいているところでございます。

今後とも、せっかくの基盤整備でつくりました体制でありますから、利用促進について努めていきたいと考えております。

○西川きよし君 御丁寧に御答弁いただいております。

ただいま会計検査院そして榎屋副大臣、御答弁いただいたとおりでございますけれども、このケアハウスの整備につきましては、その他の老人福祉施設に比べまして、当初の目標、今もお話に出ましたが、下回っておりますけれども、以前この目標を引き下げた理由について御質問をさせていただいた際に厚生労働省の御答弁では、地方では持ち家が多いことから集団生活になかなかなじまないということとございました。都市部の周辺でしか需要が顕在化しない、それから利用料の問題ですけれども、利用料の負担の問題がやっぱりありますと、このような内容の御答弁をいただいたわけですが、この点、これまでの整備が思っているほど進んでいなかった理由をどのようにお考えであるのかということをお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(堤修三君) ケアハウスにつきましては、今、先生御指摘のとおり、ゴールドプラン21では十万人という目標を掲げておりますけれども、十二年度末、十三年三月の直近でいきましても四万八千二百五十七人と半分弱というところにとどまっております。

こういうふうに整備が進んでいない理由といた

しましては、例えば地方の場合、特に地方において整備の問題があるわけでありまうけれども、地方の場合には持ち家が多いということがございまして、ケアハウスの利用者として考えられるひとり暮らしとかあるいは体の虚弱なお年寄りにとりまして、持ち家を持ちながら別途ケアハウスのための家賃負担するというのはなかなか負担の問題として重いものがあるんじゃないかと、あるいは一応共同生活になりますので、そういう共同生活に対してふなれというふうなことで都市部と比較して需要が顕在化していないではないかというふうなことが考えられるのではないかと思います。

全体として見ますと、そういう意味では地方はなかなか難しい問題はあるかと思ひますけれども、逆に都会地では特養ホームが足りないというふうな御指摘もありますので、ケアハウスについては民間企業の参入も認めて、さらに公設民営方式によるPFIの活用というふうな格好で少し整備の促進策も講じてまいりたいというふうに考えております。

○西川きよし君 ありがとうございます。大変難しい問題でありますけれども、本当によろしくお願ひしたいと思います。

我々もいろんなところを、特別養護老人ホームも回らせていただきますし、養護老人ホームもそうですし、軽費もケアハウスも、本当にいろいろなところでいろいろなお話を、そして見せていただいたら、一時期自分も将来はそういうところに住みたいなというふうな、先ほど副大臣がおっしゃいましたような内容のことでお年寄りに聞きますと、あこがれている方々も、しかしまたお金の問題、そして先ほどの地域性の問題、いろいろあります。

例えば、地方自治体と社会福祉法人に限定をしている特別養護老人ホームの整備が進んでいることを考えますと、単に設置主体を民間企業へ拡大をすることだけでは簡単に需要が伸びるとは考えにくいのではないかなというふうに思うわけ

です。やはり、利用者にとっても開設をする側にとっても、双方魅力のあるものでなければならぬというふうに思ひます。

例えば、利用者側といたしましては、介護が必要となつたときにケアハウスに住み続けることができるのか。もし出ていかなければいけない、つまり退所しなければならぬときに、じゃ行き先は確保されているのか、このあたりの不安が非常に大きいという声をたくさん伺ひをいたします。介護保険の導入後は特定施設入所者生活介護の適用ということでそのあたりの問題が解消するのではないかと、この期待もあつたわけですが、この適用を受ける施設が非常に少ないという点についてはどのように考えておられますか。

そしてまた、今、ユニットという方法に大変大きな期待が寄せられているわけですが、僕なんかもお話を聞いたり勉強する中で、あそこはいないなというふうな思ひわけですが、今後この整備に向けて、大変質問の幅が広がって時間がかかる答弁だと思ひますけれども、榊屋副大臣、たつぷり時間がありますので、ひとつわかりやすい答弁をいただきたいと思ひます。

○副大臣(榊屋敬悟君) 本当に西川先生、極めて重要な視点、介護保険制度あるいは高齢者福祉のたぐいまれな現場で起きております問題を十分把握していただいて、極めて大事な指摘をいただいているというふうに思ひしております。

今、ケアハウスの特定施設入所者生活介護という言葉を使つていただきましたけれども、ケアハウスの場合、基本的には、先ほど言ひましたように、自炊はなかなか難しいという程度の、そうは言ひつつもなかなか一人で自宅での生活は難しいという方に食と住のサービスを提供するという形態でありますけれども、介護が必要になつた場合には外のサービスを利用するということも可能であります。

委員おっしゃつたように、介護保険が始まつてからは、特定施設入所者生活介護ということで、

ケアハウスにお住まいのその状態を、いわゆるそこで特別養護老人ホームと同じようにサービスを提供しようとする。こういう施設形態、ケアハウスでありながら介護のサービスも提供できる、その場で提供できるという仕組みを導入しているわけでありまうけれども、御指摘をいただきましたが、これがなかなかまだ進んでおりません。平成十三年三月時点、三月、四月の時点でありましたが、ケアハウス二千三百三十五のうち特定施設として指定を受けている施設が二十九施設ということで、まだまだ進んでいない状況であります。

この原因といたしまして、ケアハウスの制度創設当初からの目的は、ひとり暮らしでは不安がある、私が申し上げたような高齢者の生活を支援するというものであつた。要介護者向けに特化したサービスを提供するというものではないというところもある。要するに何を言ひたいかというところ、まだ入つておられる方は比較的元気な方もいらつたように、現時点では、先ほど言ひましたように、特定施設の指定を受けなくても外部のサービスは利用できるということで、入居者が利用する形態もあるわけでありまうから、外部サービスを利用するという形態も選択できるといふことで、介護保険が始まりまして今日まで二年ぐらいたつておりますが、まだ比較的そうした特定施設として手を挙げられる施設が少ないという状況であらうかというふうに思ひしております。

ただ、今後は、当該ケアハウスが整備をされて年次を経ているということ、そういう施設もふえるということ、さらには介護保険の定着ということもありまして、先生がおっしゃつたように、ケアハウスでありながら、その場でずっと介護を受けることができる、将来介護が必要になつても介護サービスを受けられるという施設としてのニーズといひますか、希望ということも出てくるわけでありまして、今後、特定施設の指定を受けるケアハウスはふえてくるのではないかなというふうに私どもは期待をしているところであります。

ないということいろいろ考えてみますと、先生御指摘がありましたケアハウスをユニットと、例えば特別養護老人ホームと同じような機能を持たせて、特定施設として役割を果たしていただくというふうな考えた場合も、やはり今我々が検討しております新型の特別養護老人ホームといひますか、個室を中心にしてユニットで、十部屋ぐらいの小さい単位でもってユニットで介護サービスを提供するという試みを今行つております。

試行していただいておりますところは極めて成果がいいといひますか、利用者の喜びの声もあり、施設の方もこれは新しい特養としてこれから展開できるのではないかなというふうに思ひつておられます。ましては、新しいケアハウスの整備に当たりまうことも前提にしながら、ユニットケアが実施できるようなそういうハード面での整備ということも整備計画の中で十分審査をしながら、指導しながら整備を進めていきたい、このように考えておるところでございます。

○西川きよし君 御丁寧に本当に詳しくわかりやすく御答弁をいただいております。ありがとうございます。

我々も日々勉強ですからいろいろなところへ回らせていただくんですけども、完全なものといふのは本当にございませぬし、ユニット方式なんか本当にいいなと思ひますけれども、大体そういう施設へお訪ねしても、男性の方は大体おとなしい方が多いですね。外を向いてたばこを吹かして、ああ、きよしさん、来てくれたのかということ喜んでいただけるんですが、大体一人で行動なさつてゐるか、あとは本当にお元氣な方で将棋を指しているか。女性の方々はもう本当に御一緒に、川柳だとか俳句だとか、編み物をしたり押し花をしたりとか、いろいろ仲よく楽しく生活をしてもらえるんですが、その中であつても人間同士の生活ですからなかなか人間関係が難しい。

そういう意味で、先ほど副大臣がおっしゃいましたこれからの個室、そしてまたユニット、大変いいことだと思ひますけれども、その中でもいろ

いる難しい問題は多々あると思いますが、どうぞよりよい方向へひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

これは余分になりますけれども、自分も将来はそうなるのかなというふうに思いますけれども、先ほど申しましたように、先に家内に先立たれたりしたときなんかはやっぱりこちらの方へお世話になりたいなんて、回らせていただくとやっぱり思いますね。豪華にこしたことはないけれども、そうではないに、人の声を聞きながらみんな仲よく生活をさせていただきたいと、こういうところがもともとと進んで開けていくいいなというふうに思います。

この間、奥さんがお亡くなりになったという男性にお会いしたんですけれども、やっぱりおばあちゃんがお亡くなりになると男の人は極端に本当に弱ってしまいます。そういう方にどういうところでお住まいになっていただくかといったら、こういうユニットというところがあるからいいんじゃないか。御主人に先立たれたおばあさんという方は、お気の毒ですねと申し上げても、全然お気の毒のような感じではないんですね。何を言っているんですか、西川さん、おじいさんが死んだからって私が弱くなるわけではないんです、私の青春はこれからなんというふうな。

そこにはやっぱり平均年齢といいますが、女性には八十四歳を超えておりますし、男性は七十七歳。何でも平均で七歳も差があるのなというふうに思うわけですけれども、現場へ参りますというんなお話を伺いますし、そこで皆さん方は結局お金をなかなか使わないと言んですが、我が家もそうですけれども、年金などは一緒に暮らしておりますも本当に教えてもらえないと。

やっぱりお金の問題、そして利用料の問題。お金はどうなっているの、お金はどうなっているのという質問を大変よく伺いされるわけですけれども、例えば一括方式、分割方式、併用方式の中で一括方式を採用する場合、相当の負担額となりますし、さらに必要以上に豪華な施設、何力所か

は見せてもいただきましたけれども、こうなりますと当然多額の利用料が要りますし、その場合、年金収入がかなりたくさんある方でない利用ももちろんできないわけです。

こういう状況ですけれども、この点で思うのは、できるだけ費用負担を軽くするという意味でもこの支払い方式を分割方式に統一できないものかなというふうに考える次第ですけれども、政府参考人にお答えをいただきたいと思っています。

○政府参考人(堤修三君) ケアハウスに入居されている方々には、家賃相当分といたしまして施設の建築費用のうち公的な補助が出ない分、設置者が自分で出した分について家賃相当分として利用者に御負担いただくということになっております。その御負担の方法が、今、先生御指摘いただきましたように、一括方式、分割方式、両方の併用方式と三つありまして、それぞれ各施設の判断で選択をするということになっているわけでございます。

現状で見てみますと、一括方式の場合に、先生御指摘のように、一番最初に、入居時に四百万円から五百万円といったような相当な高額を支払わなければいけないということになりまして、逆に分割方式の場合には月々一万円から五万円程度というところで、そういう意味では利用しやすいというふうなこともございます。

今の一括方式等の場合、確かに収入が高い方とあるいは資産がある方でないと入居できなくなるということも考えられますので、基本的には各施設の判断ということにしておりますけれども、私も厚生労働省としても何らかの対応が可能かどうか、ちよつと検討させていただきたいと思っております。

○西川きよし君 ぜひよりよい方向への検討をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

今日、いろいろとお話をさせていただきましたけれども、高齢化の進展とともに施設へのニーズが非常に多くあります。結果といたしまして、これまでケアハウスの整備がうまく伸びてこな

かった、その背景にはやはり利用者側にも経営者側にも魅力が乏しかった、そういう地域性の問題だとかいろいろ御答弁はいただきましたし、自分もよくわかるわけですが、やっぱり魅力が乏しかったのかなというふうにも考えます。

間違いないところだというふうに思うわけですが、しかしその一方でできる限りは自立に近い形で老後の生活を送りたいとの希望も強いわけですから、今後の整備に当たっては、今回の試みも含めまして、できる限りそのニーズにこたえていくための方策というのが大変に必要になってくると思います。

この点について大臣に最後に御答弁をいただきまして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

○国務大臣(坂口力君) ケアハウスのお話をさせていただきましたが、このケアハウスを私も見ておりまして、利用者が十分でないというのは、やはりここは使にくいところがあるんだろうと思うんですね。

先ほどおっしゃいましたように、いわゆる分割払いができるかどうかというふうなこともございまして、それからちよつと入院をいたしますと、前は三月月々ら入院をするのと明け渡しをしなきゃならないというふうなことがあったり、今はどうなっていますかね。――失礼しました。特養とこつちやになっておりました。済みません。

このケアハウスの中の生活というのが非常に単調になりがちになる。委員も御指摘になりましたように、女性の皆さん方は新しく対応されるわけでございますけれども、男性はやっぱりうまくそこが対応できないものですから孤独になります。そこが対応できないものですから孤独になります。そこが対応できないものですから孤独になります。そこが対応できないものですから孤独になります。

孤独です。もう部屋にこもりがち、こもっている以外にないわけですね、いろいろお友達ができないということになります。さりとて、そう外にもそんなに自由に出られるというほど体力がないというような皆さん方が非常に私は困ると思うんですね。

お元気な方はそんなにお入りにならないわけですが、い々ゆる特養等で手当てをいろいろしてもらわなきゃならないほどではないけれども、しかし御自分で生活はやり難いといつたような方がお入りになるわけでございますから、どうもその中で孤独に、孤独を味わいながらと言った言葉はえらいよろしいですけれども、孤独になりながら、そしてその中でだんだんと心身ともに弱っていくというケースが非常に今多いというふうに思いますが、その辺のところをどう乗り越えていくのか。

職員の人の中にはお一人かお二人おみえになるだけでありまして、そんなにおみえになるわけでもありませんから、買い物に一緒に行きましようと言つていつてもらえるわけでありまして、その辺のあり方というものをもう少し考えて、心身ともにやや弱った皆さん方ではありますけれども、もう少し回復のできるようなことも考えながら、そうした手を差し伸べることでできるようなケアハウスでありましたら私はいいと思うんです。

例えば、リハビリテーションができるような場所を持ったケアハウスというのはそう私が見た限りにおきましてはございません。老健でありますとか特養に入りましたらそうしたこともできますから、そういったしますとある程度元気にもなっていく。しかし、それもなし。ただ部屋から外へ出るの食事のときだけということになりますと、やっぱり何となくそこでの暮らしというものが楽しくないということになってまいりますので、もう少しその辺の工夫をしてさしあげないとこのケアハウスというのは今後進んでいかなければいかというふうに思います。

私も最初は、これは自分も将来は一人になったらこへ行くかなと思つたことがございますけれども、しかし一人になつてあの中でじつとしていなきゃならなくなつたらどうするかと思つたとき、こもいかげなかなという気もするわけでありまして、もう少しその辺のところを、部屋

をつくりました、どうぞここへ入ってください、食べ物をつくりますというだけでは、やはり人間という気は動物と違いますから、ぐあいが悪いなという気がいたします。その辺のところを部屋があくというところに私は結びついてるように思いますので、やっぱりもう少し、人生の最終段階でございまして、最終を迎え入れるにふさわしいことを考えていかないといけないのではないかと私も日ごろ思っている一人でございます。

○西川きよし君 済みません、あとまだ三分残っておりますので、申しわけございません。

本当にありがとうございます。日々の生活の、いつも寄せていただいている、特養とか養護だとか軽費、ケアハウス、老人保健施設などをいろいろと回らせていただくんですけれども、そういった中で生活、もう細やかに我々見せていただくんですけれども、まさしく今大臣がお答えをくださったとおりでございます。

ここでこうしてお話をさせていただいて、そして随分距離があるように思うんですけれども、ここで質問をさせていただいてお答えをいただくことが、あ本本当に距離は遠いけれども毎日の生活の中には大変身近にございますか、本当に関係深い、細やかなところについても本当に一言一言大臣、副大臣、政府の皆さん方にいただくお答えが、毎日の生活の中で皆さん方が本当に右に行ったり左に行ったり、上へ走ったり下へ走ったり、そしてお一人お一人の心が右に動いたり左に動いたり、楽しかったり寂しかったりつかつたりというのはいまはまさしく今大臣がお答えいただいたとおりでございます。

ユニットという話も出ましたし個室という話も出ておりますけれども、よりよい方向へお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○井上美代君 日本共産党の井上美代でございます。

私は、先日の本会議の質問で、政府の雇用対策の最大の問題点というのはルールなき大量解雇を

野放しにしていることだということを指摘いたしました。今重要なことは長時間労働の抜本的改善で、そして雇用拡大を急ぎ進めていくことだというふうに考えております。しかしながら、残念ですけれども、今回の雇用対策の臨時特例法案もその点ではやはり大リストラ、合理化から労働者を救うものではないというふうに私は読みました。

電機だとか自動車、これ二十社としましてあとNTT、これだけで三十万にも上る人員削減が出されております。これがまた雇用不安を、そしてまた将来不安を募らせておりますし、消費の落ち込みと景気の悪化を招いているという、こういう悪循環に陥っているというふうに思うんです。小泉内閣の構造改革が進めば進むほど、この悪循環はひどくなるということが明らかにしているというふうに思います。この政策は既にそういう意味では破綻しているんじゃないかと労働者の立場から思うのです。

私は、国連の社会権規約委員会の文書をずっと読んでおりますけれども、日本政府に対して、中高年労働者の雇用と給与の不安定な実態と日本の労働者の長時間労働について、人権を侵害する問題としてその是正を勧告しております。

私は、こうした問題について政府の姿勢をお聞きしたいというふうに思っております。まず、中高年の労働者の問題なんですけれども、現在のリストラの特徴というのは、中高年労働者に対して、四十五歳を過ぎていくとか五十五歳を過ぎていくとかいうことで一律に退職、転職を勧奨し、そして強要しているということがあります。

私はきょう、やはり具体的に例を挙げながら、わかりやすいと思いますので例を挙げて質問をしたいというふうに思います。

鉄鋼大手の五社の一つで住友金属というのがあります。ここはこの四月に大リストラ計画を発表いたしました。これは住友金属本体を純粋な持ち株会社にして、そしてあと各製鉄所を事業ごとに分社化をするということです。そして、今、出向させられている約九千人がいるんですけれども、

その九千人については一たん全員を退職させる、そして出向先に転籍させ、そして三百億円コスト削減をしようとしているわけなんです。

さらに、中高年の労働者にとって重大なのは、この住友金属が六十歳定年を決めているながら五十歳の一律退職勧奨制度を導入したことなんです。昨年の八月から来年の三月までですけれども、六十歳の定年を迎える約二百人ですけれども、これを一律にして退職に追い込もうというわけなんです。十一月の末までに九百九十名の対象者が泣く泣くやめざるを得ませんでした。三月までにと二百人がやめさせられるというふうになっております。

【委員長退席、理事中島眞人君着席】

対象者となった中高年労働者の方々からは、六十歳定年導入と引きかえに五十歳からは定期昇給が七〇％、七割カットされ、そして賃金が減らされてきた、その上今度は定年前にやめてくれと、これは一体どういうことかと、詐欺じやないかと、こういうふうな労働者は言っているんじゃないかと、そしてまた、年金の支給も開始年齢が上がりましたので一体どうやって生活すればいいのかと、こういうふうな言って自分たちの不安と悩みを訴えておられます。

私は、このような定年前に一律に退職勧奨制度を持ち込んでくる、こういうことは定年が六十歳を下回ってはいけないとしている高齢者の雇用安定法、この四条に書いてあるわけですから、これにやはり違反するのではないかと考えているわけなんです。

大臣はどのような見解を持っておられるのか、大臣にお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○副大臣(南野知憲子君) 私がだめであれば大臣におかわりさせていただきたいと思いますが、まず先生の御質問である六十歳未満の定年、これを禁止した高齢者雇用安定法に違反するのではないかとというお問い合わせでございますけれども、高齢者雇用安定法におきましては、定年という

のは六十歳を下回ることができない、そのようにされているところでありますが、定年ということを考えてみますと、労働者が所定の年齢に達したことを理由として、自動的にまたは解雇の意思表示によってその地位を失わせる制度というものを指しているということでございまして、先生のこの事案につきましては、御指摘のような事例は、詳細を承知していないのではありませんけれども、労働者が退職することにつきまして同意し、勧奨に応じられているのであれば高齢者雇用安定法の定年の規定には違反しないというふうに考える次第でございます。

○国務大臣(坂口力君) 私も個別の問題につきましては存じておりませんが、いずれにいたしましても、大きい企業でございますから労働組合もちゃんとあるんだらうというふうに思います。そこでいろいろのお話し合いが成立してそういう結論に達したのではないかとこのように思いますが、その間どういうふうなお話し合いがされたのかというのを私はよく存じておりません。しかし、相互の何らかの合意がなければ私はなかなかできにくいことだというふうに思う次第でありまして、その辺のところもよく一度話を聞いてみたいものだというふうに思う次第でございます。

○井上美代君 私は、六十歳定年を決めていて五十九歳というのでやめさせていくわけですから、やはり国民としてもこれを聞いた絶対納得できないと思うんです。私も今の答弁では納得いたしません。こんな制度が許されるならば、大臣、五十八歳でもいいし、五十七歳でもいいし、五十五歳でも企業がやるままになるということではありませんか。一律に退職勧奨をしようというところになるわけなんです。こんな動きがほかの企業にもどんどん広がっていくことはあり得るんです。いろんな手を使っておりますが、きょうは私、例を具体的に挙げたいから一つ挙げていますけれども、これが特別なものではないということ

私は強調しておきたいというふうに思っています。

六十歳定年制がこれではもう形骸化していくと思ふんです。これを五十五歳とかずつと下げていったら、本当に六十歳定年がやつと定着してきているのに、それが形骸化される。高年齢者雇用安定法の第二条の二に基本理念が書いてあるんですけれども、ここでは高年齢者などは職業生活の各段階ごとにその意欲及び能力に応じ雇用の機会が確保されるようにと書いてあります。配慮されなければならぬと、こういうふうにも定めてあります。定年まで意欲と能力のある労働者の働き口を確保するということが言ってみればこの法律の趣旨なのです。定年を下回る年齢によって一律に退職を求めるなどということはこの法律の趣旨に反することはもう明らかではないでしょうか。

大臣、このことについて御答弁をいただきたいんです。次の現象としてずつと変わっていくということがあるんです。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 住友金属の例を出されましたが、定年制が六十歳ということのようでありました。したがって、それ以前に、委員は一律に退職勧奨するというふうにおっしゃっていますが、制度としては希望退職募集制度を設けて、五十九歳になった人たちにそれに応ずるかどうかを労使が話し合った上で会社側から提案するということになっているんだらうと思ひます。繰り返しになりますが、副大臣から申し上げたように、本人が同意して退職するのであればこれは高年齢法四条違反でもありませんし、高年齢法の二条の二の趣旨を損なうというものでもないと思ひております。

まさに、希望退職募集制度の多くを見ますと、定年到達以前に募集するケースであれば、例えば退職金を積み増してその後の同意した方々の新たな職業生活に対する支援をするとか、いろいろな条件があつて、労使でそういう制度を設けたというふうに考へております。

○井上美代君 どこまでもないと、それははないということを言っておられるんですが、私は今の答

弁でも納得はしません。

国民の雇用というのには守られなきゃいけないというのにはもう憲法二十七条にも書いてあるとおひだと思ひます。やはり、定年制を形骸化することになるということは、私、今のままで行けば必ずそうなるというふうに思つております。だから、このことは定年制を崩していくんだということをもう本当に重ねて私は申し上げまして、次へ移つていきます。

やはり同じ企業のところなんですけれども、ただ勧奨をして退職を強要しているということでは、単純なものではないんですね。退職の強要をやっているんですけれども、ある労働者の話を聞いてみると、係長がまず勧奨して、部屋に呼ぶんですね。そして今度はまた人事係がやるんです。そして次は室長がやるというように個室に呼んで強要しているわけですね。ある労働者は四回も呼び出されたと言つております。そして、退職に応じるように面談がもう繰り返し繰り返しやられていくというのを訴えているんです。そして、その言葉ももういろいろあるんですけれども、愛する会社と後輩のためにやめてほしいと、こういうふうに言つておどしているわけなんです。労働者がきつぱりと退職拒否の回答をしているのに同じ内容の面談を繰り返しやるといふこと、これは明らかに退職強要ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(日比徹君) ただいまお尋ねになられた件についてどう判断するかはまずおきまして、退職勧奨につきまして一般的に注目されている裁判例が一つございいます。

あるいは御案内かと思ひますけれども、下関商業高校事件というのがございまして、これは地方公務員につきまして、かつまだ現在の法制のような公務員の定年制のない時代に一定年齢に到達した場合に慣行として行われておりました退職勧奨について争われたものでございまして、労働法学会等でも大きな参考になると一般的に言われておるものでございいます。

その裁判例では、退職勧奨につきまして、これはまさに勧奨でございまして本人の自由な意思決定、任意な意思決定、これが基本となるので、退職勧奨といういわば説得行為自体は大いに行つてもそれは差し支えないとして、しかしその態様、具体的には、これはるる裁判内でも言つておりますけれども、勧奨の回数やあるいは場所というふうな意味も含めた態様、それからその話す内容、話す内容というのは退職についての条件等の説明等もあるということ、そのいわゆる態様等につきまして総合的に勘案しまして、おのずからの限度、おのずからの限度というのとは自由なあるいは任意の意思決定ということとの関係になりませんが、おのずからの限度、社会的相当性の範囲というものがあつたらうと。その範囲を逸脱した場合には、このケースは損害賠償の問題でござい

ますが、逸脱した場合には不法、違法なものとなり、このケースでは国家損害賠償法に基づきまして、昭和五十年ごろのことでございますけれども、広島高裁では四万円とか五万円の損害賠償を認めたというものでございいます。

先ほど挙げられました具体的事案についてのことは、そういういろいろな事情を勘案しませんが、とも申し上げかねますが、今申し上げましたように、裁判の考え方あるいは一般的な法学会の考え方からいいますと、おのずから社会的相当性の範囲があるので、自由なあるいは任意の意思決定との関係で、それを阻害といふか妨げるようなやり方があればそれは不法なものとなり、損害賠償という問題が起ると考えられておるところでございいます。

○井上美代君 今、判例が話されましたけれども、やはり面談の様子を私聞いておられますと、面談を逸脱しているというふうに思ふんですね。だから、そういう点では非常に深刻な実態だというふうに思ひます。

〔理事中島眞人君退席、委員長着席〕
この件について労働局の方にも、地方の労働局の労働基準部にも、それから職業安定部にもこの

退職強要をやめさせるように申し入れを行つておりまして、現場の労働者の闘いの中で会社側も転籍を強要したことに対しては謝罪をしているという、そういう変化も出てきているんです。

だから、そういう意味でも私は、厚生労働省としてもこの不当な退職強要を許さないということ、そのことをはっきりさせていたいただきたいというふうに思ふんです。大臣が先ほどやつぱり実態がどうなっているのかというのを聞いてみたいというお話も答弁の中にあつたんですけれども、ぜひ私は実態を調査してほしいと思ふんです。やはり指導してほしいというふうに思ふんです。大臣の御決意をお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 地方の労働局の方もよくお聞きしておるようでございまして、労働局に一度聞いてみたいと思ひます。

○井上美代君 実態の調査を厚生労働省でやるということについてはどうでしょうか。

○政府参考人(日比徹君) ただいま委員御指摘のように、労働局の方にも何か、大変恐縮でございいますが、つぶさに知らなくて申しわけなかつたんですが、労働局の方にも何か話が来ているということのようでございますので、ただいま大臣のお答えにもございましたが、まずは労働局に聞いてみたいと思ひますが、その上で、必要に応じて、どういふ事情なのか、労働局を通じてでもちよつとまずは事情を聞いてみたいと思つております。

○井上美代君 やはり、いろいろなこういう企業の労働者についてのやり方が出てきておりますので、ぜひ調べて、よろしくお願ひをしたいと思います。ふに思ひます。

この住友金属というのは、年休もとれない長時間過密労働になっているという問題がもう一つあるんですね。

三年前の一九九八年の八月から高炉による製鉄業が不況で生産が落ち込みまして、そして雇用の調整助成金の対象業種に指定されたんです。そして、臨時休業制度が実施されるんですが、休業手当などに国の支援が注がれました。

しかしながら、住友金属の和歌山工場をつくっているシームレスパイプというのがガス油田のパイプラインなどに使われるようになって需要が回復していきそうですね。そして、現在は利益が大幅に伸びておりまして、昨年の七月から粗鋼生産の回復などで雇用調整助成金は終了になっております。

ところが、生産量と作業量がふえているにもかかわらず、休業制度というのをそのまま会社の方針として続けているために有給休暇がとれなくなっているというのがあるんです。休業というのは、そもそも通常は不況などで生産量が減らされなければならぬ場合にとるものだと私は思っておりますけれども、労働基準法では、労働者の生活を守るために、休業の際に平均賃金の六割以上の手当を支払わなければならないとしております。

そこでお聞きしたいのですけれども、休業手当を雇用調整助成金で助成できるわけですからけれども、生産が下がっているときには、休業手当を助成する場合の要件というのを教えていただきたいと思ひます。政府参考人。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 雇用調整助成金の発動要件のお尋ねだと思つてお答えをいたします。

雇用金を発動するには二つありまして、事業活動の縮小があるというのが大前提であります。そしてその上で休業すると、こうなります。

その場合の事業活動の縮小というのは、生産量とか、売上高とか、そうした事業活動を示す指標の最近六カ月間の数値が、月平均、六カ月平均の数値が前年に比べて一〇%以上低下している、かつその六カ月の間に雇用保険の被保険者数でカウントいたしました雇用量が増加していないというのが事業規模縮小の要件であります。

それからもう一点、休業でございしますが、雇用金を申請する場合には、労使で協定を結びまして、この間に雇用調整金を使って休業したいという期間の指定がされます。その期間の中の所定労働日数、

これはもう決まっておりますから、それに対象となる労働者を掛けた、いわば人日ベースの対象期間内におきます所定労働延べ日数、これを分母にとりまして、その期間内に具体的に休業する日、その日に該当する人数、これをまさに人日ベースで積み上げてまして、それを分子にとります。それが中小企業の場合には二十分の一以上になること、それ以外の企業の場合には十五分の一以上になること、こういうことになっております。

そして、休業について言いますと、休業期間中の休業手当の支払いが労働基準法に違反していないことという要件を満たしていることが必要になっております。

○井上美代君 この住友金属というのは需要が回復して生産が回復してきているんですね。生産量も引き上げられてきていて、それで一定の記録もつくっているんですけれども、こういう状況の中で長時間過密労働が広がっている、リストラ、人減らし、それから臨時休業制度がずっと継続されている。これだけでも本当におかしな話だと私は思っているんです。

作業工程ごとに五人から十人の作業班があるわけですからけれども、交代で休ませるために、一人の人数が減ればそれだけ労働が過密になっている。昼休みもろくにとれなくなつて、体調が悪くなつて無理して出勤せざるを得ないというような状況というのが訴えられているんですね。そして、安全監督者の職制までが労働災害に遭つて、ことしになって四件も労働災害が発生しているというようないふことが起きているんです。年休が全くそういうところまでとれなくなっているというところで労働者は困っているわけですが、年休の取得状況というのはことし四月から八月でほとんどゼロ状態というのが続いているんです。

生産量、作業量がふえる中で休業というのは、要するに賃金コストを削減するためだというふうな思ひます。休業手当は賃金を最大で四〇%カットしておりますので、年休をとつても、年休は有給ですから休業してもらつた方が経営者にとって

は都合がいいわけなんです。

それで、需要も生産量も急激に伸びて、人手不足の中で臨時休業を強引に進めるといふのは休業本来の趣旨に合わないのではないかとこのように私は思ひます。これについても大臣の認識をお聞きしたいと思ひます。

○副大臣(南野知恵子君) 先生お尋ねの休業を労働者に強制する行為についてどう考えるかということでございますが、使用者が経営上の都合で労働者を休業させるかどうかは、これは経営上の判断によって行われるものだろうというふうに思ひられております。この場合、使用者は平均賃金の百分の六十以上の休業手当の支払いというものが義務づけられているということでございます。

○井上美代君 やはり、賃金カットのための休業は私はおかしいと思ひます。

普通に考えればそうなると思ひますが、現場の労働者からは臨時休業はやめさせてほしいというすこい声が出ています。年休をとれるようにしてほしい、年休がとりたいんだということが切実な声で出てきております。この問題を解決するためには、住友金属に臨時休業をやめさせるか、年休がとれるような要員の配置というのが緊急にやらなければならないというふうに思ひます。

現場の労働者の声を、何としても年休を欲しいと言っているその声をどういうふうな受けとめるかということをお聞きしたいと思ひます。

○副大臣(南野知恵子君) 年休取得を阻害しているのではないかとこのことのお尋ねだと思ひます。

これは、使用者は、その都合によりまして労働者を休業させた場合には休業手当の支払いが必要であり、御指摘のようなことは起こりにくいのではないかとこのように思ひます。ところでございしますが、いずれにいたしましても、年次有給休暇の取得が上司の意思やまたは職場の雰囲気や妨げられるということは、これは好ましくないというふうな考えておりますので、先生と同じ考えであ

ろうと思ひます。

○井上美代君 要員配置を労働者は言っているわけですから、その点はどうでしょうか。

○政府参考人(日比徹君) 要員配置についてのお尋ねでございます。

年次有給休暇、この重要性というのはいまもう委員御指摘のとおりでございますが、一方、要員配置の問題等々、経営上の使用者としてあるいは企業としてなし得ること、これにつきましては、もちろん無制限に自由ということではございませぬけれども、計画を立てたりいろいろなことは企業として原則的には自由に行うべきこと、行えることだと思ひます。

なお、ただいまおっしゃられたのが、年次有給休暇というものの、この取得を前提として要員計画あるいは業務計画というものを立てるべきではないかという御指摘かとも存じますが、業務計画あるいは要員計画につきましては、企業が経営上置かれていく状況等によっていろいろ変わってくるものだと思いますが、したがって、一般的に申し上げればということになって恐縮でございますが、年次有給休暇の完全取得を前提として業務計画なり要員計画を企業において作成する、そういう工夫をするということは私も私としては非常に重要なことだと思ひておるところでございますので、これを普及、周知啓発に努めておるところでございます。

なお、先ほど来御指摘のごとく、いろいろな経営環境等ございしますので、今申し上げましたように、一般的には要員計画の上でも完全取得を前提としたような工夫ということには非常に重要だと認識しているということを申し上げます。

○井上美代君 厚生労働省、重要であるということ、私も非常に重要だと思ひます。今、この企業の場合を見ても、要員、業務、この計画をきちんとして有給休暇がとれるようにするというのは、今、労働者にとっては健康上も命の面からも重要だということに思ひますので、私はぜひそのところを厚生労働省としても強めてやっていた

だきたいということを強調して、次へ移っていき

ます。
やはり年休問題ですけれども、もう一つ、日本電産パワーモータという会社の例で質問をしていきたいというふうに思います。

この会社というのは福岡にあります。飯塚市にあるんですけれども、名前のとおりモーターを生産している会社なんです。もともとワイ・イー・ドライブという安川電機の子会社だったんですけれども、二〇〇〇年三月に六七％の株を日本電産に売却して、日本電産パワーモータに名前を変えました。この日本電産パワーモータで、日本電産の傘下に入ってから非常に労働条件の悪化が進んでおります。

いろいろあるのですが、資料を皆さんのお手元に二枚配りました。それを見ていただきたいんです。

ここに一つ、まず上の方にあるのは社長の社員に配った文書なんですけれども、「更なる意識改革で出勤率の向上を」と書いてあります。そういうタイトルで、中身を読めばまたこれはびっくりするんですけれども、パワーモータ社長名です。ことしの八月に配られた文書なんですけれども、まず日本電産のグループ会社の平均では出勤率というのは九九％を誇った上で、九五％に満たない人を勤務成績不良者と、こういうふうに関わなければならないとまで言い切っております。

さらに、その下の方では、休日前後に年休をとる人に対して、大多数の人が我慢しているのだから、自分のことを考えると同時に相手のことをもよく考えようというふうにかつていているわけですね。そしてまた、退職予定の人が年休をまとめてとることがあると、これに対して自己中心的だ、こういうふうな批判をしております。

私は、この文章を読んで本当に驚いてしまいました。そして、全社員にそれを配っているわけですから、まず年休をとる労働者に対して、勤務成績不良とか自己中心的だとか社長が全社員にそ

のように徹底するということが、こういったことが許されるのだろうかというふうに思っているんですけれども、ここまで行ったら行き過ぎではないか、労基法の三十九条にもこれは触れるんじゃないだろうかと思ったりするわけなんですけれども、大臣に御答弁をいただきたいと思ひます。

○副大臣(南野知恵子君) 先生のお怒りはごもっともというふうにとれる部分もございます。勤務成績が不良とするということの意味は、これはまた私にしてみたら定かではないのですけれども、いずれにしても、そのような表現は、一般的にはやはり年次有給休暇を取得しにくくするものであるとするのであれば、これは好ましいものではないというふうに考えます。

○井上美代君 三十九条の年休を取得する権利に照らしてどうなのかということをお聞きしたわけなんですけれども、やはりその趣旨にこれは反しないのか、その精神に反しないのかというのが私思っていることなんですけれども、この文章を見て、ただこれを放置するのならば、私は厚生労働省の存在意義、そしてまた労働基準監督署の存在意義というのが問われるのではないかとこのように思っているわけなんですけれども、その点いかがでしょうか。

○副大臣(南野知恵子君) 先生おっしゃってられる出勤率ということにつきましては、これは目標を定めるということは一般的にあり得るのではないかなというふうに思っております。目標を定めながらどのようにやっていくかという、これは一つの方針でもあろうかなというふうには思いますが、ただし年次有給休暇を欠勤とした上で、個人が年次有給休暇を取得しにくい形で運用されるとするならば、これは好ましくないものと考えるわけでございます。

○井上美代君 目標を定めるということを肯定されたんですけれども、その目標を定めるといことが大変だというふうに思うんですね。これは重大な中身だというふうに思うんですけれども、出勤率を経営の目標にするということなんです。

そして、通常、年間の出勤日というのは二百六十日ぐらいなんですけれども、九八％出勤ということになりますと、休めるのは二％というふうになるんです。二％でこれを計算してみますと、年に五日しか年休をとれないということになるわけです。今、労働基準法では二十日までとれますから、だからそういう点ではいかにとれないかと、四分の一しかとれないということになって、とてもないことになるわけなんです。

パワーモータ以外の子会社に至っては一％というところがあるわけですから、そして二％もあるパワーモータを足を引っ張る筆頭会社と、こういうふうな口をきわめて非難しているというふうなこともあるんですけれども、やはりこれはおかしいというふうに思うんです。会社としてこういう目標を立てて一％とか二％とかとなったら、本当に年に五日ぐらいしか休めないということなんですけれども、そういうこの目標を全社員に徹底すると、そういうふうになったときに、やはり私は労働者というのは年休を請求できなくなるといのがもう目に見えているというふうに思います。

労働基準法から見ると、これが一体どうなのかということですね。年休を取得する権利の侵害になるのではないかな。私はもう当然そうだとこのように思っているわけなんですけれども、大臣、こういうやり方でやっていることについてどのようにお考えになるでしょうか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○副大臣(南野知恵子君) 先生の御指摘のような行為につきましては、具体的な事情も考慮する必要があるのではないかと、一般的には好ましくないというふうに考えるわけでございます。したがって、年次有給休暇の持つ意義、または年次有給休暇を取得しやすい職場環境、それらの整備については周知啓発に努めてまいりたい、さらにそれを行っていきいたいというふうに思っております。

○井上美代君 もう本当に周知徹底をしなければ、企業はやはり利潤追求をしているわけですから、

そういう点でもなかなか労働者のこうしたもう当然になっているその権利さえも守れない、守れない、そういう状況があるというふうに思うんです。私はぜひこれについても調査をお願いしたいというふうに思ひます。

これはもうきょうの時間では言い切れない中身があるんですけれども、いろんな問題を抱えております。だから、やはり調査をしていただいて指導を強めていただくということが今後のいろんな、リストラが行われている中で重要なのではないかとこのように思っておりますので、その点についてぜひ御答弁をお願いしたいというふうに思ひます。

○政府参考人(日比徹君) ただいまの事案、先生のお話からいきますと福岡労働局の事案ではないかと思ひます。

大変恐縮でございますが、個別事案、十分把握できておりませんでしたので、まず福岡労働局にどういことなのか私ども聞いてみたいと思ひております。

○井上美代君 福岡の労働局に聞いていただいて、厚生労働省としてはこういう問題が出ているというところについてどのように認識し、そして対策をとられるでしょうか。

○政府参考人(日比徹君) 先ほど来承ったお話あるいは配付されたこの文書、正確にきちんと読めたかどうかは別でございますが、例えば「極力最少限の年休に留めていただくようお願いしたい」というような文言も見えます。したがって、この文書全体を通じて感じますことは、企業がどのような経営方針を持つかというのは基本的には当然自由でございまして、また企業が人の固まりとしてどういう働き方をしようかということも合意の上であれば当然自由なわけでございますが、ただ、先ほど来承っております、これは会社発足当時から云々というふうなことではなくて、最近いろんなことの中で起こったやにもお聞きしているわけでございますので、また年次有給休暇というのは、先ほど来お話しただいており

ますけれども、法律的に考えますと、どこまでも請求権ということでございまして、使用者としては、これまたいろいろな裁判例ございましてけれども、時季変更権、これの行使しかない、また年休の取得目的も問われない、これは確立した裁判でございまして。そういうようなことをいろいろ考えますと、年次有給休暇ということ、そのこと自体についての御理解の程度ということもいろいろ気にはなるところでございまして。

ただ、いずれにいたしましても、具体的事情等のことは、私、目下承知しておりませんので、福岡労働局を通じてまずは聞いてみたい。そして、仮にその上で懸念あるような問題があったり、あるいはこのこと自体が法律との関係でとかのことがなくても、あるいは時間短縮の促進なり年次有給休暇の取得促進の観点から見て、もって全体、他にもあるんじゃないかといろいろなることになりますれば、そういうことに応じまして、どのようにその後を進めていくかということについては真剣に考えたいと思っております。

○井上美代君 この事例も非常に深刻ですので、ぜひ調査をし、厚生労働省としても対応をしていただきたいというふうに思います。期待をさせていただきます。

年休については、請求を労働者がやらなければとれないということを言われました。それはもう法的にはそうだとおもうに思ふんですけれども、労働者が請求ができないような今日の状況というのがあるということもきょう私はこの質問で申し上げたくていろいろ例を挙げていたわけなんです。

現場というのは、幾ら労働者が、あなたが言えはいいんですよといつても、言ってもとれないわけですね。とれないような環境に追いやられている、追い込まれていく、そういう中で労働者がとれなくなっているということもぜひ認識して、やはり労働者がとれるようにしていかなければいけないんじゃないか、言えるようにしていかなければいけないんじゃないかというふうに思っています。

それで、引き続き年休について質問をいたします。

日本政府は、年間総実労働時間の一千八百時間への短縮を国際公約として決めております。一九九二年に労働省の労働基準監督局が出されました労働時間白書には、労働時間の短縮が個人消費の増大を通じて内需を拡大する、そして中長期的には雇用機会の創出を促し、そして就業意欲の高い高齢者の雇用就業機会の確保に寄与すると、こういうふうにして述べておられます。個人消費が冷え込み、そして中高年の失業が問題になっておりますけれども、今こそ私は労働時間の抜本的な短縮に向かうべき、そういうときだというふうに思っています。

この国際公約の一千八百時間、これを実現させるためには、私は年休の取得促進というのは不可欠の課題であるというふうに思っております。国際公約を掲げた一九八七年の国会の附帯決議でも、ILOの水準を参考にさらに付与日数の向上を図ると、こういうふうにならされております。

他国と年休の日数を比較しても、フランスは三十日、ドイツは二十四日。しかも一〇〇％取得が当たり前になっている。ところが、日本はどうかと、こういうふうに見たときに、付与日数というのは最高で二十日ですね。短上に勤続年数などのいろいろな制約もありまして、短くなるわけなんです。しかも、一向に引き上げられないというのが付与された年休。この年休取得率というのがずっととられているんですけれども、その付与された年休の日数と差が出ております。この数年は平均取得日数というのは若干上がつてきているんですけれども、平均の取得率というのはもう減ってきている状態なんですね。そして、ついに昨年のこののは、取得率というのは五〇％を切ってしまったんですね、切ってしまったんです。

だから、本当に、ヨーロッパ方面と比べても、短上に足りなくなっている、とれない、そういう状況が出てきていて、年休が最高だった二十日ですね。何しろ十日に一日加える、一年働いたら一日加えるというようになっていて、二十日になるまでは六年以上かかるとすけれども、何しろそういう日数で、しかも五〇％を割ったというののはこれは非常に深刻だというふうに思っています。

このような年休の取得状況について、大臣、どのように認識をしておられるのか、大臣の御答弁を求めたいと思います。

○副大臣(南野知恵子君) 先生がおっしゃっている取得率の件でございますけれども、年次有給休暇の取得率、それにつきましては、近年で最も高かったのが平成五年で約五六％でありましたが、平成十二年には五〇％を下回っていると。この間、取得日数というのは〇・二日の減少にとどまっておりますが、取得率の低下につきましては、付与日数が、これはもう先生御存じだと思います、付与日数が増加したということも影響しているというふうに考えられております。

いずれにしても、取得日数が伸びずに取得率が低下しているということは、これは残念なことだと認めるところでございます。

○井上美代君 付与日数が若干ふえたということも言われましたけれども、確かにふえているんですけれども、先ほど比較しましたように、ヨーロッパ方面と比べたら全くお話にならない日数ですからね。だから、そういう意味で、それが多くなつたから取得率が減っている、下がっているということが今言われましたけれども、私はそういうふうにはお聞きしても納得いきません。

私は、年休をどうしても労働者がとれるようになるということが非常に重要だと思っております。ですから、昨年、厚生労働省の委託調査というのがあるんですね。それを見させていただきながら、小泉総理も本会議の答弁で引用しておられましたけれども、労働者からの聞き取りなんです。みんなに迷惑がかかるというのが五八・七％。六割近くがみんなに迷惑がかかるから年休がとれないと、こういうふうにならるんですね。そして、

後で忙しくなるからとれないというのが四二・三％あるんですね。職場の雰囲気取得しづらいというのが三六・四％あるわけなんです。これは、厚生労働省の委託調査でもこれだけのものが出てくるわけですね。

私は、年休の取得が進まない理由をはつきりとさせながらそれを進めていくということが重要だというふうに思っているわけなんです。

もう一つ調査を挙げたいんですけれども、これは東京都の労働経済局がことしの三月に発表したものです。労働者八百人弱に行った調査です。もつとストリートに聞いているんですけれども、そこでは要員不足が五〇％近くになっているんです。要員不足だということも言っているんです。先ほどの委託調査にしても、みんなの迷惑になるとかそういうことを言っているわけなんですけれども、これも人手不足。やはり人手不足、要員不足が大きいというふうに思っています。

そこで、私は大臣にお聞きしたいんですけれども、年休の取得が進まない大きな原因として人手不足、要員不足の問題が、これはもうはつきり委託調査でも出ているわけなんですけれども、この点について私はもうこれはぜひ、大きな問題ですので、大臣に御答弁をお願いしたいと思います。副大臣もきつと御答弁したいと思いますが、さすれば、どうか大臣、どのように考えておられるのか、この調査を今御紹介申し上げましたけれども、ぜひ御答弁をよろしくお願いいたします。

○国務大臣(坂口力君) 人手不足というのが一般的にどの程度進んでいるのか私も十分に存じておりませんが、現在の経済状況の中からは、人件費というのはいくら切詰めながら企業はおやりになっていることだけは間違いないと思っております。それは現在の状況からいましてある程度私はやむを得ないことだと思っております。が、その中でお互いに有給休暇もとりたいながらどのように働いていくかということが大事になってくるかなり切り詰められた人の中で有給休暇をとる

ということとはなかなか気が引けるものであることも、これは事実でございます。私も今まで何度か経験がございますけれども、例えば看護婦さんなら看護婦さんがお休みになる。一人お休みになりますと、ほかの人に対する仕事量がうんとふえてくるわけですね。そういったし、やはり皆さんに迷惑をかけるからもう私といたいだれどもとらないというふうにおっしゃる方が非常に多かつたというふうに思います。

そういうこともございますので、お互いにそういう気持ちで、持ちつ持たれつで働いていただいておりますと、結果としてなかなか有給休暇がとれないということになってまいります。有給休暇が十分にとれるだけの人的配置ができればよろしいわけでございますが、なかなかそうもいかないというところに現在の日本の企業そのものの立場というものも私はある程度理解をしなければならぬと。

しかし、私は決して有給休暇はとらなくていいということをおっしゃっているわけではなくて、その中ではありますけれども、しかしその中でお互いに有給休暇をとりながら、そしてリフレッシュをしながら、そしてあすまた企業活動のために大いに頑張っていくという一つの慣習をつくり上げていかなければならぬというふうなふうに思っております。

○井上美代君 大臣の御答弁にありましたように、今これだけの失業時代、だからこそ人手が足りていない、人件費を削っている、そういう中で、大臣も言われましたように、本当に働く人たちがリフレッシュしてやっていけるような、そういうものにするということがやはり求められているというところで、私もそうだとおもうに思います。やはり、その原因というのは人手不足、人がいないということ、だから休めないということ、みんなに迷惑かけるから言えないということだと思えます。

私は皆さん方のお手元に資料をお配りしているんですけれども、この資料の下の方にあります。

これは三和総合研究所が出された資料です。その中で、「有給休暇の計画的付与」だとかというの、企業も労働者もたくさん回答しておられます。そうした中で、ちょうど真ん中ぐらいに矢印しておいたんですけれども、「完全消化を前提とした人員配置」というのは企業でも一二％の人が回答をしている。そしてまた、労働者では二六・一というのが出ておりますね。これを見て要員の不足が年休取得の妨げとなる一つの原因であるということが明らかにしているというふうに思います。ぜひこれを見て、私は、大臣がもう一歩踏み込んで、やはり職場でもうちょっと人がふえる、そのことによってもうちょっと取得率も上げられるような、そういう状況をつくってほしいというふうに思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) きょうは井上先生、具体的な例を幾つか挙げられましたが、私も具体的な例でお話をさせていただきました、私がかつて勤めたところ、働きました老健施設があるんです。ここは全体に給料は安いんです、ほかに比べまして。安いんですが、老健施設ですから、人件費が大体決められておりますからそんなにたくさんは雇えないんですが、しかし安い分ゆとりを持って人を雇っているわけです。だから、ちよつと休みたいというときに休めるわけです。それで、そこは給料は安いんですが、そういう融通がきく。例えば、地方ですから農繁期になりますとちよつと休みたい、それが可能になるわけです。あるいは外国へちよつと遊びに行きたいという人も中にはあります、それも可能になる。そういうことが可能になるような全体の給料体系。しかし、ゆとりを持って人を雇っているところもあるわけですね。それはそれで人気があつたというふうに私は思っています。

私もその中の安いで働いていたわけですから、それはもう少しあつたらんと私も思いましたけれども、しかしそれは一つの私は経営方針だというふうに思います。その辺のところをこれから

の日本がどうしていくかということが私は大きな一つの問題になってくるというふうに思っております。

○井上美代君 お互いに理解を深め人間関係もうまくいくということが、お互いに融通をきかせていることがあつたと思いますが、私が先ほどから挙げているのは、やはりこうした失業時代に本当に人が足りないという現場、このことを思うと、今、年休がとれない、五〇％を割つたというその一つの要因というのは人手不足、要員不足だということに思いますけれども、それを要因の一つと大臣がお考えになるのかどうかということをお聞きしたいと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) ですから、この現在の経済状況の中でいっぱいいっぱいの人件費を使つて少しでも高く雇おうということになれば人手不足ということにならざるを得ない、そこは経営者の経営方針であると思えます。

○井上美代君 経営方針もあるんですけれども、やはり厚生労働省としてそこを努力していただくというところもあるんだと思いますが、そこはいかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 押しなべて一般的な言い方をさせていただきます、それはできる限り有給休暇というのとはつていただけるような体制が望ましい、そういうふうな思っております。

○井上美代君 私は、この原因が要員不足であるということとをずっと申し上げてきたわけです。だから、とれるようにするためには労働大臣としてそこを、人が足りなくなっているところをどう経営者の人たを指導していくのか、啓蒙していくのか、そういうことであると思うんですね。そこをぜひ考えてほしいと思つておるんですが、やはりこの要員不足というのは、それは年休の五〇％を切っているのとは関係ないというふうに思われているんでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 何度か申し上げておりますけれども、そこは経営者の考え方でありまして

ら、みんながもう少しゆとりを持って有給休暇をとつていただけるような企業全体としての体制を確立をしていただかなければならないというふうに思っています。

○井上美代君 そうしたら、企業がそのようにやることについて厚生労働省としてはどのような対策をとられますか。要員の問題については何もおっしゃらないのでしょうか。それは認めておられないのでしょうか。

○政府参考人(日比徹君) 私ども、労働時間短縮ということで有給休暇の取得促進も図っておるところでございます。

先ほども申し上げましたが、私どもも時短促進のための計画というものも持つておりまして、その中では、決定的に何が原因でどうしないとかぬというところではございませんけれども、やはり有給休暇が完全に取得できるということを念頭に置いた要員計画なり業務計画、それを企業として工夫していくということ、先ほども申し上げましたが、それは非常に重要だと。

したがいまして、現在の状況が要員不足によるものかどうか、それは要員不足ということの考え方、つまり賃金の水準等のこともいろいろあるかと思つています。したがいまして、何をもちて要員不足と言ふかということにつきましては、今日のにはいろいろな御議論あるかと思つては、年次有給休暇の取得ということからしますと、これは多忙であればとれない、あるいは人が現実になければ、本人しかいなければなかなか休めない、これは現象的に見ても当然あるわけでございますので、そういう意味で、単なる要員計画だけじゃなくて、要員というところは業務の仕方ということもございまして、要員計画なり業務計画についてやはりいろいろな工夫をしていただくことが大切と。

したがいまして、要員不足という言葉の意味次第でございますが、人手の問題、人の配置の問題、そのことが有給休暇の取得に影響を与えておるということは私も十分認識しておるつもりでございます。

います。
○委員長(阿部正俊君) 時間ですので、よろしく
お願いします。

○井上美代君 私は、もう終わりますけれども、
年休の完全取得をすれば百四十万人の雇用拡大が
できるんだということもきちんと据えて、要員の
問題をしっかりと踏まえて要員計画なりなんなり、
今、厚生労働省が力を入れておられるところ
を押していただきたいというふうに思います。
これで質問を終わります。

○松あきら君 午前中最後の質問でございます。
どうぞよろしく願いをいたします。

我が国の国際収支が変動を来しております。九
八年度に十五・二兆円あった経常黒字、二〇〇
年度には十二・一兆円に縮小しまして、今年度は
八兆円を下回る見通しでございます。経常黒字の
縮小の主因は貿易黒字の急減ということですね。
貿易黒字は九八年度の十六兆円から今年度六兆円
まで落ち込むと予想がされております。この異変
の背景には我が国の産業の空洞化があると言われ
て久しいわけでございます。物づくりが揺らいで
おります。

海外に進出しているメーカーは売り上げの何割
を海外で生産しているんだろうかと、これは海外
生産比率、二〇〇〇年で三四・一%、十年前の二
倍、十五年前の三倍以上に達しているわけです。
ここ数年は大企業だけではなくて中小企業まで中
国などアジアへ生産拠点を移しております。しか
も、自動車あるいは電機、精密機械といった主力
産業の比率が高くて、関連する部品や素材などす
そ野の産業にまで生産移転が広がっているわけ
でございます。

アジアの人件費の安さ、技術力の向上など理由
はいろいろありますけれども、この加速する空洞
化というものに対して日本は危機感を抱いて
いると。経済産業省なども産業競争力戦略会議な
どを開いて検討しているところであるというふう
に聞いておりますけれども、製造業基盤の縮小は
雇用の縮小でもあるというふうに思います。そう

なりますと、非製造業ということも考えていか
ないといけない。

その非製造業の活性化というのに対してしま
して、まず、坂口大臣はどのようにお考えでござ
いましょうか、お伺いしたいと思っております。

○政府参考人(坂本哲也君) ただいま御指摘ご
ざいましたように、近年、賃金ですとかあるいはコ
ストの内外格差、こういったものに対応しよう
というところで企業の海外への進出あるいは海外移転
が続いておるわけでございまして、そういった状
況も反映をいたしまして、特に製造業におきまし
ては雇用が減少を続けておるといふ状況にあるわ
けでございます。

こうした中で、製造業はもとよりでございま
すけれども、お話しございましたように、製造業以
外のサービスの分野、こういったところも含めま
して産業の活性化あるいは新産業の創出、こう
いったものによりまして雇用創出を図ることは大
変重要な課題であるというふうに認識をいたして
おります。

先般、総合雇用対策を取りまとめたしました
けれども、その中の第一の柱といたしまして、雇
用の受け皿整備のために思い切った規制改革ある
いは制度改革を通じて新市場あるいは新産業を育
成する、そのための施策を取りまとめたところで
ございます。

今後はこれらの施策を着実に実施をしながら雇
用の受け皿整備を図ってまいらなければならな
いと思っておりますが、その際には今後雇用創出が
見込まれる産業分野へ円滑に労働移動促進をす
る、そういったことが大変重要な課題になるであ
ろうというふうに考えておるところでございま
す。

○松あきら君 今、非製造業ということで新産業
というお話も出ました。私は、今、実は文化芸術
というものが景気回復に大いに役立つというふう
に思っているところでございます。うれしいこと
に、超党派の国会議員で文化芸術振興基本法案が
成立をいたしました。物より心の時代にならなく

てはいけない、その基礎になる法律ができたこと
は大いに意義深いことだというふうに思っている
ところでございます。

フランスでは、日本の九倍以上の国家予算を文
化に投入しております。また、アメリカでは、今
回同時多発テロあるいは炭疽菌ということで非常
に苦しい状況でございまして、このアメ
リカでは寄附金の優遇策があるために文化事業へ
の個人の寄附金が一兆円を超すほどあるわけだ
ね。日本は、公的支援の不足に加えて、不況
が芸術や文化に携わる人々を直撃してございま
す。

今、アメリカの話を出しましたがけれども、一九
三〇年代も大恐慌がありました。そして、その最
中にルーズベルト大統領は御存じのようにニュー
ディール政策、これを打ち出したわけでございま
す。これはどちらかといいますとテネシー溪谷開
発公社とか、ダムをつくったり土木中心というイ
メージがあるんですけど、実はこのニュー
ディール政策のもう一つの柱の政策は文化芸術で
ございました。連邦美術プロジェクト、連邦音楽
プロジェクト、連邦劇場、あるいは連邦作家プロ
ジェクト、歴史記録調査、五つのプロジェクトを
設けました。

美術プロジェクトは、五千三百人の美術家を政
府が直接雇用いたしました。二千五百カ所の公共
建築物を使用した壁画制作、一万八百の絵画、一
万八千の彫刻をつくる。

音楽プロジェクトは、あのクリフブランド・
オーケストラの指揮者のニコライ・ソコロフがプ
ロジェクトリーダーになりました。一万六千人の
音楽家を直接雇用して、それで毎週およそ三百万
人の聴衆を前に公演をいたしました。教育面では、
十三万二千人の老若男女が毎週音楽教育を受けま
した。

それから、劇場プロジェクトは、一万二千七百
人の劇場関係者を直接雇用して、毎月千の公演、
観客は百万人、そのうち七八%は無料公演なんで
すね。あの大恐慌の中でも徹底した文化芸術政

策を遂行したわけでございます。

そして、そのことが実は不景気でどん底に沈ん
でいたアメリカの国民の心に明るさを取り戻しま
して、よし、アメリカ国民として頑張っていこう
と、そういう勇気を奮い起こさせたと言われてお
ります。そして、そのことが、第二次大戦後の芸
術の中心が以前はパリだったんですが、それが
ニューヨークへ移りまして、ブロードウェイの
ミュージカルがあのよう繁栄を遂げて、また西
海岸ではハリウッドの映画産業が成長してい
く、そういう基礎になったという、こういうふう
に言われております。

これからの日本のあり方は、特に製造業の空洞
化、いろいろ言われておりますけれども、私は今
こそこの一九三〇年代のアメリカに見習うべきで
はないかなというふうに思っているんです。この
ように日本は第三次産業にもっと力を入れるべ
きじゃないかと。

私は、実は先日、国民生活調査会というのがあ
りまして、エコノミストの野村総研の植草さん、
日本総研の高橋さんに来ていただいて御意見を
伺ったんですね、今の経済の状況、これから日本
の経済をどうすればいいかと。

御存じのように、お二人とも意見が違うん
です。一方の方はもう構造改革をどんどん進めろ、
片一方の方は構造改革も大事だけれどもまず景気
浮揚があつてからだ、景気浮揚が大事だ。こう
いう御意見は違うんですけど、私はこの文化
芸術、これに力を入れるべきだ、こういうふう
に申しました。欧米では文化というのは産業だ
と言っているわけですね。これを話したら、お二人
とも大賛成だと意見が一致なさったわけです。ど
なたに言っても、皆さん、これを話すと、そう
だ、大事だ大事だ、やるべきだと、こうおっ
しやるんですけど、話だけで終わっちゃうわ
けですね。

私は、例えばプロジェクトなどをつくって、こ
れは物すごく景気浮揚にいいという、効果がある
ということはわかっているわけですから、ぜひ調

査研究をすべきでないかというふうに思っておりますけれども、これは大臣にぜひお答えいただきたいと思っております、いかがでございますしうか。

○国務大臣(坂口力君) 私もそうだとはいいたいわけでございますが、どうも私はぶつてございまして、なかなか芸術文化がわかりにくい人間の一人でございますから、御指摘になりますことはよくわかるような気がしますし、そして本当にそこまでするまいかという心配も正直言っているわけでございます。

いずれにいたしましても、日本の国の中が第三次産業の方に傾斜をしていかなきゃならないことだけは間違いないわけでありまして、その中にこの芸術文化というのを入るのに入らないのか、第三次産業という言い方の中に入れていいのかどうかともわかりませんが、しかし大きく言えばその中に私は入るんだと思うんですね。

私も友達フランスにおりまして、そして芸術文化の中で絵の仕事をしておるわけですが、いやもうなかなか日本に帰ってこない。もうぼつぼつ帰ってきたらどうだと私は言うんですけれども、やはり向こうの方で働いていると働く場所が山ほどあるというふうに申しまして、そして日本でもらう賃金よりもその倍以上の賃金ももらうことが出来る、評価が高い、そして多くの働く場所があるということを言っております。確かにフランスと日本とはその点かなり違うというふうに思っています。

おっしゃるように、芸術文化の分野というのは、これは大きく伸びるのかもしれない。また、国民の皆さん方も芸術文化に對しましてはお金を惜しまずにお使いになるという方もたくさんおみえでございます。これはスポーツも入るのではないかとこのように思います。

先日、九月三十日だったと思いますが、プロ野球の最終日でございます、そのときにジャイアンツとスワローズでございます、の券を私は二枚求めまして、たしか一万五千円だったとい

うふうに思いますが、二枚求めたわけでありまして、そうしましたら、最後の日に私の知っておる人がそれを一枚五万円ですってと云うんですね。私ももう売ろうかなと思つたわけでございますが、せっかく求めたものでございましてから渡すわけにもいかなかったんですけれども、やはりそれは考えてみれば長嶋監督の最後の日ということもあつてアップしたんだと思つて。

やはり、芸術とかスポーツというのは、こういう時代ですけれども、お金に糸目をつけないという方も多いわけですね。本当にいいお芝居ですとか宝塚ですとか、そういうところもそうだと思うんですが、皆さんもう列をなして一生懸命と、やはりこれから先、日本が、日本人がお金を使うというの、今までのやはり物中心からそうした方向に移つてきていることも事実でありますから、消費が伸びない伸びないと言いますけれども、そうしたことがやはり一つの消費が伸びる方向に結びついてくることも事実のように思います。

で、これは私のような少ししかたくなりかけました頭の中で考へているのではなくて、もう少し柔軟な若い人たちの中でひとつ立案をしてみたら、そしてこれは何かいい方向に行けばと、私もそう思う一人でございます。

小泉さんだつたらもう少し柔軟にあの人は言うかもしれないが、どうも私はぶつてございまして、なかなか頭の展開がうまくいきませんけれども、一遍また機会がございましたら総理にも言つてみたいと思つて。

○松あきら君 ぜび総理にも私申し上げたいというふうに思つております、まさに文化芸術プログラムスポーツだということに思つて。サッカーなんかも話題になつておりますけれども、これなども見たい人が多くてもう何百倍という抽せんなどというふうにも聞いておりますけれども、どうぞ調査研究の方もよろしくお願いを申し上げます。

そのスポーツなんですから、スポーツの中に入るんではどうか、ここに平成三年から十二年

までの日本中央競馬会の売り上げ、税収、雇人員の一覧表があるんですね。

日本中央競馬会のシステムは、馬券売り上げのうち七五%が国民に払い戻されておまして、残りの二五%のうち一〇%が第一国庫納付金として国に税収として支払われております。ですから、残りの一五%で競馬会は運営をいたします。そして、余剰金が出た場合、その二分の一、半分が第二国庫納付金となるわけですね。

平成三年の売り上げが三兆四千三百三十八億円で、第一国庫納付金が、その一割の三千四百三十億四億円が国庫に納付をされました。十年間を見ますと毎年大体同じぐらいなんです、三兆円から四兆円という売り上げがあるんですね。そして、約三千億から四千億が第一国庫納付金となつて税金に寄与しているところでございます。

しかし、第二国庫納付金となりまして、平成三年には千四百一十一億四億六分の一に随分減つていますね。平成三年千四百一十一億、平成四年九百二十七億、平成五年八百九十三億、どんどん減つてきてついに、平成十二年にはとうとう百五十三億円になつたわけでございます。

どうして千四百一十一億もあつた税収が百五十三億に減つたのか農水省は分析をされているんでしょうか。また、それに対してどのような見解をお持ちでしょうか。また、第二国庫納付金の増収ということに対しては対策が講じられているんでしょうか。手短かによろしく願ひいたします。

○政府参考人(永村武美君) 先生御指摘のとおり、中央競馬の売り上げが平成九年、これは四兆円を超えておつたわけでございますけれども、それ以降、やはり景気等の影響を受けてまして、あるいはレジャーの多様化等の影響を受けてまして、平成十二年度ではこれが三兆四千億ということになっております。

第二国庫納付金の減少でございますけれども、基本的にはやはり競馬全体の売り上げの減少が響いておるかと思つて、もう一つの点は、これ

はほかの公営競技と比較をいたしまして、実は売り上げのピーク、ほかの公営競技は平成三年ぐらいでございました。ところが、競馬は平成九年まで伸びてまいつたわけでございますが、やはり競馬会なりに大変いろんな努力をしております。ところで、競馬場の改築等もかなりやりましたし、あるいは新しい投票方式も導入いたしましたし、あるいは場外馬券売り場あるいは電話投票の拡充、いろんな対策を講じてまいりました。ただ、これは必然的にそれだけの経費の増加を伴うものでございます。したがって、第二国庫納付金が減少してきたのは、以上申し上げたような経費の増加ということもあろうかと思つて。

ただ、今後私ども、いずれにしても国家財政に寄与していただくわけでございますし、何とかして売り上げをまずふやしていく、むしろ減少を食い止める、このためにいろんな手だてを今講じようとしております。

例えば、今、勝ち馬投票券の種類はいろいろございますけれども、例えば一着と二着を順番どおり当てるとか、あるいは一着、二着、三着の着順に関係なく当てるとか、新しい投票方式を導入しようとか、あるいは電話投票も、今十四万人程度の加盟でございますけれども、これを二十万近くにあふやうとか、いろんな努力でとらええずは売り上げを増加させたい、これが基本であらうと考えております。

○松あきら君 最近十年間の従業員数の推移を見ますと、平成三年では延べ人員、延べですけれども、百七十四万人あつたんです。この延べ人数というのはどういう計算かな。土日しか来ないとかいろんなそういう方もいてそういう勘定なんですよけれども、それが、単純に言えば、平成十二年では百五十万六千人、二十四万人減つていんだですね。多分、これは人員を減らしているというのか、経費節減をしているということだろうというふうに思つて。

また、競馬会は自動馬券発売機をふやしている。

平成三年には三百七十八台、それが平成十二年七千六百九十七台、こんなにふえたんですよ。

さて、従業員は減りました。馬券発売機は二十倍にふえました。そして、売り上げは実は減っていないんですよ、十年で。これが減っているならわかるんですけども、減っていない。従業員を減らして馬券発売機を導入してふやしたら、第二国庫納付金が減ってしまった。これ考えますと、何か何でもかんでも人を減らして機械化すればいいというものではないんじゃないかと、そういうふうにも思っています。もちろん経営ですから、いろいろな企業によつては人員削減も仕方がないところもあると思います。しかし、こういうことがある。

このように十年だらだら減らして少なくていく第二国庫納付金の実情を見ましても、JRAが機械化して、これ必ずしもいいことじゃないと私は思うんですよ、人員は減ってきたんですけども、これについて検討がなされてきたんでしょうか。

○政府参考人(永村武美君) このJRAの窓口の従業員の数は、今、先生御指摘のとおり、この十年で百七十四万人、これはとりあえず延べ人員でやっておりますのは通年雇用でないためでございます。

それで、私も機械化を進めてまいりましたのは、実は売り上げを増大させるという目的ではございません。基本的には、どうしても現金の受け渡しがございますのでいろいろなトラブルがございます。このトラブルを回避するということと、やはり効率化ということとをねらいとして自動発売機をふやしてきた経緯がございます。したがって、売り上げとは直接関係させるという意図はございません。

○松あきら君 今そういうふうにおっしゃいましたけれども、私、JRA、二回しか見に行かなかったんですけども、ちょっと行かせていただきます。知り合いがおりますので。加賀騎手もよく存じ上げています。見に行きました、昔の

ですね。やっぱりこれはサービス業的な面もあるんじゃないかなと思います。

例えば、余りいいことじゃないかもしれませんが、ブルがはやるというか関心が向くというか、あるいは宝くじが売れるとか、まあいろいろ言われています。対面ですと百円下さいとか三百円下さいとか何となく言いにくいな、千円札ぐらい持つていいのかな、でも自動販売機だったらもう百円でも二百円でも構わないかなんて、こういうこともやっぱりあるんじゃないかと。女性でいいことも、例えば今、化粧品の対面販売というのもしだんだん減る傾向があるんですね。これもいろいろあるんですけれども、意見は、つい、買いついて、あから奥様、目元がちょっと乾燥していらつしやいますからぜひこれをお勧めしますなんて言われると、自分が思っていたのよりも高いんですけども、ちょっとつけさせてくださいなんて手につけられて、しつとりしますでしようなんて言われると、つい、そうかなと思つて高い方も買つてしまつとか、こういうこともある。いろいろな私はやっぱり状況があるんじゃないかなというふうに思っています。

ですから、例えば今の人員削減も企業によつては仕方がない、それはあります。あるけれども、こういうふうにある種、人を減らしてあるいは機械化したけれども税収は上がらないというところもあるわけですから、こういう機関がほかにもあるんじゃないかと。やはりこれは、就労のため、あるいは税収ということ、そういう両方の観点でぜひ調査研究をお願いしたいと思つますけれども、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(永村武美君) 先ほどのお答えをまた繰り返すことになるんですが、ただ、委員おっしゃいましたように、有、人、人による販売自体大変き細かいサービスを提供できる、これは私も認めておるわけでございまして、例えば初めて競馬場に來られたとか、馬券の買い方がなかなかわからないとか、あるいは高齢の方々とか、そ

ういった方々に対するサービスというような面ではすぐれておりますし、現在でも機械化を進めておりますが、いまだに百五十万人、延べでありまして、雇用しているという現状については御認識をいただきたい、御理解をいただきたいと思つます。

て、四千六百社余りある市内の事業所すべてに戸別訪問する予定、そうするとかなりの掘り起こしができるんじゃないかなと言っているわけですね。

○松あきら君 話は変わりますが、千葉県の野田市では雇用促進調査員制度というのが好調という記事がありました。

緊急地域雇用特別交付金、これはそれぞれ自治体で独自に考えて使つていただくわけですから、もういったことにもぜひ私は活用したらまさに雇用拡大に直接効果があると思つます。こういった、こういったいいことをやっていますよというふうなことも省の方から宣伝をするという意味も含めまして、推進していただきたいと思つますけれども、これも御見解を伺いたいと思つます。

野田市は独自に十一月から一カ月間で七社、二十三人の雇用需要の掘り起こしに成功したというんですね。市の調査員が企業を訪問して求人情報を入手する制度で、情報提供を受けた松戸職安野田出張所はこの制度をとて歓迎していると、ぬれ手でアワで大喜びというところらしいんですけども。完全失業率、残念ながら五・四%でございます。このために緊急雇用対策が講じられているわけでございますけれども、やはり職安の職員だけでなく市の職員が企業訪問している、そして求人掘り起こしをしているというのを聞いて、こういう努力もしてくださっているんだというふうに思いました。

○国務大臣(坂口力君) 野田市の記事、私もちょっと拝見をいたしました。野田市長さん、私もよく存じ上げておりますが、なかなかのアイデアマンでございますし、大変御協力をいただいて感謝を申し上げているところでございます。

求人とは市内の小売業、自動車部品製造、いろいろあるわけですが、二十三人、小売関係からは店長候補というのもありました。市はさらに積極的な求人活動を進め、職安に情報提供したいと言っているそうです。いろいろな会社は自分から足りないです、今一人足りないです、二人足りないですと言いくの面倒くさいと、来てくだされば実はこうなんですというふうに申し上げられるのでこの制度は非常にうれしいと、こういうふうにおっしゃっているんですね。

おつしやいましたように、やっぱりそういう、何と申しますか、人脈が非常に多い人というのは大変な力を発揮されるんですね。私の方のハローワークにおきまして、大阪におきまして、大阪がそういう企業の中でいろいろ御努力をして、おやめになった皆さん方を何人かお雇いをして、おわけですが、その人たちが、去年だと思つますけれども、一万人を超える雇用開拓をしていただいたというのを言つておりました。これはだれが行つてもできる話ではないんだそうでありまして、そういう人脈の非常に多いような人たちがいろいろの企業に行つていただいているいろいろのお話をしていただく、その中で開拓されてくるということを言つておりました。恐らく野田市の場合にも、そうした大変いい人を選んでおやりをいただいているのではないかとこのように思つております。

これは、野田市の雇用促進調査員制度というのは市独自に進めておまして、十一月から商工労働関係の経験豊かな市の職員OBが一人企業を回り、これは一カ月に百三十四社を訪ねて事業主と対面して、これが二十三人候補になったわけですね。掘り起こしたわけでございます。ですから、今月からは二人にふやして情報の収集活動を行つ

今回の特別交付金がそうした方々にも使つていただくということになれば、それは短期間ではありますけれども、その人たちの雇用にもつながるだけではなくて、その人たちがまた掘り起こしていただく雇用が非常に大きいわけでございますか

ら、一石二鳥と申しますか、倍々ゲームになると申しますか、そうした意味で大変私は意味合いが大きいというふうに思っている次第でございます。

地方が独自にそうしたお取り組みをいただいておりますことに本当に感謝を申し上げておりますし、ぜひこれからもまたお願いをしたいと思っております。

○松あきら君 時間があと二分でございます。もう質問はここでやめます。

いつも悪い数字ばかりなんですけれども、新卒採用企業わずかに増加ということで、前年度より一・九ポイント増加をしたという報道もございす。私、これを見ましたら、選考で企業側が重視する要素の第一位はコミュニケーション能力、続いて主体性、チャレンジ精神、誠実性、協調性、責任感の順だったと。

これは直接質問とは関係ないんですけれども、今の子供たちが育っている状況、あるいは教育の中で何が問題かというところ、まさにこのコミュニケーション能力がない、あるいは主体性、自分で考えて行動ができない、チャレンジ精神がない。子供たちに今欠けていることが実は企業あるいは社会が一番必要としていることなんです。

こういうことをしっかりと大人の一人として、そしてもちろん国会議員の一人として重く受けとめて、そしてまた、しっかりとした対策をやはり講じていかなければならないと決意をした次第でございます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○委員長(阿部正俊君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(阿部正俊君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、経済社会の急速な変化に対

応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○今泉昭君 民主党・新緑風会の今泉でございます。

この法案に関しましては最後の質問を承ることにいたしました。長時間でございますけれども、少しおつき合いをぜひお願いしたいと思っております。

実は、私、この法案が出まして、地方に参りましていろいろ話をしておりますと、えっ、これが緊急経済対策なのと、こういう反応が大変強いんですね。これはもう性質上やむを得ないことだと思っておりますし、我々政治家の立場ですと、ある程度その仕組みがわかっていきますから理解はできるんですが、ほとんどが補正予算の中に取り込まれてしまっていて、法律自体は実に簡単なものですが、一般的に今国会の目玉になるんじゃないかと思われてきた雇用国会、そしてしかも緊急雇用対策というような意味合いで流れていた関係上、もう一様に皆さん方は不思議な顔をされる。これで本当に大丈夫なんですかというふうな気持ちを持つていらっしゃる方が大変多いんですね。

そういう意味で、私自身もきょう長い時間いただきました質問いたしますが、本当にこれで大丈夫なんだろうかということベースにしているような質問をさせていただきたい、こういうふうに思っています。

まず最初に、現下の経済情勢というものについて少しお尋ねを申し上げたいと思うんですが、政府はさきに閣議でもって我が国の今後の経済見通しを下方修正されました。当初の経済見通しでございますと実質一・七%の経済成長を見込んでおりました。その中には失業率も四・五%程度はやむを得ないと、こういう前提で経済がこれまで運営をされてきたと思っております。それがこの年末に來ましてマイナスの〇・九%という見通しを立てら

れました。

この少し具体的な根拠と、残されました、まだ五カ月あるわけでございます。五カ月に我が国の経済がどのような形になるつもりでこういう〇・九%という形に下方修正されたのか、そのことをまずお聞きしたいと思います。

○政府参考人(藤田隆成君) お答え申し上げます。

平成十三年度の当初の経済見通し、これは昨年の暮れに閣議了解、ことし閣議決定ですが、おっしゃられましたように、当初見通しでは経済成長率につきましては十三年度一・七%ということを見込んでおいた次第でございます。十一月九日の時点で内閣府の試算ということで経済見通しの見直しを発表させていただき、閣議でも大臣から御発言いただいたわけでございます。

当初の見直し当時に想定していたこととかなり状況が変わってきたというのでございます。アメリカ経済についても、予想していなかったわけではございませんが、減速が非常に予想を上回ったと。重ねて、例の同時多発テロ事件の発生等によって世界経済の先行きが不透明になっていくと。そういう中で、我が国経済が主に輸出の減少というものを通じて国内の生産あるいは設備投資が減少するということと、外需、それから内需の中の民需というのが大幅に落ち込むことが予想されるというところで、本年度の成長率見直しにつきては、プラスの一・七%から大幅下方修正ということになりましたが、マイナス〇・九%程度と見直しをした次第でございます。

○今泉昭君 これまでの我が国の経済の動向を見てみますと、近々第二・四半期の経済成長の実態が発表されると思うんですが、少なくとも第一・四半期におきましては既にマイナス〇・七%というふうな状態にあるわけですね。

これまで各研究機関やそれぞれのシンクタンクが発表している第二・四半期の我が国の経済状況の予測を見てみますと、プラス成長になるという予測は一つも、例外的に一つあったようですが、それも下方修正されたようでした、全く皆マイナ

ス成長をこの第二・四半期も予測をしている。しかも、その幅というのはマイナス〇・五%から一・五%ぐらいの幅になっている。平均するとマイナス一%ぐらいでしょう。

そうしますと、これは予測でありますから何とも言えませんが、少なくとも第一・四半期のマイナス〇・七%という実績をベースにした場合、このマイナス〇・九%に予測を修正されたというの第二・四半期も含めてはほぼゼロ成長程度のもので実現するという内容のものではないかと思っております。しかしながら、実態はもう既に第二・四半期すら一%近いマイナス成長が各研究機関で発表されているということになりますと、第三・四半期、第四・四半期で相当なこれはプラス成長がないことには、今の段階でもう既にマイナスの〇・九%ですが、この達成というのは大変至難だと思っておりますが、この辺についてはどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○政府参考人(藤田隆成君) お答え申し上げます。十一月九日に年度の見直し、GDP成長率マイナス〇・九%という見直しを出したわけでございますが、全く機械的な計算をしますと、残り三四半期若干のマイナスでそういうことだということでございます。

今お話がありました第二・四半期、七月から九月のGDP統計、実は明日発表になるものでございます。それを見ました上で、私どもとしては、十四年度の経済見通しとあわせて十三年度の実績見込みというものを突貫作業でやるというふうにいたしております。したがって、その際に、あわせて四・六%期につきては、ちょっとと物価の基準年の移動等の統計がございまして、その辺を精査して作業をまいりたいと思っております。

○今泉昭君 ということはあれでございますが、第二・四半期の発表がまずですか、それを受けて来年度の予算編成並びに改めて経済予測を出されると、こういう段取りという意味合いですね。わかりました。

そこで、あわせて実は下方修正の中の一つの大きな関心事として出てきたのは、失業率を当初は四・五％にしていたものが五・二％というふうにかもまた、下方修正という表現はおかしいんですが、高目な修正をされているわけですね。これも実は見てみますと、今後五カ月間において今の失業率五・四％をそのまま据え置かなければこれは実現できないですね。

私も、常識的に考えてみましたが、同時多発テロの今後の我が国経済に与える影響や、さらにはまた国内的には狂牛病の問題も経済の足を引っ張ることはもうこれは間違いないことでありますし、さらに今後、いわゆる構造改革と称する不良債権処理に伴って、内閣府自身が出されておりますように、失業者が相当数出るということを考えてみますと、その予測を考えるとただでこの五・四％横並びに行くということは到底考えられないわけでありまして、私どもは、政府が出すのはこれは政策的な目標値であり指標でございましょうから、余り暗い数値を出していたのではこれはいろんな意味で差しさわりのあるからこういう数値を目標にして設定したという政策数値であらうとはわかんんですが、率直な話、五・二％という失業率では済まないと思うんです、年度間において。

○政府参考人(藤田隆成君) 十一月九日の見通しの見直しを出した際には、失業率の足元の数字、たしか九月の五・三％というところまで出ておったと思います。私どももいたしましては、改革先行プログラムの実施による雇用創出効果というものも若干あるのではないかとこのことを織り込みましたけれども、ただ、四・五に改善するというような年度当初の見通しというのは到底難しいというところで直近までの状況を織り込み、さらに、おっしゃられましたように不良債権処理、これにつきましても試算というものを六月でしたか、出したことも参考にいたしまして、年度全体で五・二程度という形にさせていただいたわけでございます。

今おっしゃられますように、十月までの実績というものを機械的に計算をしますと、残り五カ月が大体おっしゃられたような数字でないと、計算上そういうことにならうかと思ひます。私ども、また繰り返しになりますけれども、十四年度見通しの際に十三年度の実績見込みというものをあわせて作業をいたしますので、それが多分再来週にならうかと思ひますけれども、そこで十三年度についての見込み数字というの出させていたのだかと思ひております。

○今泉昭君 厚生労働大臣にお伺いしたいんですが、今、内閣府の方から経済の見通しやあるいはまたこれからの雇用情勢について内閣府として作業をしてまとめた数字の説明があったわけですが、当然、内閣としてこれをベースにしていろいろな政策がこれから検討されるべきだろうと思うんですが、今の説明によりまして、我が国の経済が今回の補正予算程度の対策で向上きの傾向に行くということとはちよつと考えられませんか、失業率そのものもどう考えてみて現在の五・四という水準をそのまま維持していくということができないということとを今の説明からは感じ取れるわけでございます。今後の展望の中で、厚生労働大臣としては恐らくいろいろな対策が必要ではないかということと考えられるような時期が出てくるんじゃないかと思うわけですが。

例えば、実は一カ月前でございましたが、厚生労働大臣の所信に対する一般質問の中で私が、まだ五・三％という失業率が発表されない二、三日前の段階で、今の雇用状況が緊急事態ではないかと、そういう考え方で対策を政府としては練る必要があるのではないかとこのことを申し上げました。そのときにはそういう言葉を大臣は使っていただけませんでしたけれども、私が質問した数日後に五・三％という失業率が発表されました。そのときに、私自身は新聞の記事で見たわけですが、大臣の発言の中には、この数字を見て緊急事態というふうな認識でもって対応しなきゃ

ならないというふうな発言をされました。それからまた、実は先月の失業率の発表、五・四％になったときに、坂口大臣はさらに一歩踏み込まれて、今までの雇用対策では対応できないような状況になっていると理解をすると、こういう発言をされているわけでありまして。

今、私が申し上げましたように、内閣府のいろいろな説明によりまして、さらにこれから、大変残念なことではございますが、我々は失業率が悪化するということを覚悟しなきゃなりませんし、そういう事態を考えながら来年度の予算に当たっては相当思い切った雇用対策を打つてもらえるものだというふうに私も期待しているんですが、それについての坂口大臣の所見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(坂口力君) 前回は御質問をいただきました直後に五・三％という数字が出まして、非常に緊急事態であり、容易ならざる事態だということと申し上げたわけでございます。また、その後テロ等が起こりまして、これは九月よりも十月の方がその影響は大きいだろうというふうにも思ひていたわけでございますが、その予測どおり、十月の値というのは五・四、しかもその中で男性は五・八という数字になったわけでありまして、この出口のところをやっておりますいわゆる雇用政策という段階だけでは、雇用政策という範囲だけではもう対応がし切れないぎりぎりのところまで来ています。やはり全体として対策が必要になるのではないかと、いわゆる局所療法としてはもう限界に近づきつつあるのではないかと、いよいよ全身療法の必要性があるのではないかとこのことを申し上げたわけでございます。

これから先、まだ不良債権の処理でありますとか、それから規制改革というのはこれからでございますから、今後さらにこの雇用状況が厳しい状態になることは覚悟をしておかなければならないというふうに自覚をいたしております。したがって、今後どういう雇用対策を行っていくのか、私もこの二、三カ月ずつと

考え続けているわけでございますけれども、一番大事なことは、新しい雇用を見つけて出す、いわゆる雇用の創出ということがスムーズに進めば、これはもうこれに増した対策はないわけでございますから、新しい雇用の創出ということにもう全力を挙げていかなければなりません。これはもう簡単なことではないんですが、このこともよくわかつていっているつもりでございます。

今までの旧労働省から続いてまいりましたいわゆる雇用対策、これはもうまことにきめ細かな雇用対策でございますし、これ以上いろいろなことが考えにくいといういろいろなことを組み合わせました雇用対策でございますので、ここに新しい雇用対策を求めるといふのにも、これも正直なところを言つて限界があるというふうに思ひています。ただ、量的な拡大をどうするかという問題は残っておりますから、量的拡大はできるといひましたけれども、質的にさらに新しい雇用対策をとるというのはなかなか考えにくいような現在のところの細やかな雇用対策でございますから、そこまかなか難しいだろうと。

それじゃ、一体これをどうしていくのかということでございますが、先般来話題になっておりますワークシェアリングの問題等は新しい問題でございますし、これは大枠のところでは考える課題でございますから、そうした新しい大枠のこともこれからいよいよ加味をしていかなければならない。しかし、ワークシェアリングといへども、これは起こつてまいりましたことに對してどうするかという後追いの政策であることも間違いがないわけでありまして。そこを後追ひだけではなくて、ワークシェアリングなどの大枠の政策は後追ひだけではなくて、このことによつて新しい日本の中の雇用のあり方、もう少し広げて言えば生活全体とが結びついていくようになっていくことにこの新しい展開がここに開けてくるものというふうな思ひている次第でございます。そうした新しい大枠のことを、やはりワークシェアリングだけに

どまらず、もう一、二考えながらこの局面に対応していかないと、もうその部門部門の、局所局所の対応だけでは対応し切れないという思いを持っております。

○今泉昭君 ありがとうございます。

大変踏み込んだ、どちらかといえば我が国の各種政策が縦割り行政の中でそれぞれの省庁がばらばらな対応をされているという問題を持ちながら、この雇用問題というのは、厚生労働省だけの問題ではなくして、大変広い範囲での横の各省庁のつながりを持って大きな政策を根本的に打ち直していかないと大変な事態になるということでございますから、そういう論議に一步踏み込んでいただいたということは大変結構だと思います。

後ほど私はそれらの問題についてまたお伺いをいたしますが、引き続きまして内閣府の方にお尋ねをしたいと思うわけでございます。

経済財政白書を見させていただきました。その中で我が国の現在の潜在成長率一％程度というような理解をされ、見通しを立てられているわけであります。御存じのように、我が国は年々人口もこれから減っていくでしょうし、労働力の数も減っていくわけでございます。さらに、残念ながらながら、投資も対内よりも対外へ対外へどんどん逃げていくような状況でございます。残されたところといえば科学技術を、新しい技術をどのように生み出していくかということに大変大きな期待が持たれていると思うんですが、潜在成長率一％というものの中心をどのように考えていらっしゃいますか。

○政府参考人(岩田一政君) ただいまの御質問であります。私どもの白書では、御指摘ございましたように、一九八〇年代には四％程度の潜在成長率であったものが九〇年代前半にはその半分の二％、現在の足元では一％まで落ちてきてしまったということですが、その主な要因といえますのは、どうしてここまで下がってしまったかといえますと、一つは労働投入がこの期間、九〇年代に入りましてからかなり減少しているという

ことがございます。それから、経済全体の生産性の伸びが九〇年代に入りまして非常に小さなものになってしまった。その結果、現在の足元では一％であって、その一％の中身を見ますと、主に資本投入といえますが、これは設備投資等によりまして資本ストックがふえるということとその潜在成長率、主に一％の中身ということになっております。

○今泉昭君 どうでしょう、中長期的に見て、その資本投資を軸にして我が国の今後の経済成長というものを期待していかなきやならない国柄になつてしまふんでしょか。

○政府参考人(岩田一政君) ことしの白書では、今行おうとしております構造改革、構造改革の中身には不良債権処理の問題も含まれておりますが、不良債権の問題というのは非製造業にどちらかといえますといういろいろな問題が残っております。九〇年代、業種別に見ますと生産性が落ちてしまったのはこの非製造業の部門であります。ですから、この構造改革がうまく進んで不良債権の問題が解決するというようなことになりまますと、非製造業の部門で生産性がかなり回復してくるということが考えられます。

経済全体の生産性が恐らく〇・五％ぐらい、ゼロに近くなっておりまして、〇・五％分ぐらい経済成長に寄与して、残りは御指摘のように資本ストックの伸びが四％程度あつて一・五％程度寄与する、そういうような姿が描けるのではないかと。これはもちろん構造改革がうまくいった場合ということでございます。

○今泉昭君 これからの我が国の成長に期待をするというのは、今大変問題になっている労働力に対応する雇用の増加ということは余り期待できない。しかしながら、労働力人口が減るにもかかわらず雇用不安が拡大をしている。そういう中で、これからはむしろ我が国の資本をもう少し投下することによって何とか我が国も成長していかなきゃならない、こういう状況にあるという御説明でございましたけれども、その前段の段階として

構造改革なり不良資産の整理という問題が当然あるわけでございますが、大體中長期的に今の政府の計画からいって失業率というのは当分の間何％ぐらい覚悟しておかなきやならないんですか。どのようにこれは推計されますか。

○政府参考人(岩田一政君) ただいまの御質問であります。経済全体の需要と供給というのを眺めますと、現在の需要と供給のギャップ、供給力と比べて需要の方が小さい、そういう姿になつておりまして、最近の一、二年であります。そのギャップが三ないし四％ございます。

それで、経済全体の需要が供給に比べて不足しているということはやはり労働市場にもそれは影響を与えるわけでございまして、経済全体の需要と供給の、供給がどちらかといえますと超過しているという場合には失業率も高まるといふ、こういう関係がございまして。

それで、大まかに言いますと、オーカンの係数と言われておりますが、GDPの需給のギャップの三を掛けるぐらいですね。ですから、今仮に三％の需給ギャップがあるとということだとしますと、失業率の方もやはり高まるということになります。失礼しました、失業率といひましても、

構造的な失業率とそれから経済全体の需要と供給の差を反映して決まるようないわば循環的な失業率というのがございまして、それを別途白書の方では計算しておりますが、足元五・三とか五・四になつておりますが、構造的な失業率の方は四％程度あるということでございますので、その差をとつて一・三とか一・四％に例えば三を掛けてやりますと、GDPギャップがやはり別のやり方ではかりました経済全体の需要と供給のギャップであります三ないし四に対応するといふような関係になつております。

ですから、現実の経済が潜在の成長率をかなり下回るような状態が続きますと失業率の方も悪化するといふ、こういう関係があるといふふうに言えようかと思ひます。

○今泉昭君 失業率の三分の二が構造的な要因だ

という認識で、この構造面での解決が図られなければ現在の失業率はさらに景気の要因を含めて下がっていかないといふふうに受けとめていてよろしいんですね。

○政府参考人(岩田一政君) そうですね。御指摘のように、やはり構造的な失業の部分も、これを減らしていくような政策が必要でありますし、それから需要を適正な水準に管理するということも重要な政策だといふふうにご考えております。

○今泉昭君 ありがとうございます。内閣府の方は結構でございます。

続きまして経済産業省の方にお聞きしたいと思うんですが、景気がとにかく立ち直らなければなかなか雇用状況がよくなれないというのが常識的な国民一般の受けとめ方だろつと思ひまして、国民の皆さん方は何とか景気よくしてくれよという気持ちは大変強いと思うわけですね。しかしながら、今、我が国はいろいろな意味で、特に構造的な要因が強いんでしょけれども、景気がすぐにも立ち直るという状況にはないということを残念ながら認めざるを得ないと思うわけですね。

そこで、経済産業省としてはいろいろな我が国の将来図といふものを描いていらつしやると思ひますが、二十一世紀の我が国の産業、いろいろな産業の構造改革といふものを計画されておられると思ひますが、この産業の構図といふものを今までと違つてどのように変えていくこととされているのか、そのことを見ながら我々も雇用対策との関係を見ていかなきやならないと思うので、経済産業省が考えていらつしやる日本のいわゆる再生といふ問題について、ちよつとお話をいただきたいと思ひます。

○大臣政務官(西川太一郎君) 今、物づくりの基盤についての振興法を事務局長として超党派でおまとめになった今泉先生から、日本経済、特に産業構造の将来にわたる変化、経済産業省はどのようにとらえているのかと、こういうお尋ねでございますが、一つは、御案内のとおり、産業の空洞化という足元の大変深刻な問題に対応していかな

ければいけないだろうというふうに住じておりま

す。
御案内のとおり、国際競争力というものをいかに確保していくかという観点から、比較生産費の観点からも三十分の一という人件費を現実に提供しております中国のようなどころに国際競争力を強化するために国内産業のいわゆる拠点を移すという空洞化現象が進んでおりまして、先生御案内のとおり、海外生産比率が年々増加をしております。十一年度で二一％台、さかのぼって十年度で一三％、まだ内々の数字で公表しておりませんけれども、十三年度には一五％台にもなるであろう、こういう状況の中でやはり何といたしても従来の産業に依存するというわけにいかないだろうと。やはり、科学技術による新たな産業を起こして、国際競争力に十分耐えられる新産業をまず起こしていかねばいけない。

そういう意味では、知的財産権をいかに活用するかということもございまして、当省といたしましては、大学発一千社というスローガンでござい

ますが、大学の研究成果をいかに新たな日本の産業シーズに変えていくかということで努力を今いたしているところでありますが、きょう現在、まだ百二、三十の企業化しかできておりません。
そういう中で、バイオでありますとか、これは話が大きくなって恐縮でございしますが、お許しをいたして申し上げれば、先生も十分御存じの旧地場産業でございしますが、いわゆる産業クラスターというふうには私も呼んでおりますけれども、クラスターというのは魚の群れでありますとかブドウの房のような、いわゆる一定地域に得意わざの産業が集中している、そういうものをとどんで育てて、全国レベルで三千社ぐらいの新産業や元気のいい産業を起こしていこう、こういうようなことに切りかえて国際競争力を獲得していかねばいけないだろうと。また、大変言うはやすくして行こうは難しいのでありますが、高コスト体質をいかに改善していくかということもこれからの産業の中では重要であろうというふう

います。

そこで、いわゆる研究開発投資を重点化して、ライフサイエンスでございましてとかIT、環境それからナノテクノロジーという、例えば東京ドームをコップのようなものと見立てて、そこに一グラムの物質を溶かしまして、コンピュータで一兆分の一に当るんでございしますが、それが砂糖であるのか塩であるのかということ、これをナノテクノロジーと申しますけれども、そういうようなことも、今、日本は世界で数少ない技術開発のできている国でもございします。そういうようなものを積極的にやっていきたい。

それから最後に、先生最も御関心のことです雇用が、人手を省力化するのはなくて、すぐれた能力を持った方々が日本にいて十分産業を支えていただける、そしてその方々の発明、発見、こういうものに依存して新しい経済産業社会をつ

くつていく、こういうような気持ちを持っており

ます。
不十分でございしますが、お許しをいただきたいと思

います。
○今泉昭君 政府におきまして、産業構造改革・雇用対策本部とでも言うんでしょうか、そういうのを設けられておられて、省庁を超えた総合雇用対策などをとられていこうというふうになっております。そういう中の中の一つの柱に雇用の受け皿整備のための思い切った規制、制度改革ということ

を打ち出して、新しい市場、新産業を育成するとういうふうにならわけていこうと私は承っているんですが、そういう中での検討で、御存じのように、我が国は資源の全くない国であります。
そういう意味では、これまで我々が古い世代の教育として受けてきたのは、資源がないから外国から原材料、資源を輸入して、それにできるだけ多くの付加価値をつけてそれを海外に輸出をして、それで国を支えていこう、それで国づくりをしていこうということが戦後の我が国の製造業の大きな発展の柱になったろうというふう

に私は思っています。が、年々いわゆる製造業の比率が低下をしてまいりまして、サービス産業に取ってかわられて、雇用の受け皿としてもサービス産業が大きいというように言われ

る、そういうような事態になってまいりました。そういう中で、もう我が国はこれ以上製造業にしがみついていく必要はないんじゃないかという議論も、いわゆるこれ以上物づくりにこだわる必要はないんじゃないかという議論もあるくらいに実は製造業が減少してきたことも事実であります。

しかしながら、私自身はそう思っていないわけでありまして、アメリカが例のレーガン時代から克林

トンの時代になって経済復興したのも、アメリカの製造業を復興した上でIT産業をこれに結びつけたということが大成功に結びついたわけ

でございますから、資源のある国のアメリカでもそうであつたわけですから、資源のない我が国におい

ては製造業の重要性というのはますますその重きをなしていくと思うんですが、残念ながららんどん

ん全体の生産額も雇用の数も減ってきていることは事実であります。

この産業構造改革・雇用対策本部の諮問機関です。か、そこで出されているのもどちからかといえはサービス産業を中心とした雇用の受け皿に大変熱心のよう

でございます。五百三十万人からの雇用の受け皿というのはサービス産業にすべて期待を

しているというふうな状況にあるんですが、経済産業省としては、今後の我が国の展望から見て、製造業の我が国の全産業におけるウェイトとい

うのは今後どの辺まで下がっていくかというふう

に予測されておりますか。どのくらいは落ち込むことを覚悟しなきゃならないというふう

に考えていらっしゃるのでしょうか。

○大臣政務官(西川太一郎君) 明示的にどれくらいまでという比率を申し上げることはなかなか困難でございますが、私、先生のお考えは全く正しいというふう

にまず御評価を申し上げますが、賛同をしたいと思います。ふう

に思います。どんなに経済がサービス化していても、やはり我が国は、先生御指摘のとおり、全く無資源国

家でございます。いわゆる既存産業も新産業も含めて付加価値をいかに高めていくかということに生きる道を求めていかざるを得ません。そうい

う意味では、例えば自動車産業においてもまた違う形の高付加価値化がございまして、例えば環境に優しい産業というものは単にそれがサービス産業であるということ

鉄工の倒産だけの問題ではなくして、製造業は刻々とそういう意味では危険な立場に立たされてきているわけです。これまでの我が国の経済を担い雇用を大きく吸収していた。これに対して、産業政策として経済産業省としていろいろの打ち方とこれは産業の指導なりあるいは行政的な打ち方とかいうことを工夫していただかなければならないんじゃないかということをおっしゃるわけです。

それだけではなくして、実は御存じのように我が国はつい十年前までは物づくりの基盤と言われていた基盤集積地というものが五百カ所ぐらい全国に点在をしておりました。ところが、今数えてみますと、もう二百五十を切っちゃっているわけです。いわゆる物づくりの集積基盤地というのがほとんど消えてなくなっている。これとちょうど並行するような形で製造業の中心的な企業がほとんど姿を消している。大変淋しい思いを私自身するんですが、それだけの問題ではなくして、雇用の問題にとりまして、将来の我が国の産業、もし製造業がどうしても必要だとするならばこれを無視していくわけにはいかなんじやないだろうかという大変な危機感を実は持っているわけです。

その中で、特に聞こえてくるのは、国際化が進んでいる、国際競争力をつけるような産業をつくらなきゃいかぬということがよく言われる。そして、高付加価値の産業を育成しなきゃならない、こういうことを言われているんですが、国際競争力でも今我が国が問題になるというのは、これはもう特に竹中大臣なんかはいろんな勉強会なんかで発表されているけれども、高コスト構造だというわけです。付加価値の中のコストの最大のものは実は賃金なんです。付加価値を大きくするということは賃金を大きくしてもできるわけですから、これは。

そういう意味で、この高コスト構造を何とかしなければ国際競争に勝てない。そうするならば、これはもう倒産せざるを得ない、なくならざるを得ないということにもなるわけでございます。

ども、特にこの景気の悪い実態の中におきましては、生産性を上げようにも、大体供給過多でありまして、販売価格はほとんど下を走っている中で生産性は下がる一方なんです。もう八方手ふさがりなんです。こういうものに対して経済産業省としてどういう危機感をお持ちいらっしゃるか、ちよつとお聞きしたいんです。

○大臣政務官(西川太一郎君) これまた大変大きな問題でございます。特にこの高コスト体質については、先にお帰りになつた方々にお聞きいただきたかったと私は思うのでございますが、ただその危機感ということについては大変深刻に受けとめております。

そして、かつて不肖、先生の下で働かせていただきましたときに御議論を申し上げたと思いますが、例えば石油または電力、どれ一つをとっても大変我が国は資源そのものを外国に依存せざるを得ない、そういう体質からしたこの高コスト体質の是正というのは言うはやすくしてなかなか難しいことではあります。

労働者一人当たりの資本装備率とかそういうものは極めて高いのでありますけれども、しかし、先生がたゞいま御指摘になりましたように、いわゆるマンパワーの生産性も十分限界にきていることはもうよく承知をいたしております。日本の労働者ぐらゐ勤勉でしかも優秀な方々はいないわけでありまして、そういう意味では、MITが「メイド・イン・USA」の中で指摘したかつての日本の物づくりの能力というものはもう大変なものがあるわけですが、その日本をしようという苦境におとしめて、そしてその回復の途上で大変ネックになっておりますのが高コスト体質と言われる一連のものであることは当省といたしまして十分承知をいたしております。これを解決するためにぜひまたお知恵をお授けいただきたいと思っております。

危機感は十分持つておりますことを答弁として申し上げます。

○今泉昭君 ありがとうございます。

私が特に経済産業省から来ていただきましたいろいろとお尋ね申し上げましたのは、これからの雇用問題は労働行政だけじゃとてもじゃないけれどもこれはやっていけないわけでありまして、今までの労働行政の狭い枠の中だけの問題ではなくして、国民的な大きな課題としてやっていくためには、関係のある各省庁がこれはもうお互いに合同し合つてでも、協力を合つてでも、大きな今後の我が国の雇用対策というものをつくつていただきたいという実は意味合いも含めてきよう来ていただいたわけでございます。そういう意味でこれから雇用問題も絡めた産業政策というものがぜひ推進をお願いしたいというふうに思います。

○大臣政務官(西川太一郎君) よろしいでしょうか、一言。大変ありがとうございます。

最後に一言だけ申し上げれば、坂口大臣の御指導をいただきました。私どもの平沼大臣も二十数年ぶりでございましょうが、厚生労働省さんと経済産業省がそれぞれの出先のいわゆる地方局の単位で雇用問題について共同の作業に入りましたことは、先生もお力をおかしたいただいたことでもございまして。今御指摘のことを帰りました十分大臣にも伝え一生懸命努力をしたいと思っております。どうぞ変わらぬ御指導をよろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

○今泉昭君 ありがとうございます。もう結構でございます。

次に、厚生労働省の皆さん方にいろいろとお伺いをしたいと思っております。

今特に内閣府や経済産業省の方々から来ていただいているようなことをお聞きしたのは、やはり何といつてもこれからの雇用対策というのは、先ほど坂口大臣がいろいろ危機感を持つていらつしやいますように、狭い枠の中だけではとても解決できないような大変重要な時期に入つたということでございます。そういう意味でお聞きしたわけでございます。それと関連をして少し厚生労働

省の方にお聞きをしていきたいというふうに思います。

一つは、大臣がさきの同僚議員の皆さん方の質疑の答弁の中で何回か使われている言葉の中で、労働市場の新たな形成という言葉をよく使われたのを私は覚えていらっしゃるんですが、坂口大臣が考えていらつしやる新しい労働市場の形成というのは大体どういうことをイメージしていらつしやるんでしょうか。それをちよつとお聞きしたいと思つた。

○国務大臣(坂口力君) 今まで日本の雇用が終身雇用ということになっておりましたから、新しいいろいろの技術の指導でありましたり、あるいは新しい問題に直面をいたしますときに、それぞれの企業がそれぞれの企業の中でいろいろの訓練もしてまいりましたし、そして養成もしてまいつたわけでありまして、最近のように雇用が流動化をしてまいりまして、次から次へと職をかわられる方がふえてくるというような状況になつてくれば、それは一つは、新しい雇用面に直面をしたその皆さん方の新しい能力をどう身につけていくかということ、今までのように企業にお任せをしておるのではなくて国全体がそれを見いかなければならないということが一つあるだろうというふうに思います。

それだけではなくて、そうした雇用が流動化をするということは、その流動化をしたときにその人たちがスムーズに新しいまた雇用の場にどう結びつけていくかという、その辺の新しいシステムがなければその人たちは大海の中で一人戸惑うようなことになつてしまふ。

これだけ目まぐるしい状況の中でございますから、現在の経済状況がどういう状況にあり、そして新しい雇用というのはどういう方向が今望まれている、あなたはこういうことをやりたいというふうにおつしやいますけれども、しかし今必要なのはこういうことである、あなたはこういう能力をお持ちではありませんかというふうなことをアドバイスしてくれる人も必要になつてくる。それ

らのことができるような、社会全体の中でそれが可能になっていくようなシステムづくりをしていかないことには、これはうまく機能しないだろう。

好むと好まざるにかかわらず、終身雇用の体制から非常に流動化をする方向へ、雇用が流動化する方向に向かってきているわけでありまして、そうしたことには私は念頭に置いて申し上げていくわけでございます。

労働市場のシステム化というのは、あるいはもう少し別の意味もあるのかもしれませんが、しかし、私が言っておりますときには、それらのことを少し念頭に置きながら話をさせていただいているということでございます。

○今泉昭君 確かに大臣御指摘のように、我が国の場合はこれまで長い間、戦後の荒廃から立ち直り、そして企業も家庭もある程度の資産を形成するまでの間、国がやるべき仕事を企業が肩がわりをしてきたことがあったのではないかと思います。国ができないことを特に大企業を中心として企業が責任を負ってきた、その特徴が特に福利厚生あるいは退職金制度というように、あるいは年金制度にいたしましても国の年金制度では間に合わないからということで、いろいろな意味で企業が肩がわりをしてきた時期というのが相当長い年月あったと思うわけでありまして。

それがために、なかなか本人の意思とはまた別に、家族も含めまして一つの企業の中に長くどまつて、その恩恵を受けた、その利点を活用したいという流れがありましたから、我が国の労働力というものはある意味では流動性が非常に低いというのはそういう社会的な背景があったからだろうと思うわけでありまして。

そうしますと、新しい雇用市場をつくるためにはその流動性を高めるということが一つ必要ではないだろうかというところの発想から、企業がこれまで負担をしていたものをなくすのか、ウェー

なければならぬわけですが、大臣の気持ちとしては、今まで企業が国の肩がわりをしていたものが、むしろこれからの企業の体力からいって、負担が多くなったからそれはほどほどにして、そしてできるだけ自由に人が移動できるようなシステムに今後持っていくのが望ましいと思ってい

○国務大臣(坂口力君) 望ましいかどうかは別にいたしまして、そういう選択をしなければならぬ人がふえてくることだけは紛れもない事実だと思ふわけです。

その選択をする人たちに對して、それは何の手当でもありません、何のシステムもありませんというわけにはいきません。したがって、これからの世界的な経済の動向を考えましたときに、当然のことながら、そうした流動化が起こってくることは間違いがないというふうに思いますので、その辺のところをやはりつくり上げていかなければならない。

先ほどの先生から経済産業省の方への御質問にもございましたけれども、二次産業がどれぐらいの割合で今後行くのかどうかということも定かではありません。

しかし、欧米先進国におきましては、第三次産業が大体七割ぐらいになっているわけでありまして、現在、日本の六割、それがもう少し、少なくとも七割前後のところまでは行くのであろうと。そうしますと、残りますところは三割、それが二次産業と一次産業ということになってくるわけでございますから、おのずから大体その守備範囲というのは定まってくるのではないかと気がいたします。

その辺のところを考えましたときに、二次産業の皆さん方もこれから三次産業へ今度スムーズに移行してもらわなければならない人たちが私はかなりあることは間違いないと思ふんです。

それが本場の三次産業なのか、あるいは二・五次産業ぐらいなところなのか、二次産業とそして

三次産業、サービス業とが少し結びついたようなところの雇用というのは私はかなりあるというふうに思っております。日本はむしろそこを大事にしなきゃならぬのじゃないかと。本場の三次産業だけのところへというのは、なかなか二次産業に従事しておみえになりました皆さん方は抵抗があまりまして、二次産業から三次産業へ行くことのできないミスマッチというの私はかなりあると思っております。その辺のところの、二・五ぐらいなところで、生産もしますけれども、それをいろいろの個々人の価値観によって、例えば自動車ならば、あなたはここをどういうふうに変えますか、どういうミラーにしますか、どういう色合いにしますかというようなこと、それぞれ変えることによってその人に合った車がでる、だからそういうサービスが結びついて私はでき上がっていくというふうには思ふわけです。

やはり、そういうふうになってまいりますと、今までの二次産業だけのことでいいのか、それともそういうふうに変化をしてみたいかと、新しいそこに産業が生まれて、そこにどういう受け皿をつくって、その人たちがスムーズにそういうふうな流動化していくようにしていくのかというふうなことも起こってくる。ですから、ある意味では水先案内人的な役割を果たすような人も必要でございます。マラソンの伴走ではありませんが、私も、一緒に並んで走るような人たちも必要になってきて、その辺のところを可能にするような全体としての枠組みをつくっていくかといけな

○今泉昭君 最近は大変フリーターがふえてきたというふうにも言われております。それから、世相を反映してでしょうか、正規従業員の代替という形でパートを雇う企業も大変ふえてきたと言われております。

極端なことを言いますと、フリーターがふえ、パートがふえていくということは、いわゆる今までの企業の中にある意味ではいろいろな恩恵を受けて

きた、企業独自の恩恵の少ない方が大変ふえるわけですので、そういう社会になれば流動性は非常に高まるということ、極端な言い方すればそういう社会をむしろ我が国の労働市場として誘導していくというふうな腹づもりなのかなというふうなうがった見方もしたくなるわけでありまして。

アメリカで「エクセレント・カンパニー」という本を書かれて、大分昔の話ですけども、ベストセラーになりましたけれども、あの流動性の高いアメリカにおいてもエクセレントカンパニーと言われるところは非常に労働力が固定的なんですよ。流動性はほとんどないんですよ。日本の場合にも、考えてみますと、優良企業と言われるところ、大企業ほど流動性は少ないというふうにも思っているわけなんです。

そういうところから、その流動性のがんになるのが終身雇用であるとかあるいは年功賃金制度だということがすぐ取り上げられるわけですが、考えてみますと、日本の年功賃金制度なんてとっているのは、全体の労働者の数でいうならば五千万人のうちの一千万人ぐらいでありまして、いわゆる全体の企業の中でも大企業と言われるところに勤めていらっしゃる方々、あるいは公務労働に所属している方々の社会においては確かに年功賃金というのは存在いたしますけれども、中小零細企業においては全く年功賃金なんてないんですよ。二十で雇われようとして五十歳であらうとほとんど賃金のレベルの違いはないわけでありまして、全体の日本の労働者の数からいうと七五%が中小企業ですから、それをとらえて年功制が悪いあるいは終身雇用が悪いと言われるようなことも極端な論議が我が国にはあるような気がしてならないわけでありまして。

そういう意味では、むしろ我が国の場合は、日本独特の雇用システムというものの、ということの設立のために私は労働省としては汗を流してほしいなという気がしてならないわけです。特に、マスコミなどにはある意味では生半可な知恵を使って宣伝いたしますから、それが本物だというふう

一般的には思わねがちなんですが、内情を見てみるとそんなものではないと私は思うんですよ。

そういう意味で、日本的ないわゆる労働市場の形成というものをひとつ労働行政の中で考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 今御指摘のように、一つの企業の中でずっと生涯お勤めになつて、そういうものと、いわゆる企業家族と申しますか企業集団としての中でさまざまな福祉の問題もそこでつくり上げられていく、そういう中でお過ごしになつていらっしゃる方は大変恵まれていたわけでございまして、現実にはそういう企業の中で生涯を終えられた方もたくさんおみえになるといふふうに思います。

先日、ある電気器具の大きいメーカーのところに若いときにお勤めになつておりました方が亡くなられて、そしてそこに私は御葬儀に参りましたら、その企業の皆さん方が受付から何から、もうおやめになつて随分時間がたつたんですけれども、お見えになつて、そしてお世話をなすつておられる。まさしく、やはり大きい企業というのは最後の最後まで面倒を見てくれるんだなということをつくづく感じたわけですが、そういう社会というのは好むと好まざるとにかかわらず私は崩れつつあると。

そのほかに、今御指摘になりましたような、中小企業の中で、一つの場所ではなくて、あちらの企業からこちらの企業へと渡り鳥をしながら生涯を終えられた皆さん方もおありになるわけで、必ずしも日本の企業の中がそうした終身雇用だけであつたわけでは私もないというふうに思います。

しかし、これからそういうふうないろいろなところに渡り鳥をさせられても、そこをしかしつかりと受けるものはちゃんとつくつてありますよと、一つの企業で生涯おみえにならなくてもそれは同じようにできますよということを、やはりそこはつくり上げて私がいかなければならないというふうな思っている一人でありまして、それは年金であれ医療であれ、あるいはまた雇用であれ介

護であれ、まだほかにもあるでしょう、そうしたものを、かわるごとにそれは損をしていくということではない、やはりそういうシステムをつくり上げていかないといけないというふうに思っている次第でございます。

○今泉昭君 大分時間が経過してしまひまして、横道にそれた点はお許し願ひたいと思ひますが、残された時間、この法案に關しまして幾つか確認をしておかなければならないというような点もございまして、この点についてのひとつ質問をさせていただきますかと思ひます。

まず、その一つは、訓練延長給付制度の拡充の枠組みということが一応整理をされたといひしましても、問題はこれを活用した再就職に結びつく教育訓練の選択と実施体制にあると考えているわけでございますが、政府はどのような施策運用を考えていらつしやるか、お答え願ひたいと思ひます。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 今回の訓練延長給付の拡充を有効なものとするために、補正後で本年度約十六万人分の訓練延長給付に係ります予算を計上いたしますとともに、訓練枠の拡大を図りまして、官民のあらゆる教育訓練資源を活用し、多様な訓練コースを設定することといたしております。

その設定に当たりましては、職業訓練機関と公共職業安定機関の連携を強化いたしまして、地域の労働市場のニーズ等を十分把握するとともに、求人ニーズの変化あるいは実際の就職実績等により訓練コース自身の機動的な見直しにも努め、効果的なものとしてまいりたいと考えております。

また、訓練の受講指示に当たりましては、御本人の就職活動等に照らして、再就職のために能力開発の必要性が高い者を対象とすることを原則といたします。そして、特に複数回受講につきましましては、労働市場の求める能力、あるいは一回目の訓練への本人の取り組み状況、能力習得状況等の把握を通じて、複数回受講により就職可能性が高まると見込まれる場合に行うこととするな

ど、個々の受給者の能力、適性等を踏まえて適切な受講となるよう努めてまいりたいと考えております。

○今泉昭君 次に、この枠組みを活用した公共職業安定所長の訓練受講指示についてどのような手順を考えていらつしやるのか。運用内容が地域であるとかあるいは極端な場合には安定所ごとに公正を欠く場合がありますので、この点についてお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(澤田陽太郎君) ただいま申し上げました新しい枠組みのスタートに当たりましては、まず一般的に公共職業訓練の受講指示はできる限り早期に行うこととしていきたいと考えております。その上で、複数回の受講指示につきましては、まず対象者の綿密な職業相談を行いまして、それを通じて、再就職への強い意思を持つており、かつ訓練受講意欲の高いと認められる者に限つた上で、求職者御本人の技能、知識の状況等々、労働市場の求める能力を勘案して受講指示を行うことを考えております。

さらに、二回目の指示につきましても、一回目の訓練への取り組み状況、能力習得状況等を的確に把握した上で受講指示を行う予定でございます。

こうした条件を全国の公共職業安定所、さらには能力開発機関にもきっちり示した上で、具体的には各労働局で訓練実施機関のコース設定を勘案しながら公正かつ効果的に運用を図っていくことといたします。

○今泉昭君 次に、中高年齢者に再就職に直結する教育訓練を実施するためには、能力要件を明確にした求人開拓は当然でありますけれども、需要に対応した教育訓練の迅速な見直しやどの教育訓練が効果的かといった個別相談の充実が不可欠だと考えられていますが、地域、現場での職業安定機関と能力開発機関の連携体制強化についてどのような措置を講じ、運用を行つていられるのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 厳しい雇用失業情

勢の中で、求職者に的確な職業訓練受講機会を提供することによりまして、能力のミスマッチ等の解消を図り、就職に結びつけることが重要なポイントとなっております。それには労働市場が求める人材を育成するということが必要であると考えております。

こうした観点から、適切な教育訓練コースを設定し再就職を促進するというところで、まずは職業安定機関の紹介業務等を通じて把握いたしました地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定と必要の見直し、二つ目には訓練受講者の就職実績等を踏まえた訓練委託先の選定をする、そういうことに努力いたしますとともに、三点目には能力開発支援アドバイザー、これを公共職業安定所等に配置いたしまして、求職者に対するきめ細かなキャリアコンサルティングを実施することによりまして再就職に適切な訓練コースの選定等を行うことといたしております。

さらに、訓練受講中から求人開拓をやる、あるいは求人情報等の提供を行う、職業相談を実施する、そして訓練終了後の就職面接会の開催など、関係機関間で協力して機動的に実施いたしまして、訓練受講者の再就職の促進を図っていくことといたしております。

○今泉昭君 次に、職業安定機関と能力開発機関の連携強化ということは当然のことですけれども、さらに地方自治体あるいはまた地方労使などとの関係者が一体となった取り組みということが枠組みとして体制も必要だと考えるんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(酒井英幸君) 職業安定機関と能力開発機関に加えて、地方自治体、地域労使等を加えた連携の点につきましては、十一年度より、各都道府県ごとに地域の実情等に応じまして、ハローワーク、地方労働局、職業能力開発機関、商工会議所、労働団体を含めた地域人材育成推進協議会を設置いたしておりますが、地域の産業動向やこれを踏まえた人材ニーズを的確に把握するとともに

に、これに基づく機動的な訓練コースの開発、設定等を行ってまいっているところでございます。

なお、今後におきましては、この協議会に構成員といたしまして大学、NPO等の関係者に加わっていただきますとともに、訓練実施機関とい

たしましてこれらの活用を図りまして、地域における多様な効果的な職業能力開発機会の創出に努めてまいりたいと思っております。

さらに、地域雇用開発促進法に基づきます能力開発就職促進地域等、各地域におきましては地域雇用促進会議等を設置いたしまして、都道府県における雇用能力開発関係者、労使団体等、地域関係者の連携のもと、労働者に対する能力開発を促進することとしたところでございます。

今後とも、これら各種協議会等を十分に活用いたしまして、地方自治体、産学、労使等、幅広い関係者が一体となった取り組みの推進に努めていきたいと考えている次第でございます。

○今泉昭君 次に、派遣労働者関係についてお聞きしたいと思います。

派遣期間に係る業務制限を三年に特例として延長することによりまして、派遣労働に従事する中高年者の派遣契約期間が少なくとも一年を超え三年に近づくと、当面の雇用安定を図るための担保措置についてどのように考えていらっしゃるかと、お聞きします。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 今回の中高年労働者に係ります派遣期間の特例措置につきましては、現在の厳しい雇用失業情勢を踏まえまして、特に再就職が厳しい状況にある中高年齢層につきまして、雇用の安定と再就職に必要な措置を緊急に講ずる一環として派遣期間の一年制限を三年に延長することとしたものであります。

今回の措置によりまして、若年者に比べて就業機会に恵まれにくい中高年齢者について、延長された派遣期間による雇用機会の確保、一層の雇用の安定を図ることが可能になるものと考えております。

また、この措置は求人者の旺盛な営業等におきま

して活用されることが見込まれますので、若年者に比べ就業機会に恵まれにくい中高年齢者につきまして、延長された派遣期間による雇用機会の拡大等の効果が期待できるものであり、正社員が派遣労働者に置きかわる可能性は低いものと考えております。

なお、今回の派遣期間の延長の措置により一年以上働き続けた中高年齢者である派遣労働者の方につきましては、派遣法第四十条の三の派遣労働者の雇用の努力義務の規定が同様に適用されまして、中高年齢者の直接雇用の実現等にも配慮しているところでございます。

○今泉昭君 現在の労働者派遣制度は、一般の派遣業務期間を臨時的、一時的業務として一年に制限を設け、これを超える場合は常用雇用とすることで常用雇用代替の防止を担保しているわけですが、中高年齢者の特例により対象労働者の常用代替を防止する措置につきましてどのように考えていらっしゃるのか。

また、雇用調整後のポストへの派遣労働の受け入れ禁止や、移籍と派遣の組み合わせによる直接雇用から派遣への転換、すなわち企業の一定部門を分社化して、ここに移籍して労働者をもとの職場などに派遣して活用することなど、こういう問題の防止の措置が必要と考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 今回の臨時特例措置は、中高年齢者の雇用面で置かれている状況にかんがみまして、あくまでも臨時特例の措置として講ずるものでございまして、労働者派遣法の基本的な趣旨、考え方を変更するものではございません。

したがいまして、今回の臨時措置により一年以上以内の期間働き続けた中高年齢者である派遣労働者につきましては、今回の雇用対策臨時特例法による読みかえ後の労働者派遣法第四十条の三の先ほど申しました優先雇用の努力義務の規定が適用されるなど、現行制度の基本的枠組みが同様機能することになりまして、常用代替防止に

一定の効果を発揮するものと考えております。

また、我が国におきましては、企業がその雇用の労働者を解雇する場合には、いわゆる整理解雇の四要件や合理的な理由を必要とするという判例法理が確立されておまして、そうしたルールで対処されているということから、安易な解雇が横行するというようなことはないと考えております。

こうしたことを前提といたしまして、雇用調整後の問題についてお答えいたしますと、雇用調整後のポスト等につきましても、労働者派遣法第二十六條第七項の規定に基づきまして、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は労働者派遣契約の締結に際しまして派遣労働者を特定することはできない仕組みとなっております。こうした観点から私どもは指導監督を行っていくことが可能でございますので、今後とも適切に対処していく考えであります。

さらに、移籍をした労働者をもとの職場に派遣するといふ場合があつても、派遣法の規定におきまして、それが専ら労働者派遣の役務の提供を特定のために提供することを目的として行われる労働者派遣事業といふものに該当する場合につきましては、労働者派遣法第四十八條第二項の規定によりまして、厚生労働大臣は当該派遣事業の目的及び内容を変更するように勧告することができまして、また、労働者派遣事業法第七條に基づきまして、そうした派遣事業の許可はできないということになっております。

さらにつけ加えますと、労働者派遣事業の許可を行うに当たりましては、今申し上げましたような専ら派遣を行わないことを許可条件として付し、この許可条件違反につきましては、許可の取り消し、事業停止命令、改善命令等の対象となるところでございまして、このような現行労働者派遣制度を厳正に運用することにより、御懸念の常用雇用の代替防止を図ってまいりたいと考えております。

○今泉昭君 この特例措置は、あくまでも臨時特

例の措置であると思ひますし、現在検討が開始されている派遣労働制度全体の検討に対しましては関係しないものと理解しますが、それでよろしいでしょうか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 今般の中高年齢者に係ります派遣期間の特例措置とは別に、労働者派遣制度全体の見直しにつきましては、去る八月三十一日より労働政策審議会におきまして調査、検討を開始したところであります。この検討につきましては、関係者の真摯な取り組みのもとに着実に進めていくことが公労使の一致で確認されております。

○今泉昭君 労働者派遣制度全体の見直しに当たりますのは、改正時に、附則第九條のつとりまして総合的な実態調査による十分な実施状況把握を行い、常用代替防止措置とか、あるいはまた労働者保護措置を含む総合的な検討を踏まえてなされるものと理解をしておりますけれども、それではよろしいでしょうか。

また、見直しに向けての総合的な実態調査は、紹介予定派遣についてもその運用状況を適切に把握し得るようになされるものと理解しておりますけれども、そう理解してよろしいですか。

○政府参考人(澤田陽太郎君) 今回の中高年齢者に係ります派遣期間の特例措置とは別に、去る八月三十一日より労働政策審議会が検討を開始しております労働者派遣制度全体の見直しにおきましては、今後、昨年十二月より実施が可能となっている紹介予定派遣の運用状況を含め、平成十一年の改正労働者派遣法の施行状況についての総合的な実態調査を実施いたしまして、その結果等を踏まえ、労使関係者の意見等も十分伺いながら検討を進める考えであります。

この見直し、検討につきましては、雇用就業形態の多様化に対応した雇用の場の確保や労働者保護措置のあり方等に留意しつつ、労働市場の需給調整機能の強化を図るという観点を持って検討に当たると考えております。

○今泉昭君 今般の特例措置の趣旨、目的からい

たしまして、今回、特例によりまして中高年齢者の雇用がふえているか、当該労働者の雇用の安定に寄与しているか、常用代替が生じていないか等についても十分な検証を行いまして、派遣労働全体の見直しを検討していくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、派遣労働制度全体の見直しに当たりましては、単に量的に派遣労働が伸びているかという観点だけではなく、我が国全体の労働力需給調整機能を強化するという観点からなされるべきものと考えておりますが、この点についてどう考えていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(坂口力君) 今回のこの中高年齢者に係ります派遣期間の特例措置につきましては、現在の厳しい雇用失業情勢を踏まえまして、中高年齢者が特に再就職が厳しい状況にあることにかんがみ、あくまでも臨時特例の措置として雇用の安定と再就職に必要な措置を緊急に講ずる一環として行うこととしたものでございます。

労働者派遣事業制度全体の見直しにつきましては、御指摘のとおり、我が国労働市場全体の需要供給能力を強化するという観点を持って検討に当たるときと考えております。また、その検討に当たりましては、平成十一年の改正労働者派遣法の施行状況や、今回の特例措置の実施状況を可能な限り把握をいたしまして検証することといたしますとともに、労使関係者の御意見も十分伺いながら検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○今泉昭君 どうもありがとうございます。最後にになりますけれども、先ほど私が申し上げましたように、新潟におきましては新潟鉄工という名門の企業も倒産をするような状況になりました。上場企業八十社以上がもう既に百円割れの株価の状況でございまして、今後、大変そういう意味での大型倒産が危惧されるわけでござい

新潟鉄工も含めまして、今後、そのような状態になった場合に、そこで働く労働者の再就職やい

ろんな意味での支援につきまして、どうかひとつ厚生労働省としましては地方とも十分な連携をとっていただきまして御支援いただきますようお願いをしたいと思います。

○委員長(阿部正俊君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○小池晃君 私は、日本共産党を代表して、経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

先日発表された十月の完全失業率は、過去最高の五・四％に達しました。新規求職者のうち事業主都合による離職が前年同月よりも四六・五％もふえ、リストラ離職が深刻化しています。今こそ大企業の身勝手なリストラ・解雇を規制し、サービス残業を根絶するなど、雇用を守るための実効ある施策が求められています。しかし、本法案にはそのための具体策が何一つありません。

反対する第一の理由は、そもそも本法案が不良債権の早期処理による新たな失業者の増加を前提にしたものであり、失業者をふやさないための施策は何ら講じられていないからであります。

政府は、本来、労働者の雇用確保に責任を負うべき立場にあります。しかし、その政府が、不良債権処理のためには中小企業の倒産を当然とし、企業存続の危機とは無縁な大企業が転籍や希望退職の名目で事実上の大量の整理解雇を進めることを野放しにしています。これでは史上最悪の雇用情勢はますます深刻になるばかりであります。

第二の理由は、中高年齢労働者の派遣期間を三年間に延長する派遣労働のなし崩しの拡大が雇用を一層不安定にするものにはかならないからであります。

一般派遣の期間を一年に制限していたのは常用

雇用の代替を防止するためというのが政府のこれまでの説明でしたが、本法案により、それすら全く骨抜きになります。厚生労働省のアンケートによれば、派遣労働者が現在行っている業務の七割以上が以前は常用労働者が行っていた業務であります。派遣労働が常用雇用の代替となつていいることは既に実態で明らかであるにもかかわらず、本法案によってさらに派遣期間が延長されれば、常用雇用の代替が今以上に進行します。

政府は、派遣労働はあくまで選択肢と言いますが、弱い立場の中高年齢労働者にとっては、本当に選択したい常用雇用の場はますます狭まります。常用雇用を減少させ、不安定雇用に置きかえるようなやり方では、中高年齢労働者の雇用不安は解消どころか、高まるばかりであります。

派遣期間の延長は、企業にとつては派遣労働者を一層受け入れやすくするものにはかなりません。不安定雇用の拡大だけでなく、偽装請負などの違法行為もはびこっている現状で、政府が約束していた労働者派遣事業の実態の調査、検討もせずに、財界の要望だけで派遣労働のなし崩しの拡大を行うことは、労働行政の責任を投げ捨てたものと言わざるを得ません。

本法案は、雇用保険法の訓練延長給付など改善の部分もありますが、全体としては派遣法の歯どめすらなく、不安定雇用を一層拡大しようとするもので、到底賛成するわけにはいきません。

最後に、日本共産党は、サービス残業の根絶や解雇規制法の制定など、労働者の雇用を守るために引き続き全力を挙げることを表明し、反対の討論とします。

○大脇雅子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、ただいま議題となりました経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案に反対の立場を明らかにして討論いたします。

今回の特例措置法案は、特に中高年齢労働者への円滑な再就職のためとされていますが、次の問題

点を指摘したいと思います。

第一に、小泉流構造改革の方策は、企業のリストラ策を後押しし、正規雇用労働者を非正規雇用労働者へ置きかえていく傾向をますます強めてきました。今回の改正法案もそのためとされていますが、雇用のセーフティネットの拡充策を打ち出せば打ち出すほど、実は企業の社会的責任の放棄を許している結果を生じていることを看過してはならないと思います。

本法案は、中高年齢労働者の再就職に対処するために改革先行プログラムに基づく施策として位置づけられていますが、相変わらず雇用の状況は悪化し続け、改善の明るさが見られていない実情に根本的に対処していないことを指摘したいと思えます。すなわち、基本的に、会社をリストラされたまたは退職し、再就職が可能となる過程で中高年齢労働者の働く権利が確保されているのかどうかをまず考えなければなりません。これまでIT産業を中心とした雇用創出が強調されてきましたが、雇用の受け皿となるべき肝心のIT産業がみずから多数のリストラを強行している現実、政府の雇用創出策の設計に問題があることを浮き彫りにしています。

第二に、雇用保険法改正による訓練給付の延長が図られています。再就職を実現するために必要不可欠な技術力の向上や、新たなスキル、ノウハウを獲得するための訓練の機会を確保しつつ、訓練中の生活を支える施策が十分になされる必要があることは当然であります。

しかし、問題は、その訓練のメニューの中身とともに、その訓練を経た中高年齢労働者を企業が現実的に雇用するという点であつて、この間の企業のあり方を見れば、明確な見通しが立っているとはとても受け取れません。助成金の効果にも疑問があります。

第三に、中高年齢労働者の雇用拡大に資する方策として、労働者派遣法の特例措置として、派遣期間の上限を三年として、これまでの一年から三年への延長が図られています。

しかし、女性派遣労働者について、三十五歳の壁によって派遣先が見つかからない状況が指摘されています。さらに、本年七月に策定された厚生労働省「労働者の募集及び採用について年齢にかかわらず均等な機会を与えることについて事業主が適切に対処するための指針」はマスコミに年齢制限を抜き指針と命名されているところですが、年齢を職業資格にかかわらせることに合理性があるのは指針第三、六、九、十のみであり、とりわけ第三第三項及び第四項は、定年までの期間や賃金体系との関係で、結局中高年労働者を排除する年齢制限を現状どおり事業主に可能にしております。

しかも、中高年労働者について、それまでの正規雇用から派遣による就業への切りかえが進むのではないかも知れない懸念されます。労働者派遣法の成立以来の改正を見ると、今回の特例措置としての上限期間の延長は、リストラを進める企業が使い勝手のよい派遣労働をより一層活用するための方へ進める地ならしでないかと危惧します。

以上の視点から、私は今回の特例措置法に反対します。

委員会での審議でも、政労使によるワークシェアリングの検討を進めることについて多く議論がされていますが、肝心なのは労働者本位のワークシェアリングで、ワークシェアリングの前提は、同一または同種の業務または職務につき、時間当たりの賃金は同一で、賃金は労働時間に比例するという比例の原則が基礎であることを見過ごしてはなりません。

具体的には、ワークシェアリングにより新たに雇用される労働者は、非正規雇用で置きかわるのではなく、フルタイム労働者とパート労働者の時間差による差別を禁止して、正規雇用労働者として雇用されなければなりません。そのために、同一価値労働、同一賃金を含むすべての労働条件に関する均等待遇の原則を確立し、社会保険加入等労働福祉にも配慮する立法を早急に実現すべきであることを強調して、反対討論を終わります。

○委員長(阿部正俊君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿部正俊君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、柳田君から発言を求められておりますので、これを許します。柳田君。

○柳田君 私は、ただいま可決されました経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会、公明党、社会民主党・護国連合、自由党及び無所属の会の各会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、現下の厳しい雇用情勢のもとで特に厳しい状況にある中高年齢の非自発的失業者などの雇用の機会の確保・安定を図るため、募集・採用における年齢制限の緩和に向けた取組みを強化・徹底するとともに、求人開拓の強化・促進に努めるに当たり、求人内容について職務の遂行に必要な適性、能力等の程度の明確化を図ること。

二、年齢、職業能力や労働条件によるものを始めとする雇用のミスマッチを解消し雇用の機

会の確保・就職の促進を図るため、人材ニーズ等に即した多様な訓練機会の確保を図るとともに、職業安定機関と能力開発機関の連携を一層緊密化するよう努めること。

三、雇用の維持・創出のためワークシェアリングが重要性を増していることにかんがみ、これに関する労使関係者の合意形成に向けた取り組みに積極的な協力するとともに、それらの実現のための条件整備に努めること。

四、労働者派遣制度全体の見直しについては、中長期的な我が国の労働力需給と雇用関係の変化を見据えて労働力需給調整機能全体の強化、多様な雇用機会の確保を図るため、平成十一年の改正労働者派遣法及び今回の中高年齢者の派遣期間の特例措置について、その実態等施行状況を確実に把握、検証し、雇用の安定と労働者保護の観点に立つて総合的な検討を行い、必要な措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(阿部正俊君) ただいま柳田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿部正俊君) 全会一致と認めます。よって、柳田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、坂口厚生労働大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。坂口厚生労働大臣。

○国務大臣(坂口力君) ただいま決議のありました本法案に対する附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力してまいりたい所存でございます。

ありがとうございました。

○委員長(阿部正俊君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十一回国会衆第一七号)を議題といたします。

まず、発議者衆議院議員熊代昭彦君から趣旨説明を聴取いたします。熊代昭彦君。

○衆議院議員(熊代昭彦君) ただいま議題となりました建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本改正案は、この間のビルメンテナンス事業者の業態分化の動向を踏まえ、ビルメンテナンス事業者登録制度における登録業種及び要件の見直しを行い、もって建築物における衛生的環境を確保するためのこの事業者登録制度の一層の活用を図るものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、この法律に基づく登録を受けることができる事業として、建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業及び建築物の排水管の清掃を行う事業の二つを新たに加えることとあります。

第二に、現行の登録業種のうち、建築物環境衛生一般管理業の業務に空気環境の調整等を加え、建築物環境衛生総合管理業と名称変更することとあります。

第三に、この登録を受けるための基準に、厚生労働省令で定める事項を加えることとあります。

この登録制度は名称独占であって、これらの改正は規制の強化につながるものではないことを申し添えます。

なお、この法律の施行日は平成十四年四月一日としております。

○委員長(阿部正俊君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございます。

○委員長(阿部正俊君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は御発言願います。

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

この建築物における衛生的環境の確保に関する法律は、昭和四十五年に成立し、その後、昭和五十五年に登録制度などの改正が行われ、現在に至っているものでございますが、この法律に関連し、厚生労働省は、健康局長の私的諮問機関として建築物衛生管理検討会を設置し、十月十二日に初会合を開いておられます。そこでは建築物環境衛生管理基準の見直しなどが議論されることとなっており、議論の展開によっては法改正の可能性もはらんでいると考えられるわけでございます。

そのような段階で法改正が議員立法によって行われることについて厚生労働省はどのように考えておられるのか、検討会の結論を得て政府提案で改正したいとは思っておられないのか、また厚生労働省としても登録業種の拡充は必要と考えておられるのかどうか、あわせて厚生労働大臣の考えを承りたいと思います。

○国務大臣(坂口力君) 建築物衛生法におきましては、多数の者が使用し、または利用する建築物におきまして、空気環境の調整でありますとか、ネズミ、昆虫を除去するなど、建築物の維持管理の基準を建築物環境衛生管理基準として政省令で定めるよう規定いたしております。この基準の内容容につきまして、建築物衛生を取り巻きます状況の変化に対応できますように適時見直ししていくことが重要でございます。

このために、厚生労働省では、近年、衛生的で

快適な生活環境への社会的ニーズが高まっていることなどを踏まえまして、本年十月に健康局長の私的検討会として建築物衛生管理検討会を設けまして、基準の見直しについて検討を始めたところでございます。

この環境衛生管理基準の具体的内容につきましては、政省令レベルのものであります。今回の改正案の提出に際しまして、建築物衛生管理検討会の結論を待つて対応しなければならぬものではないと考えております。もう少し具体的な、現実的な問題をこころでは検討をいたしております。

また、本改正案におきましては、空気調整用のダクトの清掃業者の登録事業者の追加を行うこととされておりますが、これは建築物の清掃、維持管理を行う業の実態に合わせて見直しを行うものでございます。建築物衛生の確保の観点から有意義なものであると考えております。

先ほど申しましたとおり、現在検討会で検討をいたしておりますのは、現実に即しましたより具体的なものをやっております、いわゆる法律的な改正に結びつくものではないというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 最近、住宅建材などに使われる化学物質が体調不良を引き起こすと言われているいわゆるシックハウス症候群に対処すべきだという見地から、ホルムアルデヒドやトルエンなどについての規制が、また給湯水の使用が増大している中で、レジオネラ菌などの微生物の繁殖による健康障害に対処すべきだとして、その防止のための規制の必要性が叫ばれているところでございますが、これについての厚生労働省の見解はいかがでしょうか。

○政府参考人(下田智久君) いわゆるシックハウス問題につきましては、平成十二年に設置をされましたシックハウス対策関係省庁連絡会議というものがございますが、その中におきまして関係省庁間、それぞれ連絡、連携をとりながら総合的対策を講じているところでございます。

また、給湯水におきますレジオネラ属菌などの

繁殖により健康被害を防ぐということにつきましては、厚生労働省では、平成十一年の十一月でございますけれども、それまでございましたレジオネラ症防止指針、これを新しく改定をいたしまして地方自治体に通知をしたところでございまして、この防止指針に沿って給湯設備を適切に維持管理してもらうよう周知徹底を図っているところでございます。

厚生労働省といたしましては、これらの問題も踏まえまして、建築物衛生を取り巻く状況の変化、こういったものに対応するべく、維持管理の基準の見直しを行うという観点から、大臣からもお話がございました建築物衛生管理検討会、これを本年十月に設けたところでございまして、今後、その中で種々御議論をいただき、議論がまとまれば適切に対応をしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○辻泰弘君 最近、この法律の適用対象となっていない特別養護老人ホームや老人保健施設などにおいて本法で定める環境衛生管理基準を満たさないケースが散見されるとの指摘がマスコミなどで見られているわけでございますが、この点について、実態調査を行いつつ、それら施設についてもこの法律の趣旨に沿った規制を行っていくべきではないかと考えるわけでございますが、厚生労働省の見解はいかがでしょうか。

○政府参考人(下田智久君) ただいま御指摘の特別養護老人ホームあるいは老人保健施設等の管理に關しましては、保健衛生面を含めまして、それぞれ施設の特性あるいは入所者の状況に応じた対応が必要でございます。それぞれ介護保険法あるいは老人福祉法といった法律に基づく基準に従いまして管理をされておることでございます。

しかしながら、ただいま御指摘のように、地方の保健所など幾つかの調査によりますと、これらの施設の中には、呼吸器感染症を防止する上で一定以上保たれていなければならない湿度、こういったものが非常に低過ぎたり、つまり乾燥し過

ぎていたり、入浴施設等からレジオネラ属菌が検出されたりするなどの問題事例も散見されておるところでございます。

用途が異なる建築物衛生法の基準を直ちにこうした施設に適用することにつきましては慎重であるべきではないかというふうに考えておりますけれども、現場から個別具体的に問題点が指摘されているような事例につきましては、私どももいたしましては種々の研究や調査などをよく見させていたいただきまして、また専門家の意見も伺ったりしながら施設所管部局と相談を行いながら、問題ある実態をいかに改善していくべきか取り組みを進めてまいりたい、このように考えております。

○辻泰弘君 発議者に対して御質問させていただきます。

この改正案におきましては、各登録業種の登録要件として、現行の物的基準、人的基準に加え、その他の事項が盛り込まれているわけでございますが、その具体的内容は省令によることとされているところでございます。提案者としては具体的にどのような内容を考えておられるのかお伺いしたいと思っております。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 御指摘のように、現在の基準では設備、いわばハード面と、それから従事者の資格、人ですね、物と人が定めてございまして、これに加えて、新たに省令にゆだねることとする登録基準はその他の事項ということと加えさせていただいておりますが、業務実施の適正さに関する事項を追加するというところでございまして、いわばソフトでございます。

この法案をお認めいただいた後に、具体的には厚生労働省で定めていただくわけでございますけれども、例えば建築物内での害虫防除作業に用いる薬剤などの安全性とか、効果はあるけれども安全でないというような薬剤は使ってはいけないわけでございますので、そういった事柄についても要件を加える等、国会の御議論を踏まえまして適切なものを定めてもらいたいというふうに考えているところでございます。

○辻泰弘君 この法律の実効性というものは、そもそも保健所による立入検査によって保たれているわけでございます。現状では、東京都以外ではほぼ一年に一回立入検査が行われているとお聞きしておりますけれども、人的な面で、技術的な面で保健所の検査体制は十分と言えるのかどうか、御所見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(下田智久君) 現在、対象となります特定建築物は約三万四千あるわけでございますが、この特定建築物への立入検査等は都道府県知事が必要があると認めるときに行うものでございまして、通常、県によって事情が違いますけれども、一年に一回から数年に一回といった形で立入検査を実施いたしております。この検査に当たりまして、今までのところ、地方自治体から建築物衛生法に關します検査体制に人的あるいは技術的な面で問題があるといった具体的な指摘はなされていないところでございます。

厚生労働省あるいはその附属機関でございます国立公衆衛生院におきましては、地方自治体によります建築物環境衛生行政に携わっておる職員がおりますけれども、こうした職員を対象とした研修会を実施してきたところでございまして、このような取り組みを通じて、今後とも地方自治体の検査体制に対する技術面での支援を行ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

○辻泰弘君 若干時間がございます。通告しておりますけれども、基本的なことなので発議者の方にお伺いしたいと思います。

そもそも登録制度の存在、そして今回の拡充、その意義について御見解をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 登録制度につきましては、登録業態、このたび二つ加えていただくわけでございますけれども、従来のものも加えまして、登録がありますと厚生省令に定めている基準に適合しているということでございますので、発注者にとってはいい目安になるということでござ

います。質的によりよい業者を選ぶことができる。それから業者にとりましては、登録基準に実態を合わせようということいろいろと努力をしまし、て向上の契機になるということでございまして、加えて、これは名称独占でございますから、登録していないものも非常に極めて独特の技術を持つていられることならば、それはその発注者が知っていればできるわけでございますので、いわゆる規制の強化にはならないということでございまして、両者に、発注者にも、そして登録業者にも実益があるということでお願いしているものでございます。

○辻泰弘君 なお若干の時間がございまして、恐縮ですけれども、そもそもこの立法が議員立法という形でやられたその経緯といいますか、そのやり方についてのお考えを提案者にお伺いしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 昭和四十五年に議員立法で制定されたわけでございまして、御指摘のとおりでございますが、当時非常に立派なビルが、いっばい建つてきたということでございまして、けれども、見かけは非常にきれいであるけれども、例えば通風口にタールを張りつけてみますと三十分で真っ黒になつてしまつたというようなこともございまして、これは見かけのよさだけではとても対処できない、素早く法律を定めたいというようなことでございまして、議員立法で対応させていただいております。その伝統がございまして、今日においても議員立法で対応させていただくというところでございます。

○辻泰弘君 以上で終わります。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。私も、今回の改正は、この間のビル建物の衛生環境保持に必要な事業範囲の拡大を図るものであり、業界の社会的責任の確立を視野に入れたものであり賛成をいたします。

提案者にお伺いしたいんですけれども、業界は、売り上げ五億円以上の企業は百社余りにすぎません。一社平均四十三名ということなんです。パートや

高齢者が働く中小零細企業が大部分を占める業界であります。今回独立させる空気環境の調整、給水、排水の管理というのは、これはお聞きすると比較的高度な技術や特殊な技術を必要とするものであると。それだけに、やはり登録業種の拡大というのが中小業者を排除するものであつてはならないというふうに考えるんですが、この点についてどのような配慮を考へておられるのか、お答え願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 今回の改正では、御承知のように新たに空気調和ダクト清掃業を追加する等のごときでございますけれども、空気調和ダクト清掃業が独立してきた、排水管清掃業も独立してきたということでございますが、それは御指摘のようになり高度な技術が必要という面もございまして、しかし、必要にして十分な能力があればいいということでございまして、中小企業を排除するものではないということでございまして、合理的で無理のない範囲、必要にして十分ということで定めていただきたというふうにと考えているところでございます。

議員御指摘のように、零細中小企業者が日本の企業の九十数%を占めておりまして、日本の宝でございまして、この活躍の余地を狭めるということはいささかも考へておりませんので、十二分にその点を配慮して法律を実施してもらいたいと考えているところでございます。

○小池晃君 もう一点、私もレジオネラ菌の問題、この対策を強化する必要があるということをお願い申し上げようと思つたんですが、今質問ございまして、検討中だという御答弁もありましたので、ぜひ、これ非常に怖い病気ですので、この問題についての対策を引き続き強化していただきたいということをお願い申し上げます。その上で、ちよつと残る時間、私、十一月二十二日に大臣が和解手続に同意をしたヤコブ病の問題についてお聞きをしたいというふうに思ひます。

先日、井上議員が七三年のヒト乾燥硬膜の承認過程について質問いたしました。きょうは、その後の八五年に起きた事件について私お聞きをした。

ここに、八五年五月八日付の毎日新聞の一面であります。このコピーを持てまいりました。これは、アメリカでヒト成長ホルモンの投与を受けていた下垂体性小人症の患者三人が八四年十一月から八五年四月にかけて亡くなった、一人はクロイツフェルト・ヤコブ病と診断された、残り二人もその疑いが持たれているという記事であります。この記事では、成長科学協会と厚生省、さらに同省のスローウィルス感染調査研究班長が検討会を開いたとしております。

当然、当時の厚生省は、この下垂体製剤によりヤコブ病に感染して死亡された患者さんが出たという事実は把握しておられたんですね。

○政府参考人(宮島彰君) 御指摘のヒト成長ホルモンの製剤によつてクロイツフェルト・ヤコブ病の感染の症例が発生したという事実は当時把握しておりました。先生御指摘のように、昭和六十年四月二十七日に、成長科学協会と厚生省の担当者それから遅発性ウイルス感染調査研究班長による意見交換会がこの問題を取り上げております。

○小池晃君 当時、既にライオデラは広く使われていた。下垂体製剤でヤコブ病に感染するならば、同じ近くにある組織なわけですから、硬膜による感染ということについてもこれは当然検討は行つたんですね。

○政府参考人(宮島彰君) 今御指摘のヒト成長ホルモンの製剤によりますクロイツフェルト・ヤコブ病の感染につきましては、非常に短期間、約半年間に御指摘のように三つの症例が次々と把握されたということが一つございまして。それからもう一つは、ヒト成長ホルモンの製剤は脳組織であります。脳下垂体を原料として製造されるということでございまして、脳組織がクロイツフェルト・ヤコブ病の感染媒体となることは当時の動物実験結果から判断できましたので、したがってヒト成長ホル

ここで言ったって仕方がないので、そういう御趣旨に従ってこれから和解を進めていく、それ以外にありません。

○小池晃君 終わります。

○大脇雅子君 今回追加されました事業、建築物排水清掃業、それから登録建築物空気調和用ダクト清掃業、これの登録基準というのはどのようなものか。例えば、事業の人的、物的基準はどのように考えたらしいのでしょうか。

○政府参考人(下田智久君) 今回出されております法案で新たに創設をされます空気調和用ダクト清掃業及び排水管清掃業の登録要件の細目につきましては、それぞれ業種の営業の実態あるいは技術の水準等から見まして、従事者の資格あるいは機器、器具、こういったものにつきまして合理的で無理のないものにしたと考えております。

法案が成立しましたならば、建築物に係る専門家の御意見も伺いながらその基準の内容を検討してまいりたいと考えております。

○大脇雅子君 貯水槽の清掃については、水道法第十九条及び第三十四条の二第一項の規定に基づいて、従来から一年以内一回という清掃が義務づけられておりますが、排水管の清掃等については現在どのような取り扱いになっているのでしょうか。

マンションの生活だけではなく、ビルの営業、生活等全般を考えると、排水管の清掃あるいはダクトの清掃は定期的に実施される必要性が高いと思われるのですが、今回の改正によってどのような効果が期待されるのでしょうか。

○政府参考人(下田智久君) 建築物衛生関係業務の実施の方法、こういったものにつきましては、政省令におきまして建築物環境衛生管理基準、こういったものを定めながら実施をお願いしているところでございます。

ただいま御指摘のように、貯水槽等々につきましては御指摘の基準でやっておりますけれども、排水槽につきましても基準がございまして、六カ

月ごとに一回、汚水及び残留物質を排除するといふふうにいたしております、必要があれば消毒等々のことも書かれておるところでございます。

今回、登録業として挙がっております排水管の清掃といったものでございますが、業の実態あるいは技術的な問題もございまして、定期的なといった部分をどれくらいの期間にしたらいいのか、実際のどのような形でやればいいのか、こうした基準等につきましては、専門家あるいは業界の御意見も伺いながら検討することといたしております。

○大脇雅子君 発議者の方にお尋ねをしたいのですが、建築物における衛生的環境の確保を図るための事業であるということで、第十二条の二第一項八号による総合的管理を行う事業と、第一号から第七号までの各事業とは、今回の改正を踏まえて今後何らかの動きがあるというふうに予測されるのでしょうか、お尋ねをします。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 三号とそれから六号は、それぞれ事実として独立してきたという業態でございますので、その事実として独立してきた業態を新たに認めて、それにきっちりとした基準を定めたということでございますので、その基準に従いまして努力してくださるということでも水準も上がってくるというふうに思います。

それから、今度は一般管理業に空気設備の管理を実施する、そういうことで測定だけではなくて空調設備全体の管理などの事業を加えるということとでございますから、総合管理業と新たになる者は一般管理業に加えてビル全体に対する関心が非常に高まってくるというふうに思います、ビル全体をよりよく管理しようとする。

その中で、義務というのは法律に定められている義務でございますけれども、それをしっかりやるということに、さらにビル全体について目配りしようという、そういう動きが出てくるのではないかと、いうふうにご期待しているところでございます。

と二点だけ、ことし最後の質問でございますし、聞き残した前回の質問の継続としてお尋ねをしたいと思います。

ことしの十一月六日の厚生労働委員会では、私は、患者や家族や遺族に対して医療性のヤコブ病であるという連絡は厚生省からも病院からも何も無い、そのことがまた不安を高揚しているということとお尋ねをいたしましたら、厚生科学審議会疾病対策部会クローン・ヤコブ病等委員会というので検討をするということとございました。そしてこの委員会は開かれたと聞いておりますので、その後それがどのようなことになっておりますか、お尋ねをさせていただきますかと思っております。

○政府参考人(下田智久君) 確かに、十一月六日の委員会で厚生科学審議会疾病対策部会クローン・ヤコブ病等委員会、非常に長つたらしくて大変恐縮でございますが、そこで意見を伺いますということをお答え申し上げたところでございます。

十一月七日にその委員会が開催をされました、クローン・ヤコブ病の患者及び家族に対する病名の告知のあり方について意見をお伺いしたわけでございますが、その委員会におきましても、医師と患者、家族等との信頼関係の中で適時適切に行われることが望ましい、行政が病名の告知に関与することは望ましくないといった御意見をいただいたところでございます。

○大脇雅子君 そうしますと、医師と患者、家族の信頼関係に基づいてこの告知の問題、そして不安を抱く人たちの対応ということはどういうに進むというふうにご考えたらよろしいのでしょうか。それで、どのように厚生労働省としては考えていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(下田智久君) クローン・ヤコブ病につきましては難病に指定をされておるところでございます、診断がつきその申請がなされた時点で医療費、こういったものの自己負担分を公費で負担いたしますとともに、必要があれば

ば家庭等におきます介護、こういったものの援助等も行つておるところでございます。

また、入院等に当たりましては、最終的に国立病院あるいは療養所等で受け皿となるということも決めておりまして、必要があればそういった病院で受け皿となつて対応をいたすということといたしておるところでございます。

○大脇雅子君 そうすると、病院ないしは医師さんがそうした現在七十六名と言われております医療性のクローン・ヤコブ病の方々にどのような告知をし、どのような対処をされたかというところについては調査をされるということは全く考えておられません。何らかの形でそれは患者の人權として必要だと思われるのですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(下田智久君) 先ほどお答えをいたしましたように、十一月七日に開かれた委員会で、繰り返しで恐縮ですが、信頼関係の中で適時適切に行われることが望ましい、行政として関与することは望ましくないという御意見でございましたので、厚生労働省といたしましては、医師と患者、家族等との関係の中で対応されるべきものと、このように考えておるところでございます。

○大脇雅子君 裁判所の所見に基づいて和解の土俵に乗っていただきました厚生大臣の御英断に私は感謝するものでございます。

患者の方もできる限り早く大臣にお目にかかりたいと申しておりますけれども、その点についてはどのようにお考えなのかお伺いいたします、質問を終わります。

○国務大臣(坂口力君) 今、先生が述べられました御趣旨を尊重いたしまして、できる限り早くそうしたいと思っております。

○森ゆう子君 自由党の森ゆう子でございます。この法案に関しましては、私だけが一人反対の立場でございます。

先ほど、緊急雇用対策特別法の審議の中でも内閣府の岩田政策統括官が答弁されていましたが、

この失業率五・四%、その三分の二が構造的要因、そういうことで構造改革、要するに新産業分野を構築するということを本当に急いで進めなければいけないという状況の中で、やらなければいけないことは規制緩和だと思えます。そういう反対の立場で質疑をさせていただきます。

まず、なぜ今この法改正をする必要があるのでしょうか。現行の法律ではビルメンテナンス業者に何か不都合があるのでしょうか。お願いいたします。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 申し上げましたように、既存の業態に加えて、空調調用ダクトの清掃を行う事業、それから建築物の排水管の清掃を行う事業、これが台頭してきたわけでございますが、これに対して、よりよい水準をということで今回業態として加えるわけでございますけれども、規制改革という観点からすれば、不肖私自身も自由民主党の行政改革推進本部の事務局長をさせていただいておりますので十分に注意をいたしております。

これは名称独占でございますので、名称を冠する、いい水準であるという、水準を超えているというところで名称を冠することができ。しかし、これは登録していないけれども、このこの業者は大変すばらしい力があるということを発注者が御存じの場合はそれを使っていた結構でございますので、いささかも規制を強化するものではないと、どうぞお使いくださいというものでございます。

○森ゆうこ君 その名称独占というのが、それが規制じゃないんでしょうか。新規事業への参入規制というのはそういうことを指すのではないのでしょうか。

一般のビルの利用者、ビルの所有者ではありません。一般のビルの利用者にとっては現行の法のままでは何か不都合がありますか。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 一般のビルの利用者にとりましては、空調調設備が非常に健康にいいように運用されているということが大切でござ

いまして、そういう能力のある業者ということが確立されると。水準を上げてくるということが一般の利用者に対して大変有用なことだと思えます。

そういう意味で、この法律は一般の利用者の方にとっても大変いい効果を及ぼす法律であるというふうに考えているところでございます。

○森ゆうこ君 つまり、具体的な不都合は特別御提示がなかったわけですか。ということであれば、この法改正によって何らかの具体的な利益がもたらされるということが証明されなければならぬと思います。

登録基準の追加については先ほど辻委員からも質問がありました。はつきりとした基準を示さずに省令に質的基準をゆだねることは立法の怠慢であり、また法律の予見可能性を奪うものではありませんか。

○政府参考人(下田智久君) 基準につきましては、省令で具体的な内容を定めさせていただいてありますが、この省令を定める際におきましても、国会での御審議を踏まえ、関係の業者あるいは専門家の御意見を伺いながら、その内容を定めておるところでございます。

また、その内容につきましては、パブリックコメントを求めているので、現状に合うような、そういう形のものにしておるところでございます。

○森ゆうこ君 はつきりした基準が示されないままこのような法改正がされますと、つまりは萎縮的效果が出てしまう。これは業界が活性しないのではないのでしょうか。これは規制緩和と逆行するという観点での質問です。発議者にお答えいただけますか。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 大変鋭い御質問をいただきました。大変議論が活性化されて問題点が浮き彫りになってすばらしいと思います。

例えば、業務独占の職種がいっぱいございます。この業務独占の職種に名称独占にしたいのだらうと、こういうふうに申し上げますと、

それはもう大反対でございまして、それはだめです、我々はぜひ業務独占にしてほしい、それだけの根拠もあります、こういうことでございまして、業務独占というのは確かに非常に規制を強化いたします。しかし、それはそれだけの根拠があるものが業務独占になっているわけでござい

これは、質の向上を図るということで、水準を上げるために登録制度をつくっておるものでございまして業務独占をさせておりません。よりよいものがある、あるいは極めて限られたところであるけれどもよりよいものがあるというものは発注者が自由に使えるわけでございまして、御指摘のような心配はないというふうに考えているところでござい

○森ゆうこ君 済みません、ちよつと質問を戻らせていただきます。

私は最初、この建築物環境衛生法ですか、ビル管法ですね、この法律が改正されるというのが上がってくるので聞きました、いわゆる先ほどお話がありましたレジオネラ菌やさまざまな有害物質が問題になっているので、そういうものをきちんと特定して、これに対する対処が有効に行われるような、そういうきちんとした法整備をされるものというふうにして待つておりましたら、全くそのようなことは入っておりませんでした。

これは、いずれにせよ規制対象の業種を六業種から八業種にふやすとか、それから一般管理業を総合管理業、そういう言葉に変えると。今ここで会期末の慌ただしいときに、改正してもしなくても本当に法的効果がほとんどないように思うんですけれども、今回の改正はいわば改正のための改正ということではないのでしょうか。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 重ねて厳しい御指摘でございますけれども、よりよい環境をつくるということでございますので、建築物は非常に美しいものが今多いわけでございまして、なかなか見た目だけでそれが衛生的基準がすばしいかという、それは一般の方にわからないわけで

ございますね。そういう意味で、いろいろと工夫されまして、測定をし、そしてその測定に合うような技術水準のものの業態を登録していくということでございます。

そういうことで、空調調用ダクト、これも建築物の一番中核的なものでございまして、これも、空気が悪いということは一番健康に悪いわけでございまして。それから排水管の清掃ということも、これは建築物の衛生に根源的なものでございまして。さらに、総合管理業ということでプラスチックの空気環境の調整を加えて、建築物の衛生水準を大いに上げることができるというふうに考えているところでございまして、やつてもやなくていい改正ということではなくて、非常に有益な、ぜひやられた方がいい改正だというふうに理解しているところでござい

○森ゆうこ君 繰り返しますが、このような業界法がまた一つふえることで新規参入者にとつて壁が一つ増加した、つまり規制が一つふえることになるのはありませんか。

○政府参考人(下田智久君) 建築物衛生法につきましては、その対象といたしております特定建築物、これは非常に多数の者が使用した利用するという用途に使う建築物が対象となっておりますが、こういった建築物におきましては、自分では環境を管理できない、集中管理をしておりますので、そういった面で、自分では管理できないという観点で、環境衛生上必要な事項を定めるというのがこの法律の目的でございます。

登録業が始まりましたから六業種、これを今回八業種に変えさせていただくわけでございまして、けれども、建築物の構造そのものが非常に複雑化する、あるいは専門的な技術が進歩する、こういったその業態を反映をさせまして、二つの業種を新たに設けさせていただくというふうなことでござい

特に、この空調ダクトの清掃業あるいは排水

清掃業といったものは、普通の清掃と違いまして目に見えない部分、ここを清掃するわけでございまして、例えばそういった部分の清掃につきましては内視鏡カメラあるいは小型ロボットの使用とかあるいは高圧洗浄機といったような非常に複雑な機械を必要といたしますので、通常の清掃業の方々にこういったことを求めるのは非常に過大な逆に負担になる、こういった観点から二業種がふえるといったことになるのではないかと、このように考えておるところでございます。

○森ゆうこ君 目的は環境をよりよくするということです。それであれば、建築物の衛生環境の基準、さまざまな有害物質を排除する、湿度とかそういうことを、基準を明確にしてそれを守らせる、その守らなかった者に対して罰則を与える、それで十分じゃないでしょうか。それを、管理する業者をあかどうかと、それこそが規制なんです。その規制をふやすということは構造改革に逆行するものではないでしょうか。

自由党は、今国会で既に民間の事業活動の規制の廃止に関する法律案を提出させていただいております。これは、民間の経済活動にかかわる規制を三年以内に全廃し、特に新規事業への参入障壁をなくし、新規事業創出と自由競争を促進し、我が国の経済発展を目指すものです。

そういう意味で、今回の改正は名称独占であって規制の強化につながるという旨を述べられておられますけれども、今の説明を伺っても、やはり規制強化につながるのではないかと懸念が残ります。そして、先ほどのこの提案理由の説明の中に、最後の方ですが、「この登録制度は名称独占であって、これらの改正は規制の強化につながるものではないことを申し添えます。」、わざわざ提案理由の説明でなぜこれを書かなければいけなかったのでしょうか、御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 私、党の規制改革推進本部の事務局長でございますので、その点、厳しく見ましてこれをわざわざ書き加えたわけでござ

います。議員も試みに、例えば、例えばですけれども、いろんな業種があります、例えば弁護士さんに、名称独占だつてやっぱり規制じゃないか、だから業務独占でなくて名称独占で頑張りなさいという御提案をされればどういう反発が来るか、試しにやっていたら名称独占と業務独占の違いというのがはつきりするんじゃないかというふうに思います。よろしく申し上げます。

○森ゆうこ君 どこまで行っても堂々めぐりだと思えますが、今我が国にとつてやらなければならぬことは、先ほども申しました構造的要因が三分の二を占めるという失業率、早く産業構造改革を進めて新しい産業分野を成長させ、国際競争の中で勝つていかなければならない、そのために私たちがすることは何でしょうか。それは自明なことだと思えますが、そのことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○西川きよし君 今国会もいよいよ明日で閉会ということでございまして、当委員会も本日で終わるということでございまして、私が最後の質問者でございますけれども、どうぞよろしくお願いをいたします。辻先生の御質問のときに聞けなかったものから、復習の意味でも最初の方からお伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 御指摘のとおり、登

録事業者の資質の向上を図るために講習会のレベルの確保と、それから講習会終了後のフォローアップが重要というふうに考えております。先生の御指摘のとおりでございます。関係者においてしっかりと取り組みをしていただくということとを期待しているところでございます。

なお、今回の改正によりまして、例えば業務実施の適正さに関する事項などを厚生省令で登録要件に追加することが可能になっております。ソフトの面でですね。ソフトの面の重要さというのは最近とみに自覚されているところでございますので、登録事業者の資質の向上に今度の法律改正及びそれを受けての厚生省令というのはいかに資するということに考えているところでございます。

○政府参考人(下田智久君) 事業者の登録基準の一つといたしまして、作業監督者、作業従事者等に対しまして講習を受けていただく、こういったことを要件とさせていただいているわけでございまして、登録制度が事業者選択の目安として使われておりますし、また登録事業者の資質の向上を通じて建設物の衛生水準の向上に資するものとして機能するといったことのために講習会のレベルの確保は極めて重要だと、このように考えております。

こうした講習会は、厚生労働大臣の指定をいたしますところによりまして実施をしておりますけれども、そうした内容等につきましては最新の科学的知見に基づいたものでなければならぬというふうに考えておまして、一度専門家の御意見も伺いたいというふうに考えておまして、これらの講習会が適切に、しかも内容が科学的に適応しているかどうか、こういったものについてもしっかりと指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○西川きよし君 次に、登録事業の問題点についてお伺いをしたいと思います。

この点については、監視指導体制の確立として、現在ほとんどの自治体は登録時もしくは再登録時のみ人的要件及び物的要件の確認の示唆を行うのみで、作業や測定検査の実施時の監視指導はほ

んど行われていないと。登録期間が六年となつておるわけですが、登録事務が軽減された時間を監視指導に当てると資質の向上に向けた行政対応を確立していく必要があると思えますというふうに指摘をされておるわけです。また、行政による支援体制の確保についても触れられておりますけれども、こうした点について厚生労働省としてはどのような対応を考えていかれるのか、お聞かせください。

○政府参考人(下田智久君) 建築物衛生法におきましては、必要がある場合には都道府県職員が登録営業所に立ち入りまして、その設備、帳簿書類等の検査をすることができるといふふうになされております。この規定に基づきまして、都道府県では毎年、登録営業所の三割強になろうかと思いますが、営業所に立ち入り検査を実施いたしておるところでございます。

平成十二年度で申し上げますと、約一万四千登録営業所があるわけですが、そのうちの四千七百力所の営業所につきまして立ち入り検査を実施いたしております。その結果でございますけれども、一〇％以上の営業所におきまして何らかの指摘事項があるということでございまして、改善をお願いするというところでございます。

こうした状況で実施をしておりますので、この立ち入り検査は登録営業所に対する指導としては適切に機能しているのではないかと、このように考えておるところでございます。

○西川きよし君 次に、先ほど辻先生、小池先生のお話にもあったようでございますけれども、レジオネラ症の対策についてお伺いをしたいと思います。

昨年も静岡県、そしてあるいは茨城県におきまして集団感染が発生をしたところでございますが、現在までのこの発生状況についてまず御説明をお願いいたします。

○政府参考人(下田智久君) レジオネラ症につきましては、平成十一年、一九九九年でございますが、四月に感染症の予防及び感染症の患者に対す

る医療に関する法律が施行されたわけでございますが、その法律の中で四類感染症の一つとして位置づけられておりまして、このレジオネラ症を診断した医師は七日以内に届け出をするという義務づけが行われているところでございます。

その届け出状況を見てまいりますと、平成十一年四月からスタートをいたしましたわけでございますが、平成十一年四月から十二月の間に五十四名、平成十二年に百五十三名、平成十三年では十一月十八日現在で七十三名ということでございまして、いわゆる感染症予防法がスタートいたしましたから計二百八十名のレジオネラ症が患者として届けられておると、こういう状況でございます。

○西川きよし君　ありがとうございます。
このレジオネラ、これにつきましては病人や体の弱い人、今も伺いましたとおり、答弁の中でも随分たくさんの方が被害に遭われているわけですが、病人や体の弱い人、特に高齢者などの免疫機能の低下した人には致命的なことが多いというふうに我々素人も聞かされているわけですが、この報告書の中で、社会福祉施設や病院など身体的な弱者の利用ということから一般施設と異なった環境衛生対応が要求をされるところ、こういう指摘もされております。

このレジオネラ症予防のための施設管理のあり方について厚生労働省の対応を伺いたいと思います。

○政府参考人(下田智久君)　建築物におきまして冷却塔、クーリングタワーでございますが、冷却塔や給湯設備、こういったところは維持管理が適切でないといレジオネラ菌が繁殖をする、そしてそこから空調等を通じて感染が起きるといったことでございまして、厚生労働省では、こうした実態調査の結果を踏まえまして、防止指針を全面的に改めまして平成十一年十一月に通知を发出了したところでございます。

こうした指針に従いまして、レジオネラ菌に付します知識の普及啓発、そしてこうした設備の適切な維持管理、これが極めて大事でございます。

ので、こうしたものを行うよう地方自治体衛生部に通知をいたしたところでございます。

また、先生御指摘のように、社会福祉施設、病院、こうしたところにおきましては特に免疫機能が落ち込んでおるといったことで重症化することもあるところから、地方自治体の民生部局に付しまして、社会福祉施設に適正に管理をするよう通知を行ったところでございます。

建築物におきましてレジオネラ菌対策の重要性、これは御指摘のとおりでございます。今後ともその適切な維持管理が行われますように指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○西川きよし君　ありがとうございます。
本場に事柄にかかわることでありまして、よりよい、住みよい環境づくり、またこれからは頑張っていただきたいと思っておりますし、昭和四十五年に議員立法ということで、最初、発議者からも伺っていたし、したけれども、昭和四十五年、窓にかけてあるハンカチが黒くなったという、その小さいところから現在に至ったということでございします。どうぞひとつよりよい方向へ努力をお願い申し上げます。最後、質問といたします。

○委員長(阿部正俊君)　他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○森ゆうこ君　私は、本日議題となりました建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案に以下の理由から反対の討論をいたします。
まず、本改正案は、ビルメンテナンス業者登録制度の登録業種を六業種から八業種へと規制業種を増加させ、ビルメンテナンス業界への新規参入を困難にするものであります。また、現在、登録を受けるための基準は物的基準、人的基準と現行法のままでも公衆衛生の観点からは十分であり、本来であれば基準を緩和し新規参入障壁をなくす

べきところ、さらに基準を追加する本改正案は規制の強化につながるものであります。

そして、環境問題が今日ほど強く意識されなかつた本立法当時と比べ格段に国民の環境・公衆衛生観念が発展し、各種の環境・公衆衛生規制法規が整備され、現実の国民の生活環境、公衆衛生も高水準である現在においては、本改正案のごとく単に規制を上乗せすることは不要であり、レジオネラ菌等いまだ解決されない人体に有害な物質の問題に取り組むべきと考えます。

失業率が五・四%を超える我が国の危機的状況の中で立法府がなすべきは、産業構造改革を進め、新規事業創出につながる施策を積極的に打ち出すべきで、新規参入の新たな障壁となる本法改正案には反対です。

以上、規制緩和、規制撤廃を推進する自由党を代表し、これらの改正に反対します。

○委員長(阿部正俊君)　他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十一回国会衆議院第一七号)に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(阿部正俊君)　多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(阿部正俊君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部正俊君)　次に、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第八号)を議題とし、発議者櫻井充君から趣旨説明を聴取いたします。櫻井充君。

○委員(櫻井充君)　ただいま議題となりました建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、民主党・新緑風会を代表して、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、我が国では、建築物の内装、建材などから放散される有害化学物質で建築物の居室内の空気が汚染されるために、健康被害を訴える人がふえています。頭痛、ぜんそく、目まい、倦怠感などの症状を呈し、ひどくなると、仕事を続けられなくなる、不登校になるなど、日常生活を送れなくなります。このような健康被害は、一度かかってしまうと有効な治療法、治療施設がなく、清浄な空気と土地で自然治癒を待つしかありません。現在、病氣として認められていないために、健康保険が適用できず、周囲の人から理解されることがなく、孤独で苦しい生活を送っている方もいらつております。このような健康被害者は年々増加しており、全国に数百万人とも言われています。

このような健康被害は、個人所有の住宅だけでなく、会社等の大規模な建築物の空気汚染によつても引き起こされます。大規模な建築物は、個人所有の住宅とは違い、その空気環境が不特定多数の人に健康上の影響を与えるということを考慮すると、有害化学物質による健康被害の拡大を未然に防ぐためには、こうした大規模な建築物の空気環境を適正に管理し、良好に保つことが非常に重要です。

この法律案は、今国会にともに提出いたしました特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律案が、居室内の特定有害物質の規制に関し、人の健康という観点から基本的な事項を定めることを前提としつつ、特定建築物の居室内の空気質をより安全で良好な状態に保たせるようすること等を目的として、さらなる措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、特定有害物質の濃度の調整についての定めを追加であります。

空気環境に特定有害物質による建築物の居室内

の空気汚染の防止等に関する法律案に規定する特定有害物質の濃度を含むことを法律上明記することにより、政令で定められる建築物環境衛生管理基準の空気環境の調整の内容に特定有害物質の濃度の調整についての定めを追加することとしております。

第二に、空気環境の定期測定等であります。

特定建築物の維持管理について権原を有する者は、定期に特定建築物における空気環境の測定及び当該特定建築物において供給する飲料水の水質検査を行い、その結果を記録しておくとともに、特定建築物所有者等は、その結果の記録を帳簿書類として備えておかねばならないものとしております。また、保健所の業務として、空気環境の測定、水質の検査等を行うことを明確にするため、多数の者が使用し、または利用する建築物の維持管理について、環境衛生上の相談に応じ、及び環境衛生上必要な指導を行うことに加え、これらに付随する調査等の業務を行うものとしております。

第三に、指定評価機関による特定建築物維持管理評価制度の創設であります。

都道府県知事の指定による指定評価機関は、申請により、定期に特定建築物の維持管理について建築物環境衛生管理基準に照らして評価を行い、その結果に基づいて特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に適合している旨等を記載した特定建築物環境衛生管理基準適合評価書を交付することができるとともに、特定建築物所有者等は、特定建築物環境衛生管理基準適合評価書の交付を受けたときは、当該特定建築物維持管理評価に係る期間内に限り、当該特定建築物において、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に適合していることを示す表示を掲示することができるものとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

現在、特定有害物質によって被害を受けている方たちは行き場を失っています。一刻も早く被害

の拡大を防ぐためには、この法律の制定が喫緊の課題と言えます。委員各位におかれましては、どうかこれらのことについて十分に御理解を賜り、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上です。

○委員長(阿部正俊君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(阿部正俊君) 次に、請願の審査を行います。

第二号男性助産婦導入反対に関する請願外七百八十五件を議題といたします。

これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、第三八七号食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願外二百七十三件は採択すべきものにして内閣に送付するを要するものとし、第二号男性助産婦導入反対に関する請願外五百十一件は保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(阿部正俊君) 次に、委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取り扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(阿部正俊君) 御異議ないと認め、さよう取り計ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

〔参照〕

厚生労働委員会付託請願中採択一覧表(二七四件)

第三八七号、第三九一号、第三九二号、第三九三
号、第三九六号、第三九八号、第四〇一号、
第四〇二号、第四三一号、第四三二号、第四三
三号、第四三四号、第四三五号、第四三六号、
第四三七号、第四三八号、第四六四号、第四六
五号、第四六六号、第四六七号、第四六八号、
第四六九号、第四七〇号、第四七三三三、第四七
五号、第四七六号、第四七七号、第四七八号、
第四七九号、第四八〇号、第四八二二、第四八
三三、第四八四号、第四八五号、第四八六号、
第四八七号、第四九三三、第四九七号、第五九
八号、第五九九号、第六〇〇号、第六〇一号、
第六〇二二、第六〇三三、第六〇四四、第六〇
五号、第六〇六号、第六一一号、第六一二号、
第六一三三、第六一四四、第六一五五、第六一

六号、第六一七号、第六四六号、第六四七号、
第六四八号、第六五三三、第六五七号、第六五
八号、第六五九号、第六六〇号、第六六一号、
第六六二二、第六六三三、第六六四四、第七四
七号、第七五二二、第七五三三、第七五四号、
第七五五号、第七五六号、第七五七号、第七六
八号、第七六九号、第七七〇号、第七七一、
第七七五号、第七七六号、第七八二二、第七八
三三、第七八四四、第七八五五、第七八六六、
第七八九号、第七八九号、第七九四〇号、第七九
四一、第七九四二、第七九四三、第七九四四、
第七九四五、第七九四六、第七九八一、第七九
八二、第七九八三、第七九八四、第七九八五、
第七九八六、第七九八七、第七九八八、第七九
八九、第七九九〇、第七九九一、第七九九二、
第七九九三、第七九九四、第七九九七、第七
〇〇八、第七〇〇九、第七〇一五、第七
〇二二、第七〇二三、第七〇二四、第七
〇二五、第七〇二六、第七〇二七、第七
〇二八、第七〇二九、第七〇三〇、第七
〇三一、第七〇三二、第七〇三三、第七
〇三四、第七〇三五、第七〇三六、第七
〇五二、第七〇五三、第七〇五四、第七
〇五五、第七〇五六、第七〇五七、第七
〇五八、第七〇五九、第七〇六〇、第七
〇六八、第七〇六九、第七〇七〇、第七
〇七一、第七〇七二、第七〇七三、第七
〇七四、第七〇七五、第七〇七六、第七
〇七七、第七〇七八、第七〇七九、第七
〇七八、第七〇八九、第七一〇四、第七
一〇五七、第七一〇八、第七一〇九、第七
一六〇、第七一六一、第七一六二、第七
一六三、第七一六四、第七一七四、第七
一七五、第七一七六、第七一七七、第七
一八五、第七二二九、第七二三〇、第七
二二二、第七二二三、第七二三三、第七
二三四、第七二三五、第七二四六、第七
二四七、第七二九五、第七二九六、第七
二九七、第七二九八、第七二九九、第七

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第一一七四号)(第一一七五号)(第一一七六号)(第一一七七号)

一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第一一七八号)(第一一九九号)(第一二〇〇号)

一、安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願(第一二八一号)(第一二八二号)(第一二八三号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一二八四号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第一一八五号)

一、病院薬剤師の人員配置基準の改善等に関する請願(第一一八六号)

一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第一一八七号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一二二六号)(第一二二七号)(第一二二八号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第一二二九号)(第一二三〇号)(第一二三一号)(第一二三二号)(第一二三三号)(第一二三四号)(第一二三五号)

一、労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願(第一二三六号)

一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第一二三七号)(第一二三八号)

一、地域一般医療機関としての国立大蔵病院長存続に関する請願(第一二三九号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう

師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一二四五号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第一二四六号)(第一二四七号)

一、安全で行き届いた看護の実現、医療事故対策のための第三者機関設置等に関する請願(第一二五〇号)

一、児童扶養手当制度の見直し反対に関する請願(第一二五一号)

一、将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願(第一二五二号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一二五三号)(第一二五四号)(第一二五五号)(第一二五六号)(第一二五七号)(第一二五八号)

一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第一二五九号)

一、児童扶養手当制度の見直し反対に関する請願(第一二六〇号)

一、小規模通所授産施設の運営費の改善等成人障害者施策の拡充に関する請願(第一二六七号)

一、介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する請願(第一二八八号)

一、乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願(第一二八九号)(第一二九〇号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一二九一号)

一、医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願(第一二九三三号)(第一二九四号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第一二九五号)(第一二九六号)(第一二九七号)(第一二九八号)(第一二九九号)(第一三〇〇号)

(第一三〇一号)

一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第一三〇二号)(第一三〇三号)

一、看護制度の一本化等に関する請願(第一三〇四号)

一、安全で行き届いた看護の実現、医療事故対策のための第三者機関設置等に関する請願(第一三〇五号)

一、男性助産士導入反対、開業助産婦の存続等に関する請願(第一三〇六号)

一、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願(第一三一二号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第一三三一号)(第一三三二号)

一、雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願(第一三三三号)

一、年金・医療・福祉等の制度改革に関する請願(第一三三七号)

一、食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願(第一三八八号)(第一三三九号)

一、国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願(第一三三〇号)

一、児童扶養手当制度の見直し反対に関する請願(第一三三二二号)

一、将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願(第一三三三三号)

一、年金、医療保険及び介護保険などの諸制度の安定的運営に関する請願(第一三三八号)

第一一五六号 平成十三年十一月二十九日受理
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 長崎県西彼杵郡時津町浜田郷六二九ノ一 東濱啓 外百七十二名

紹介議員 田浦 直君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一一五七号 平成十三年十一月二十九日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八 黒島茂
紹介議員 直嶋 正行君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一五八号 平成十三年十一月二十九日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 山口県下関市虹ヶ丘五ノ一〇ノ二 ○ 山本静子
紹介議員 松岡満壽男君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一五九号 平成十三年十一月二十九日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 長崎県江戸町二ノ一三長崎県職員生活協同組合理事長 中崎幸夫
紹介議員 田浦 直君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一六〇号 平成十三年十一月二十九日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 新潟県新津市中野四ノ一ノ二二 阿部輝雄
紹介議員 桜井 新君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一六一号 平成十三年十一月二十九日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 名古屋市中東区猪高町上杜字井堀

二五ノ一 加藤真知子

紹介議員 宮崎 秀樹君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一六二号 平成十三年十一月二十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 福岡市博多区博多駅前二ノ二〇ノ一ノ四F 前田真吾

紹介議員 吉村剛太郎君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一六三号 平成十三年十一月二十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 長野県佐久市塚原七五ノ一 萩原浩子 外六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一六四号 平成十三年十一月二十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 和歌山市太田四三〇ノ七 上田欣士郎 外千二百二十六名

紹介議員 鶴保 庸介君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一六九号 平成十三年十一月二十九日受理

看護制度の一本化等に関する請願

請願者 秋田県湯沢市相川字田畑一二九小嶋美也子 外六百六名

紹介議員 富樫 練三君

平成八年十二月、旧厚生省の准看護婦問題調査検討会が「二十一世紀初頭の早い段階を目途に、看護婦養成制度の統合に努める」旨の提言を行ったに続き、平成十一年四月には准看護婦の移行教育に関する検討会が就業経験十年以上の准看護婦・士を対象にした看護婦・士への移行教育を行

う方針を打ち出した。看護現場の第一線で長年苦

勞してきた准看護婦・士の切実な願いを実現する

ため、移行教育を速やかに開始するとともに、看護婦・士への移行が対象者全員に保障されるよう

な移行教育機関の確保と支援措置が必要となつて

いる。また、安全かつ良質な医療、質の高い看護

の提供が求められている中、看護のレベルアップ

を図るためには、准看護婦養成制度を早急に停止

し、看護制度を一本化するとともに、医療・看護

の高度化に対応した看護教育のレベルアップが不

可欠である。

ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、准看護婦・士から看護婦・士への移行教育

を早期に実現すること。

二、移行教育の希望者全員の受講を保障するた

め、受講者や医療機関への支援措置及び財政

援助を充実させること。

三、准看護婦制度を廃止し、看護制度を一本化

すること。

四、看護のレベルアップを図るため、看護婦・

士の基礎教育は、高校卒業後に三年以上行わ

れるよう学校教育法第一条に基づく教育制度

に統一するとともに、生涯教育制度を確立す

ること。

五、右記の内容を実現するため、保健婦助産婦

看護婦法改正等の法的措置や財政対策を行う

こと。

第一一七二号 平成十三年十一月二十九日受理

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 福岡市中央区荒戸三ノ三ノ三九ノ四F 社団法人福岡市視覚障害者福祉協会会長 柴田文明

紹介議員 吉村剛太郎君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一一七三号 平成十三年十一月二十九日受理

医療費に対する患者負担の引上げ反対等に関する

請願

請願者 愛知県刈谷市野田町割五一ノ二 上野美由紀 外四百九十九名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第三八五号と同じである。

第一一七四号 平成十三年十一月二十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 京都市南区吉祥院石原上川原町一ノ二 小峰耕二

紹介議員 松井 孝治君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一七五号 平成十三年十一月二十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 島根県松江市西津田一ノ一〇ノ四 〇 安井光夫

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一七六号 平成十三年十一月二十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 神戸市北区東有野台二ノ五ノ三 所崎旦

紹介議員 鴻池 祥肇君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一七七号 平成十三年十一月二十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 茨城県つくば市春日三ノ五ノ八 横井美喜代 外五名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一七八号 平成十三年十一月二十九日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 東京都杉並区西荻南一ノ九ノ二二 佐藤元晴 外四百二十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第一一七九号 平成十三年十一月二十九日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 愛知県豊橋市柱七番町二二ノ三 原田次夫 外一万二百四十七名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第一一八〇号 平成十三年十一月二十九日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 大阪府高槻市別所中の町二ノ九ノBノ三ノ六 高木敏樹 外三千七百七十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第一一八一号 平成十三年十一月二十九日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 徳島市寺島本町西一ノ一七 古川一郎 外二百四十九名

紹介議員 北岡 秀二君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第一一八二号 平成十三年十一月二十九日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 福岡市城南区長尾三ノ三〇ノ一八 田中一 外百七十四名

紹介議員 吉村剛太郎君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第一一八三号 平成十三年十一月二十九日受理

安心して掛かりやすい医療保険制度に関する請願

請願者 沖縄県名護市東江二〇ノ二七 當

山ハル 外二十四名

紹介議員 西銘順志郎君

この請願の趣旨は、第四七二号と同じである。

第一一八四号 平成十三年十一月二十九日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 札幌市中央区北二条西七ノ一 東

川信夫

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一一八五号 平成十三年十一月二十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 東京都渋谷区渋谷三ノ二九ノ八

清藤正

紹介議員 江本 孟紀君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一一八六号 平成十三年十一月二十九日受理

病院薬剤師の人員配置基準の改善等に関する請願

請願者 岡山県倉敷市水島西弥生町二ノ

三四 浜口典子 外千三百三名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第七六六号と同じである。

第一一八七号 平成十三年十一月二十九日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 埼玉県入間市野田一、〇六〇ノ三

五 佐藤昌子 外四千六十五名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第二二二六号 平成十三年十一月二十九日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 東京都杉並区天沼一ノ三七ノ一七

土谷弥寿子 外千三百八十一名

紹介議員 松 あきら君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一二二七号 平成十三年十一月二十九日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 高知市十津四ノ一〇ノ四 岩本雄

司 外七百三十四名

紹介議員 西川きよし君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一二二八号 平成十三年十一月二十九日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 東京都足立区栗原二ノ四七ノ一

〇二 島田武久 外四百六十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一二二九号 平成十三年十一月二十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 山形県酒田市新橋二ノ一一ノ七

本間文夫

紹介議員 岸 宏一君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一二三〇号 平成十三年十一月二十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市高宮六五二ノ二

柳本千代子

紹介議員 森本 晃司君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一二三一号 平成十三年十一月二十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 大阪市旭区太子橋三ノ二五ノ二

一三 渡来真里子

紹介議員 谷川 秀善君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一二三二号 平成十三年十一月二十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 岡山市奉還町一ノ七ノ七 石川真

治

紹介議員 加藤 紀文君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一二三三号 平成十三年十一月二十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 新潟市真砂二ノ二二ノ二三 阿部

信夫

紹介議員 森 ゆう子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一二三四号 平成十三年十一月二十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 高知市曙町二ノ五ノ一 吉村保

紹介議員 森下 博之君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一二三五号 平成十三年十一月二十九日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 横浜市港北区新横浜二ノ六ノ二三

神奈川県生活協同組合連合会会長

馬場昭夫

紹介議員 浅尾慶一郎君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一二三六号 平成十三年十一月二十九日受理

労働時間についての男女共通規制の実現、育児・介護休業制度の改善等に関する請願

請願者 東京都国分寺市西町四ノ八ノ五一

東よし子 外六百七十一名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四〇四号と同じである。

第一二三七号 平成十三年十一月二十九日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 宮城県石巻市新橋一ノ三三 佐藤

幸男 外三百七十二名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第一二三八号 平成十三年十一月二十九日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 横浜市金沢区泥亀一ノ二八ノCノ

一、〇〇四 林小百合 外四百九十九名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第一二三九号 平成十三年十一月二十九日受理

地域一般医療機関としての国立大蔵病院の存続に関する請願

請願者 東京都世田谷区大蔵三ノ一ノ四ノ

三〇三 黒田由利子 外九百九十名

紹介議員 緒方 靖夫君

理由 国立大蔵病院の担っている地域一般医療を継続すること。

国立大蔵病院と国立小児病院の統合により、平成十四年三月に国立成育医療センターが開設されるが、厚生労働省の計画によれば、同センターは小児医療分野（成育医療）を中心とした高度先駆

的医療を担うこととなっている。しかも、従来のように、予約なしにだれもが気軽に掛かれる総合病院として国立大蔵病院が担ってきた地域一般医療は行わないこととしている。しかし、国立大蔵病院の周辺地域は、人口が急激に増加する一方で高齢化が著しく進んでおり、世田谷区内の他の地域と比較しても医療機関・特別養護老人ホーム・介護施設などが少ないことから、一般医療機関がなくなる影響は多大なものがある。国立病院・療養所の再編成計画が全国で推進されている中、医療機関として存続しつつ、診療内容が大幅に変更される計画は国立大蔵病院のほかには例がない。住民の暮らしに密着した国立大蔵病院の役割を正當に評価するとともに、国の責任による地域一般医療の継続を求める。

第二四四号 平成十三年十一月二十九日受理
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 大阪府八尾市山城町五ノ二ノ一三
浅田耕良 外四百四十九名

紹介議員 柳田 稔君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二四六号 平成十三年十一月二十九日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 さいたま市根岸一ノ五ノ五 柳昌子

紹介議員 浜田卓二郎君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第二四七号 平成十三年十一月二十九日受理
食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願
請願者 熊本市下南部一ノ一ノ六二 迫和久

紹介議員 三浦 一水君
この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第二五〇号 平成十三年十一月三十日受理
安全で行き届いた看護の実現、医療事故対策のための第三者機関設置等に関する請願
請願者 新潟県中蒲原郡亀田町五月町一ノ二ノ一八 相馬ゆみ子 外千二百九十二名

紹介議員 富樫 練三君

高齢社会を迎え、医療・社会保障の充実が求められている中、統廃する医療事故に対し国民は不安と不信感を募らせている。一方、看護職員などの医療労働者の仕事と生活はますます過酷になっていることから、看護婦の八割が慢性疲労を訴え、三分の二が退職を考えているなど深刻な状況にある。入院期間の短縮や医療の高度化により、看護婦の業務量が増えているにもかかわらず、その増員は行われていない。諸外国と比較しても少ない配置人員のままでは、安全で行き届いた医療・看護を保障することはできない。このため、看護職員の労働条件を改善し、十分な看護体制を実現することが求められている。また、相次ぐ医療事故に対する防止策を抜本的に強化するための組織的なシステムづくりが緊急の課題となっていることから、医療事故に関する事例の収集及び調査を行い、対策を講ずる第三者機関の設置が求められている。

一、看護職員を大幅に増員し、安全で行き届いた看護体制を実現すること。

二、病棟における看護職員配置基準は、患者二人に対し一人以上とすること。また、日勤においては患者四人に対し一人以上、夜勤においては患者十人に対し一人以上を確保すること。

三、右記の事項を実現するため特別の財政措置を講ずること。

二、夜勤・交替制勤務による心身への負担を考慮し、看護職員の労働条件を改善すること。

1 夜勤は三交替制を基本とし、三人以上、月六日（当番八日）以内とすること。

2 長時間に及ぶ夜勤を規制し、夜勤は一回十二時間以内とすること。

3 深夜・交替勤務に従事する看護職員については常日勤労働者より労働時間を短縮し、週三十二時間以内とすること。

4 右記の事項を実現するため、看護婦等の人材確保の促進に関する法律及びその基本指針等を改正するとともに、財政措置を具体化し、違反した場合の罰則規定を新設すること。

三、患者の状態を把握し安全で行き届いた医療を提供できるよう、病棟規模を当四十床以下にすること。そのため医療機関の改築等に対する特別援助を制度化すること。

四、医療事故の調査・分析と防止対策を行う第三者機関として「医療事故防止委員会（仮称）」を設置し、その対策を抜本的に強化すること。

第二五一号 平成十三年十一月三十日受理
児童扶養手当制度の見直し反対に関する請願
請願者 大阪府八尾市刑部三ノ八ノ一一 難波三重 外千九百九十九名

紹介議員 宮本 岳志君

平成十年八月に児童扶養手当受給に係る所得制限が百万円程度引き下げられたが、それからわずか三年で制度の見直しが検討されている。不況が長引く中、母子家庭の平均収入は一般家庭の三分の一程度であることから、児童扶養手当は母子家庭にとつての命綱となっている。

二、公的年金制度を拡充すること。

三、国民の不安を取り除くため、社会福祉を拡充すること。

充に関する請願
請願者 埼玉県越谷市大澤二ノ二ノ八 横川功司 外九百九十七名

紹介議員 藤井 俊男君

政府のこれまでの社会保障支出抑制政策は、医療保険や年金制度、福祉に関する国民の期待を低下させるだけでなく、社会保障全体に対する信頼を損なうものであり、国民は将来に不安を募らせている。このため、国の責任と負担を基本にした医療保険制度や高齢者医療制度などの改善・拡充により、国民の安心と生活の安定を支えることが求められている。

一、国民医療を拡充するとともに、建設国保組合を育成・強化すること。

1 国民負担を軽減させ、保険料負担増及び患者負担増を行わないこと。薬価基準及び診療報酬の適正化を進め、患者の立場に立った抜本改革を行うこと。保険者機能を強化すること。

2 公費負担の拡充により高齢者医療制度を安定させること。

二、公的年金制度を拡充すること。

1 基礎年金の国庫負担を早期に二分の一に引き上げ、制度を安定させること。

三、国民の不安を取り除くため、社会福祉を拡充すること。

1 介護保険を実現するための基盤整備を国の責任により着実に進めること。介護保険制度を拡充すること。

第二五三三号 平成十三年十一月三十日受理
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願
請願者 東京都北区堀船二ノ二七 井上毅三 外二百名
紹介議員 中原 爽君
この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二二五四号 平成十三年十一月三十日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 静岡県沼津市中沢田五九三ノ四ノ一 西島正人 外千二百十七名

紹介議員 中島 眞人君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二二五五号 平成十三年十一月三十日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 東京都江東区北砂四ノ一九ノ三〇ノ三三五 森哲夫 外五百三十名

紹介議員 沢 たまき君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二二五六号 平成十三年十一月三十日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 静岡県藤枝市大洲四ノ一一ノ一二 柘植美文 外五百五十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二二五七号 平成十三年十一月三十日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 仙台市青葉区宮町五ノ一ノ一八 熊谷とめ 外八百七十一名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二二五八号 平成十三年十一月三十日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 新潟市京王三ノ一八ノ三 渡辺利喜男 外二百二十名

紹介議員 田浦 直君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二二五九号 平成十三年十一月三十日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 千葉市稲毛区宮野木町八一五ノ一七 吉野亨 外三千九百九十九名

紹介議員 小宮山洋子君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第二二六〇号 平成十三年十一月三十日受理

児童扶養手当制度の見直し反対に関する請願

請願者 大阪府交野市私部南一ノ一二ノ一五 村田和子 外九百九十九名

紹介議員 勝木 健司君

この請願の趣旨は、第二二五二号と同じである。

第二二六七号 平成十三年十一月三十日受理

小規模通所授産施設の運営費の改善等成人障害者施策の拡充に関する請願

請願者 兵庫県飾磨郡夢前町前之庄七三六ノ二 松本優子 外九百九十九名

紹介議員 松 あきら君

この請願の趣旨は、第九七四号と同じである。

第二二八八号 平成十三年十一月三十日受理

介護保険、医療保険及び年金制度の改善に関する請願

請願者 大阪府八尾市田井中四ノ一七二 貴島和彦 外二万二千三百四十四名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一五五号と同じである。

第二二八九号 平成十三年十一月三十日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市池田一ノ七ノ四 多田康正 外四十五名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二二九〇号 平成十三年十一月三十日受理

乳幼児医療費無料制度の国による早期創設に関する請願

請願者 静岡市瀬名三八ノ一 水谷彰仁 外三千百二十二名

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二二九一号 平成十三年十一月三十日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 静岡県浜松市有玉北町一、五三八 市川健悟

紹介議員 山下 善彦君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第二二九三号 平成十三年十一月三十日受理

医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願

請願者 愛知県安城市箕輪町新芳畔二〇五ノ一 稲垣宏美 外四百五十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第二二九四号 平成十三年十一月三十日受理

医療費に対する患者負担の引上げ中止等に関する請願

請願者 千葉県市川市稲越町四八二ノ五 田中政子 外七百四十六名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第二二九五号 平成十三年十一月三十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 北海道旭川市末広一条一二ノ五ノ

紹介議員 一四 平岡詔子 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第二二九六号 平成十三年十一月三十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 仙台市青葉区上杉一ノ二ノ一六宮 城農農業協同組合中央会長 大堀 哲

紹介議員 日出 英輔君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第二二九七号 平成十三年十一月三十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 長崎市文教町一ノ一四長崎大学生 活協同組合理事長 西田知照

紹介議員 田浦 直君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第二二九八号 平成十三年十一月三十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 徳島県板野郡北島町中村東堤ノ内 三〇ノ三 河野孝子

紹介議員 北岡 秀二君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第二二九九号 平成十三年十一月三十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 長野県埴科郡戸倉町千本柳六四八 竹内富美子

紹介議員 若林 正俊君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第三〇〇号 平成十三年十一月三十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜

本的な整備強化に関する請願

請願者 大阪市鶴見区放出東二ノ二二ノ二

紹介議員 二本佐代子

紹介議員 山本 孝史君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一三〇一号 平成十三年十一月三十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 長野県上伊那郡長谷村中尾三八二

大出あさみ

紹介議員 岩佐 惠美君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一三〇二号 平成十三年十一月三十日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町谷八木一、

一九一五〇ノ三三 林顕子

外千三百十一名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第一三〇三号 平成十三年十一月三十日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 東京都目黒区鷹番三ノ二二ノ七

渡辺信男 外三千四百八十三名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第一三〇四号 平成十三年十一月三十日受理

看護制度の一本化等に関する請願

請願者 秋田県大曲市朝日町一ノ二二

明平ひとみ 外九百二十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一一六九号と同じである。

第一三〇五号 平成十三年十一月三十日受理

安全で行き届いた看護の実現、医療事故対策のための第三者機関設置等に関する請願

請願者 鳥取県米子市日ノ出町一ノ五ノ一

三 塩見秀明 外千九百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一二五〇号と同じである。

第一三〇六号 平成十三年十一月三十日受理

男性助産士導入反対、開業助産婦の存続等に関する請願

請願者 千葉県船橋市西習志野二ノ二ノ

一 吉越直子 外五百五十九名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第五九四号と同じである。

第一三一二号 平成十三年十一月三十日受理

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十九条の改正に関する請願

請願者 札幌市中央区南十三条西四五ノ二

三ノ三ノ一ノ五〇一 黒田哲也

外二百八十二名

紹介議員 伊達 忠一君

この請願の趣旨は、第二六号と同じである。

第一三二三号 平成十三年十一月三十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 茨城県水戸市赤塚一ノ二、〇二九

ノ一二一いばらきコープ生活協同

組合理事長 大崎信子

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一三二四号 平成十三年十一月三十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 群馬県高崎市上中居町一、一九六

ノ一 塚越久子 外一名

紹介議員 中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一三二五号 平成十三年十一月三十日受理

雇用・失業情勢の深刻化に対応するための労働行政体制の緊急整備に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市杭瀬寺島一ノ三ノ一

四 加藤桂子 外五百九十九名

紹介議員 辻 泰弘君

この請願の趣旨は、第八七〇号と同じである。

第一三二七号 平成十三年十一月三十日受理

年金・医療・福祉等の制度改革に関する請願

請願者 京都府宇治市小倉町天王三ノ三

八 足立婦美枝 外百九十九名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第三八〇号と同じである。

第一三二八号 平成十三年十一月三十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 京都市南区吉祥院石原上川原町一

ノ二 門脇馨

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一三二九号 平成十三年十一月三十日受理

食品衛生法の改正及び同法に基づく行政措置の抜本的な整備強化に関する請願

請願者 大阪府堺市鴨谷台一丁四五ノ四ノ

二〇三 津田泰秀

紹介議員 白浜 一良君

この請願の趣旨は、第三八七号と同じである。

第一三三〇号 平成十三年十一月三十日受理

国立病院及び療養所における看護職員の増員等に関する請願

請願者 京都府城陽市寺田正道九九ノ一四

井上カズコ 外千五百二十一

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第九七五号と同じである。

第一三三二号 平成十三年十一月三十日受理

児童扶養手当制度の見直し反対に関する請願

請願者 大阪府泉南市信達岡中五八四

辻 幸代 外千四百九十九名

紹介議員 高嶋 良光君

この請願の趣旨は、第一二五一号と同じである。

第一三三三号 平成十三年十一月三十日受理

将来の安心及び生活の安定のための社会保障の拡充に関する請願

請願者 東京都練馬区中村北一ノ六ノ二

市瀬正樹 外八百四十名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一二五二号と同じである。

第一三三八号 平成十三年十一月三十日受理

年金、医療保険及び介護保険などの諸制度の安定的運営に関する請願

請願者 青森県弘前市本町二四ノ一

白取 孝子 外七千六百七十四名

紹介議員 田名部匡吉君

近年、我が国のセーフティネットが不安定であるとの多くの指摘がある。年金においては、平成十三年以降に年金の受給を開始した者から厚生年金の定額部分の支給開始年齢の段階的繰延べなどが行われ、年金の支給開始時期と定年制・再任用制等との整合性が不完全なことになる無年金期間の発生が懸念されている。また、高齢者医療制度においては、高額療養費限度額引上げの実施、上限額付きでの医療費一割負担の導入などが行われたが、今後、上限額の撤廃と保険者の負担増加が検討されている。導入後間もない介護保険制度については制度上の課題が指摘されている。一方、生命保険会社の破綻による予定利率の引下げなどに加え、来年四月からは預貯金の保証額に上限を設けるペイオフが解禁されるなど、金融不安が生活を直撃している。

ついで、生活のセーフティネットを確立するため、次の事項について実現を図りたい。

一、退職後に安定した年金生活を送るため、見通しの立つ年金制度とすること。

平成十三年度以降の年金受給者からは、厚生年金の基礎年金部分の支給開始年齢が一年ずつ繰延べとなり、六十歳で定年退職した夫婦の場合、月額約十万円の年金（うち介護保険料、任意継続又は国民健康保険料納入）での生活を余儀なくされることから、生活可能な額を支給する年金制度を確立するとともに、年金受給待機者の健康保険任意継続に当たっては、雇用主の負担相当部分を国が負担すること。

二、医療保険制度の抜本改革に当たり、高齢期の医療負担については現行の上限額を維持すること。

安心して医療を受け、健康な生活を維持するための制度を高齢者に提供すること。

三、家族介護の努力をしている家庭に対する給付適用を介護保険制度に組み入れること。

十二月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案（櫻井充君外四名発議）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律案

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 登録業者等の団体の指定（第十二条の六―第十二条の九）」を「第四章 登録業者等の団体の指定（第十二条の九）」を「第四章の二 特

者等の団体の指定（第十二条の六―第十二条の九）定建築物維持管理評価（第十二条の九の二―第十二条の九の十五）」に改める。

第三条第二号中「行なう」を「行い、並びにこれらに付随する調査等の業務を行う」に改める。

第四条第二項中「空気環境」の下に「（特定有害物質による建築物の居室内の空気汚染の防止等に関する法律（平成十三年法律第 号）第二条第一項に規定する特定有害物質の濃度を含む。以下同じ。）」を加え、同条に次の一条を加える。

（定期測定等）

第四条の二 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、当該特定建築物における空気環境の測定及び当該特定建築物において供給する飲料水の品質検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

第十条中「帳簿書類」の下に「（第四条の二の規定に基づく空気環境の測定及び水質検査の結果の記録を含む。）」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 特定建築物維持管理評価（特定建築物維持管理評価）

第十二条の九の二 次条から第十二条の九の六までの規定の定めるところにより都道府県知事が指定した者（以下「指定評価機関」という。）は、申請により、厚生労働省令で定めるところにより、定期に、特定建築物維持管理評価（特定建築物の維持管理について建築物環境衛生管理基準に照らして評価することという。次項において同じ。）を行い、その結果に基づいて特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に適合している旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した評価書（次項において「特定建築物環境衛生管理基準適合評価書」という。）を交付することができる。

2 前項の規定により特定建築物環境衛生管理基準適合評価書の交付を受けたときは、特定建築物所有者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定建築物維持管理評価に係る期間内に限り、当該特定建築物において、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に適合していることを示す表示を掲示することができる。

（指定評価機関の指定）

第十二条の九の三 前条第一項の規定による指定（以下この章において単に「指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する業務（以下この章において「評価の業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

（欠格事項）

第十二条の九の四 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第十二条の九の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの（指定の基準）

第十二条の九の五 都道府県知事は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、評価の業務の実施の方法その他の事項についての評価の業務の実施に関する計画が、評価の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の評価の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては役員、法人の種類にに応じて公正労働省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 評価の業務以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて評価の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、評価の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

（指定の公示等）

第十二条の九の六 都道府県知事は、指定をしたときは、指定評価機関の名称及び住所並びに業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定評価機関は、その名称若しくは住所又は評価の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の更新）

第十二条の九の七 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第十二条の九の三から第十二条の九の五までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

（評価の業務の義務）

第十二条の九の八 指定評価機関は、評価の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、評価の業務を行わなければならない。

（評価業務規程）

第十二条の九の九 指定評価機関は、評価の業務に関する規程（以下この章において「評価業務

規程」という。）を制定し、その規程に基づいて評価の業務を行うこととする。

（評価業務の公表）

第十二条の九の十 指定評価機関は、評価の業務に関する結果（以下この章において「評価結果」という。）を公表しなければならない。

（評価業務の改善）

第十二条の九の十一 指定評価機関は、評価の業務に関する結果に基づいて、評価の業務の改善を図るべきものとする。

（評価業務の報告）

第十二条の九の十二 指定評価機関は、評価の業務に関する結果に基づいて、都道府県知事に報告しなければならない。

（評価業務の監査）

第十二条の九の十三 指定評価機関は、評価の業務に関する結果に基づいて、公正労働省令で定める機関に監査を受けるものとする。

（評価業務の罰則）

第十二条の九の十四 指定評価機関が、この章の規定に基づいて評価の業務を行うに当たって、虚偽の報告を提出し、又は虚偽の結果を公表したときは、公正労働省令で定める罰金に処する。

（評価業務のその他の事項）

第十二条の九の十五 指定評価機関は、この章の規定に基づいて評価の業務を行うに当たって、公正労働省令で定める事項に従うものとする。

規程」という。を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 評価業務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の認可をした評価業務規程が評価の業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その評価業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(揭示)

第十二条の九の十 指定評価機関は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十二条の九の十一 指定評価機関は、厚生労働省令で定めるところにより、評価の業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十二条の九の十二 都道府県知事は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定評価機関に対し、評価の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第十二条の九の十三 都道府県知事は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定評価機関に対し評価の業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定評価機関の事務所に立ち入り、評価の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第九条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(評価の業務の休廃止等)

第十二条の九の十四 指定評価機関は、評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により評価の業務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る指定は、その効力を失う。

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第十二条の九の十五 都道府県知事は、指定評価機関が第十二条の九の四各号(第四号を除く)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、指定評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十二条の九の六第二項、第十二条の九の八、第十二条の九の十、第十二条の九の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第十二条の九の九第一項の認可を受けた評価業務規程によらないで評価の業務を行つたとき。

三 第十二条の九の九第三項又は第十二条の九の十二の規定による命令に違反したとき。

四 第十二条の九の五各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第十二条の十に次の一項を加える。

2 何人も、第十二条の九の二第二項に規定する場合を除き、建築物において、同項に規定する

表示又はこれに類似する表示を掲示してはならない。

第十五条中「三万円」を「十万円」に改め、同条に次の二号を加える。

四 第十二条の九の十五第二項の規定による評価の業務の停止の命令に違反した者

五 第十二条の十第二項の規定に違反した者

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十二条の九の十一の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第十二条の九の十三第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による職員の立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由がないのに答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第十二条の九の十四第一項の規定による届出をしないで業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者

第十六条中「一万円」を「三万円」に改める。

第十七条中「前二条」を「前三条」に改める。

第十八条第二号中「第十二条の十」を「第十二条の十第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成十三年十二月十八日印刷

平成十三年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局